

令和5年度食産業の戦略的海外展開支援事業
(EU共通農業政策、英国農業政策、
EU森林デューデリジェンスの動向分析委託
事業)

【報告書】

2024年3月

目 次

1. EU共通農業政策(CAP)に関する

①新CAP全体像の整理	4
②新CAPの各項目に係るEU規則の規定内容	11
③28のCAP戦略計画の概要比較	13
④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較	16
⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー	139

2. 英国農業政策に関する調査

①2020年英国農業法制定までの経緯と特徴	148
②2020年英国農業法の適用範囲	150
③英国農業法に対するステークホルダーの評価	152
④2020年英国農業法の内容	153
⑤財政上の支援(2020年英国農業法)	155
⑥2020年英国農業法の移行スケジュール	158
⑦直接支払の削減・廃止(2020年英国農業法)	160
⑧環境土地管理スキーム(ELM)	161
⑨食料安全保障	174
⑩例外的な市場状況への対応(2020年英国農業法)	178
⑪サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引(2020年英国農業法)	179
⑫農業政策の支出状況	181
⑬英国の環境政策	183
⑭英国の通商政策	187

目 次

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

①調査の背景と目的、調査概要	190
②基本情報：森林DD規則の対象品目、日本との関わり	191
③森林DD規則の詳細	193
④EUによる規則運用開始に向けた動き	203
⑤各国による規則運用開始に向けた動き	204
⑥各国における規則運用に向けた取組状況	205
⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応	206
⑧まとめ：日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理	211

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

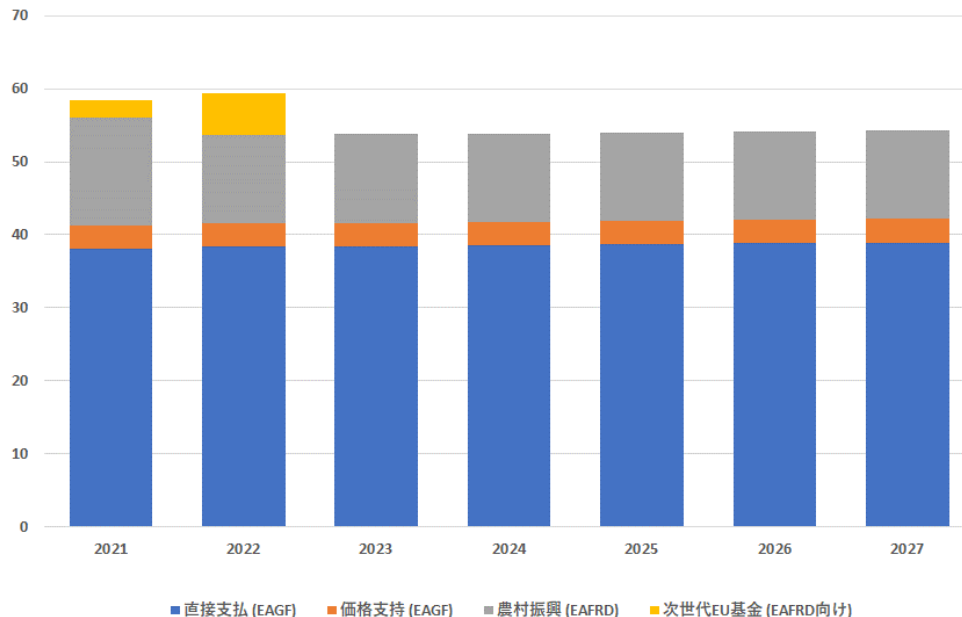
①新CAP全体像の整理／新CAPの全体像

新CAPの全体像

- EUでは、域内の食料の安定供給、農業者の所得補償、環境保全、農村振興等を目的とした共通農業政策(CAP)による大きな枠組みの下、27の加盟国が自国の農政の方針を決めている。**CAPは第一の柱(直接支払・価格支持)と第二の柱(農村振興)**で構成されており、第一の柱が欧州農業保証基金(EAGF)からの拠出、第二の柱が欧州農業農村振興基金(EAFRD)と加盟国予算から拠出される。新CAPでは、加盟国は**柱間の予算を最大25%まで移管できる**。
- 2023年から2027年の間に実施される新CAPでは、施策立案における加盟国の権限拡大が大きな特徴とされる。加盟国は直接支払、農村振興の領域でそれぞれ施策と予算を組み合わせた**CAP戦略計画**を策定し、欧州委員会から承認を受けた後は、毎年の実績レビューの下、施策を国内で実施していく。

新CAPにおけるEUの予算配分(2021-2027)

単位：10億ユーロ



出所: European Commission, "Common agricultural policy funds"(https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/financing-cap/cap-funds_en#overview)

■ 第一の柱(直接支払・価格支持)

➤ 直接支払

所得安定の確保、環境に配慮した農業慣行、通常市場で対価が支払われない公共サービスの提供(農地の整備など)に対して、農業者に支払いを行うもの。

➤ 価格支持

健康上の恐怖等(health scare)による需要の急減や、市場における一時的な供給過剰による価格下落など、市場の困難な状況に対処するための市場施策。

■ 第二の柱(農村振興)

農村地域が直面する特定のニーズや課題に対処するため、加盟国や地域が運営するプログラムで実施する農村振興施策。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／第一の柱の構成

第一の柱の構成

(1) 直接支払

- EUの農業者は原則、所有する農地の面積当たり(ヘクタール)の単価に応じて直接支払を受給する。直接支払を受給するためには、環境要件等を定めたコンディショナリティを遵守する必要がある。
- 新CAPにおいて、各加盟国は裁量に基づき、各目的別支払の支払単価や予算割合、受給要件などを設定することができる。

()内は加盟国の実施義務、予算枠内シェア

(全農業者が守るべき環境要件等の最低限の受給基準) コンディショナリティ	カプル所得支持(任意、13%以下)	小規模農業者支払
	・ 品目別の上乗せ助成	
	再分配所得支持(任意、10%以上)	
	・ 中小規模経営の農家に対する上乗せ助成	
	青年農業者所得支持(任意、規定なし)	
	・ 経営開始から5年以内で申請時に35～40歳以下(各国が規定)の新規就農者に対する上乗せ助成	
	エコスキーム(義務、25%以上)	
	・ 環境・気候・動物福祉に配慮した農業慣行に対して支払われる上乗せ助成	・ 小規模農業者を対象とした、事務負担を簡便にした支払制度(一農家最大1,250ユーロ／年)
	基礎所得支持(義務、規定なし)	
	・ 従来制度の受給権を継承した面積支払い、あるいは一律面積単価(国ごとに選択)	

(2) 価格支持

➤ 介入買入

作物毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った場合に買い支えを実施。

対象品目：小麦、デュラム小麦、大麦、トウモロコシ、米、牛肉・子牛肉、バター、脱脂粉乳

➤ 民間貯蔵助成

市場価格の下落時期に、EUが民間事業者に対して、一定期間、製品の貯蔵費用を負担する支援を行うもの。

対象品目：精製糖、オリーブオイル。牛肉、バター、チーズ、脱脂粉乳、豚肉、羊肉、山羊肉、亜麻繊維

➤ 例外措置

危機又は危機の脅威が発生し、価格の急落を防ぎ、それらの影響を緩和するために行う措置。

➤ 部門別助成

域内で特定の課題に直面する農業部門への助成。

対象品目：果物・野菜、ワイン、オリーブオイル、養蜂、ホップ

➤ 市場監視

農産物市場が正しく機能していることを確認し、その発展を監視するために、欧州委員会がEU諸国や関係者から情報を収集するもの。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／第二の柱の構成

第二の柱の構成

- 第二の柱の農村振興政策は、EUの農村地域における社会的、環境的、経済的持続可能性を強化することによって、第一の柱の直接支払と価格支持を補強する役割を果たす。
- 加盟国・地域で実施される農村振興プログラムは、欧州農業農村振興基金(EAFRD)と加盟国予算の共同出資によって執行される。
- 主な施策は、環境・気候等管理誓約、自然等地域固有限制(条件不利地域)、投資、青年及び新規就農者・農村事業開発などである。旧CAPでは23種類あったが、プログラムの管理が複雑で加盟国から不評であったため、8種類に統合された。主な施策概要は次の通り。

➤ 環境・気候等管理誓約

- コンディショナリティやエコスキームを超えて、各国の定める有益な農業環境の保全・気候変動緩和の取組を任意で実施する農業者への支払

➤ 自然等地域固有限制(条件不利地域)

- 自然条件等の制約が厳しい地域(いわゆる条件不利地域)で農業を維持するための助成

➤ 義務要件地域(自然保護区など)

- Natura 2000に指定された農業地域など指令で定められる地域への支払

➤ 投資(灌漑も含む)

- 灌漑の整備や新技術の導入、規模拡大など加盟国で定める条件での投資を支援

➤ 青年及び新規就農者・農村事業開発

- 青年農業者や新規農業者への支援や農村事業等への支援

➤ リスク管理施策(保険・共済)

- 保険などのリスク管理施策への支援

➤ 協同(LEADER等)

- 地域コミュニティ主導の農村振興(LEADER)などを支援

➤ 知識交換・情報普及

- イノベーションや農業者へ技術指導等を行う農業アドバイザーサービスなどを支援

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／コンディショナリティ／良好な農業・環境条件(GAEC)

コンディショナリティ: 良好な農業・環境条件(GAEC)

- EUの農業者は直接支払い及び農村振興の各種面積支払いを受給するために、環境要件等の最低限の受給基準であるコンディショナリティ(旧クロスコンプライアンス)を遵守しなくてはならない。
- 新CAPのコンディショナリティでは、従来のクロスコンプライアンスの要件である①農地の保全に関する最低限の基準である「良好な農業・環境条件(GAEC)」、②EU法の遵守を求める「法定管理要件(SMRs)」に加えて、新たに3種類目の要件として③労働者保護のEU法遵守を求める「社会的コンディショナリティ」が追加される。新制度ではGAECに旧CAPのグリーンング支払いの取組要件が取り込まれている。
- GAECの具体的な要件は、各加盟国により決定するため、差異が生じる。

分野	要件と基準		基準の目的
気候変動 (緩和と適応)	GAEC1	農地に占める永年草地の割合(国・地域・サブ地域・経営集団・経営いずれか)に基づく永年草地の維持(2018年対比減少5%以内)	炭素貯蔵を保全するために、他の農業用途への転換回避に向けたセーフガード
	GAEC2	湿地と泥炭地の保護(2024年又は2025年からの適用とすることが可能)	土壌炭素が多い土地の保護
	GAEC3	耕地の切り株焼却禁止(植物衛生上の理由によるものを除く)	土壌有機物の維持
水	GAEC4	水路沿いに緩衝帯を設置(原則3m以上)	河川の汚染・流出防止
土壌 (保護と質)	GAEC5	土壌の劣化リスクを減じる耕起管理(傾斜の考慮など)	浸食を防ぐための最低限の土地管理
	GAEC6	最も傷みやすい時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆	最も繊細な時期の土壌保護
	GAEC7	耕地における輪作(水面下で生育する作物を除く)	土壌水分量の保護
生物多様性と景観 (保護と質)	GAEC8	・非生産的用地等の農地最低限割合(4%) ・景観地特性の保存 ・鳥の繁殖期における生垣と樹木の伐採禁止 ・(任意措置)侵入植物種を避ける措置	農地の生物多様性維持
	GAEC9	Natura 2000指定区域(自然保護区)内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止	生息地と種の保存

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／コンディショナリティ／法的管理要件(SMRs)、社会的コンディショナリティ

コンディショナリティ: 法的管理要件(SMRs)、社会的コンディショナリティ

<SMRs>

分野		要件と基準	
気候と環境	水	SMR1	水枠組指令(リン酸拡散汚染源の管理義務要件)(2000/60/EC)
		SMR2	農業由来の硝酸塩による汚染からの水の保護に関する理事会指令(91/676/EEC)
	生物多様性と景観 (保護と質)	SMR3	野鳥保護指令(2009/147/EC)
		SMR4	野生動植物と生息地の保護指令(92/42/EEC)
公衆衛生・植物衛生	食品安全	SMR5	一般食品法規則((EC)No178/2002)
		SMR6	特定物質の畜産への使用禁止に関する指令(96/22/EC)
	植物用防除資材	SMR7	植物防除資材の販売に関する規則((EC)No1107/2009)
		SMR8	農薬持続可能使用指令(2009/128/EC)
動物福祉		SMR9	子牛保護に関する最低水準に関する指令(2008/119/EC)
		SMR10	豚保護に関する最低水準に関する指令(2008/120/EC)
		SMR11	農業目的で飼育されている動物保護に関する指令(98/58/EC)

<社会的コンディショナリティ>

分野	要件と基準
雇用	透明で予測可能な労働条件指令(2019/1152)
健康と安全	労働者の安全衛生増進のための施策指令(89/391/EEC)
	労働者による作業機器の使用に関する最低限の安全衛生要件指令(2009/104/EC)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／新CAPで設定された目標

新CAPで設定された目標

- 新CAP(2023-27年)は以下の10の主要目標を中心に構成される(CAP戦略計画規則2021/2115 第5条)。これら社会・環境・経済に焦点を当てた目標は各加盟国がCAP戦略計画を策定する上での基礎とされる。加盟国は自国のニーズに対応した目標ごとに施策を実施し、その実績と結果をEUから評価されることとなる。

主要目標	概要(CAP戦略計画規則2021/2115 第5条)
実現可能な農業収入に対する支援	(a)長期的な食料安全保障と農業の多様性を強化し、農業生産の経済的持続可能性を確保するために、EU全域における実現可能な農業収入と農業部門の回復力を支援すること
競争力の強化	(b)市場志向を強化し、研究・技術・デジタル化により注力するなど、短期的にも長期的にも農業の競争力を高めること
バリューチェーンにおける農業者の地位向上	(c)バリューチェーンにおける農業者の地位を向上させること
気候変動の緩和への貢献	(d)温室効果ガスの排出削減や炭素隔離の強化、持続可能なエネルギーの促進など、気候変動の緩和と適応に貢献すること
効率的な天然資源の管理	(e)化学物質への依存低減を含む、持続可能な開発及び水・土壌・大気等の天然資源の効率的な管理を促進すること
生物多様性の損失の阻止と回復	(f)生物多様性の損失の阻止と回復に貢献し、生態系サービスを改善し、生息地や景観を保全すること
担い手世代の交代	(g)青年農業者や新規就農者を引きつけ、定着させ、農村地域における持続可能な農業経営を促進すること
農村地域の雇用・成長・平等	(h)農村地域における雇用・成長・ジェンダー平等(女性の農業参加を含む)・社会的包摂・地域開発、及び循環型バイオ経済と持続可能な林業を促進すること
食と健康に関する社会的要請への対応	(i)持続可能な手段で生産された高品質で安全かつ栄養価の高い食品、食品廃棄物の削減、動物福祉の改善、薬剤耐性(AMR)対策といった食と健康に関する社会的要請に対するEU農業の取組みを強化すること
知識・イノベーションの向上	知識・イノベーション・デジタル化の強化・共有と、研究・イノベーション・知見交換・研修へのアクセス改善を通じた農業者の機会活用を促進し、農業と農村地域の近代化を図ること

出所: European Commission, "Key policy objectives of the CAP 2023-27" (https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/cap-overview/cap-2023-27/key-policy-objectives-cap-2023-27_en#documents)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

①新CAP全体像の整理／事項: 欧州委員会の簡素化案に基づくCAP規則の柔軟化

補足事項: 欧州委員会の簡素化案に基づくCAP規則の柔軟化

- 2023年以降、欧州で広がった農業者の抗議活動を背景に、欧州委員会は**CAP規則の柔軟な施行を可能とする簡素化案**を公表(2024年2月22日)。その後に行われたEU農業・漁業理事会は同案を歓迎しており、CAP規則の早期の修正が見込まれている(本執筆時点の3月上旬の情報に基づく)。本措置によって農家と加盟国の双方において施策実施の管理負担が軽減されるとされる。
- さらに理事会は、CAP戦略計画に関して、施策の簡素化と計画の修正を加盟国が容易に行えるようにすることに合意した。

欧州委員会が公表した簡素化案の概要(2024年2月22日公表)

施策	概要
GAEC1: 永年草地の維持要件の緩和	■ GAEC1では、2018年を基準年としてEU域内における永年草地面積の安定維持を義務付けるが、本要件の下では、市場の混乱によって耕作に転換を余儀なくされた広大な草地を持つ畜産農家が、耕地を永年草地に再転換することが求められる可能性がある。この義務によって当該農家の収入減少に繋がる可能性がある。欧州委員会は2024年3月中旬までに本規則を改正し、家畜の減少による構造変化を考慮して、そうした農家が耕地を永年草地に再転換する義務を負わないようにするとした。
GAEC6: 土壌被覆要件の見直し	■ GAEC6が定める土壌被覆の要件について、農家がより高い柔軟性を享受できるように地域の特性を考慮した慣行を認められないか、欧州委員会は検討の上、2024年4月にガイドラインを公表するとしている。
農地モニタリングシステム(AMS)を用いた検査方法の合理化	■ EUは、農家による取り組みの遵守状況を検査する方法の一つとして、衛星画像を用いた農地モニタリングシステム(Area Monitoring System: AMS)を運用するが、欧州委員会は今後同システムの評価方法を合理化するとしている。これにより、加盟国当局の農場訪問の回数を最大50%まで削減できるとしている。
不可抗力の概念の明確化	■ 不可抗力(ないし例外的状況)の概念を明確化することで、農家がコントロールできない例外的で予見不可能な事態(例: 深刻な干ばつや洪水等)によって、CAPが要求する事項をすべて満たせずに罰則を課される事態を避けることができるようになる。
簡素化に向けたその他修正点と加盟国間のベストプラクティスの共有	■ 農地面積10ヘクタール未満の小規模農業者をGAEC遵守の適用除外とする。これによって、CAP支払いの受益者の65%を占める小規模農業者の日常業務を大幅に簡素化できるとする(さらに、小規模農業者の農地はCAPが対象とする全農地の9.6%しか占めないため、環境目標への影響は小さい)。 ■ さらに、CAP規則が中期的に修正される場合には、輪作や休耕(GAEC7,8)に関して見直しを行う可能性がある。 ■ 今後、さらなる簡素化に向けたベストプラクティスの共有を加盟国間で促進するものとする。

出所: European Commission, “The European Commission presents options for simplification to reduce the burden for EU farmers”

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

②新CAPの各項目に係るEU規則の規定内容／第一の柱(直接支払)の詳細内容

第一の柱(直接支払い)の詳細内容

- 第一の柱のうち直接支払いの詳細内容は、CAP戦略計画規則2021/2115のタイトル1第二章(第16条～第41条)で規定される。
- 大規模農家による直接支払いの高額受給の問題について、**加盟国は任意で減額措置を講じることができる**。減額措置を講じる加盟国は、基礎所得支持に係る年間受給額に上限(10万ユーロ)を設定したり、6万ユーロを超えた支払い分について最大85%まで減額できるようになる(第17条)。
- 加盟国は農業者に対する直接支払いの実施にあたって、**受給に係る最低面積を設定し**、その最低面積を下回る農地しか所有しない場合には、営農実態のある農業者であっても支払いをしてはならないとした。若しくは、加盟国は農業者に支払う直接支払いの最低額を設定することもできる(第18条)。

制度名	根拠法令	設置	事業概要	予算構成比	支払単価目安	コンディショナリティ
基礎所得支持	第21条～第27条	必須	従来制度の受給権を継承した個々の農地に対する面積支払い、あるいは加盟国内で一律に設定された面積単価による支払い(国ごとに選択)	規定なし	加盟国で異なる	○
エコスキーム (環境・気候・動物福祉)	第31条	必須	気候、環境、動物福祉、抗微生物剤耐性対策に資する取組みに対する年次の面積支払い。農業者の参加は任意。基礎所得支持への上乗せ、あるいは掛かり増し費用と逸失所得の補てん	25%以上	加盟国で異なる	○
カップル所得支持 (品目別の助成)	第32条～第41条	任意	生産の維持が困難にある品目及びタンパク質作物に対する年次面積支払い又は家畜の頭数支払い	13%以下	加盟国で異なる	○
再分配所得支持 (中小経営への助成)	第29条	必須	大規模経営から中小規模経営への再分配のため、各農業者につき一定以下の面積に対し所定額を給付	10%以上	加盟国で異なる	○
青年農業者所得支持	第30条	任意	最長5年間。年齢上限35歳～40歳(各国が規定)。年次面積支払い又は農業者当たり所定額の支払い。	規定なし	加盟国で異なる	○
小規模農業者支払い	第28条	任意	基礎所得支持・再分配所得支持・青年農業者所得支持を代替する(簡易な)制度。農業者の利用は任意。所定額支払い又は面積支払い	規定なし	最大1,250ユーロ／年	○ (例外あり)

出所: 各種資料を参照して作成

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

②新CAPの各項目に係るEU規則の規定内容／第二の柱(農村振興)の詳細内容

第二の柱(農村振興)の詳細内容

- 第二の柱の農村振興の詳細内容は、CAP戦略計画規則2021/2115のタイトル1 第四章(第69条～第84条)で規定される。
- 農村振興政策の施策は、旧CAPでは23種類だったものが新CAPでは以下の**8種類**に整理。各施策の規定は簡素化され、詳細は加盟国のCAP戦略計画で規定される。加盟国は農村振興予算のうち**35%以上を環境・気候関連目標**に充てなくてはならない(第93条1項)。
- 加盟国は**直接支払と農村振興の間で原則、最大25%まで予算を移転**できる(第103条1項)。さらに、直接支払から農村振興への予算の移転については、環境・気候関連目標への対応で必要な場合に最大15%、青年農業者支援への対応で必要な場合に最大2%を追加できる(農村振興から直接支払への予算の移転では、1ha当たりの直接支払額がEU平均の90%を下回る加盟国について最大30%まで移転額を引き上げられる)(第103条2項)。

制度名	根拠法令	設置	事業概要	予算構成比	支払単価目安	コンディショナリティ
環境・気候等管理誓約	第70条	必須	・コンディショナリティやエコスキームを超えて、各国の定める有益な農業環境の保全・気候変動緩和の取組を任意で実施する農業者への支払 ・取組により発生した追加的費用及び逸失した所得を補償 ・取組期間は、原則として5年間から7年間 ・具体的な取組は各国が策定 ・取組例): 有機農業への転換・維持、カーボンファーマーミング、遺伝資源の保護	加盟国は農村振興予算のうち 35%以上 を環境・気候関連目標向けに充てなくてはならない(第93条1項)	加盟国で異なる	○
自然等地域固有制約(条件不利地域)	第71条	任意	・自然条件等の制約が厳しい地域(いわゆる条件不利地域)で農業を維持するための助成 ・加盟国が条件不利地域を指定し、その地域の農業者に当該制約にかかる追加的費用と逸失した所得の全部又は一部を補償		加盟国で異なる	○
義務要件地域(自然保護区など)	第72条	任意	Natura 2000に指定された農業地域など指令で定められる地域への支払		加盟国で異なる	○
投資(灌漑も含む)	第73・74条	任意	灌漑の整備や新技術の導入、規模拡大など加盟国で定める条件での投資を支援		加盟国で異なる	—
青年及び新規就農者・農村事業開発	第75条	任意	青年農業者や新規農業者への支援や農村事業等への支援		加盟国で異なる	—
リスク管理施策(保険・共済)	第76条	任意	保険などのリスク管理施策への支援		加盟国で異なる	—
協同(LEADER等)	第77条	任意	地域コミュニティ主導の農村振興(LEADER)などを支援		加盟国で異なる	—
知識交換・情報普及	第78条	任意	イノベーションや農業者へ技術指導等を行う農業アドバイザーサービスなどを支援		加盟国で異なる	—

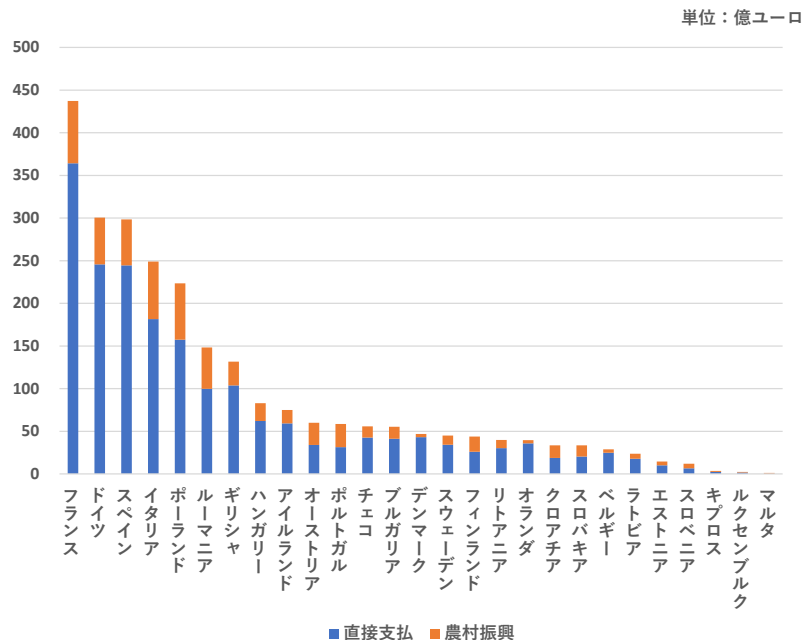
1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

③28のCAP戦略計画の概要比較／欧州委員会による新CAPに対するレビューの概要／各国の財源比較

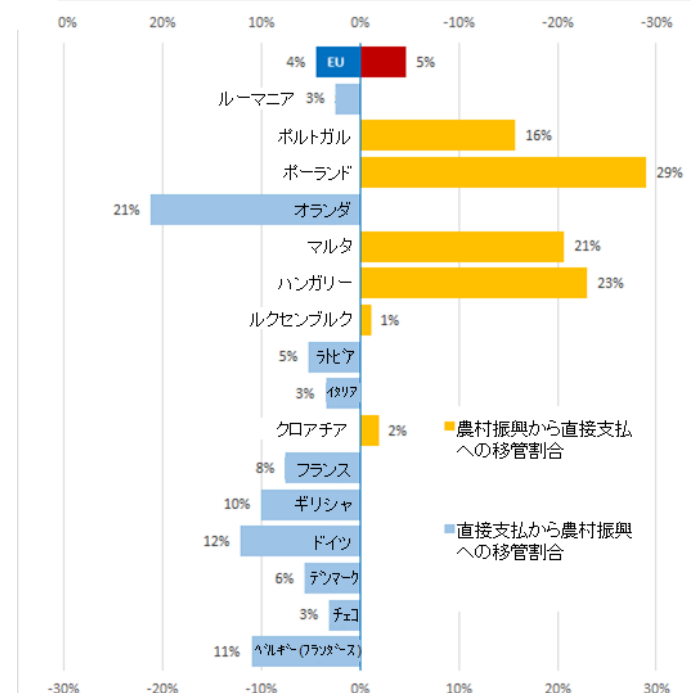
欧州委員会の新CAPに対するレビュー概要_各国の財源比較

- 新CAPの総予算は3,070億ユーロであり、そのうち2,640億ユーロがEU、430億ユーロが加盟国から拠出される。各加盟国に配分されたEU予算を見ると、フランスが最大の約437億ユーロで、続いてドイツ、スペイン、イタリアといった農業大国が続く。欧州委員会が承認した28のCAP戦略計画では、約2,500の介入が計画されている。
- 予算の財源移管を行ったのは21か国で、そのうち14か国が直接支払から農村振興に(移管割合は1～21%)、7か国が農村振興から直接支払に(移管割合は1～30%弱)予算を移管した。EU全体では、直接支払から農村振興への移管額は7億1,400万ユーロ、農村振興から直接支払への移管額は2億3,600万ユーロであり、直接支払から農村振興への純移管額は4億7,800万ユーロであった。加盟国は財源移管に関する決定を2025年に見直すことができる。

各加盟国のEU予算配分(2023-2027)



各加盟国の財源移管の比較

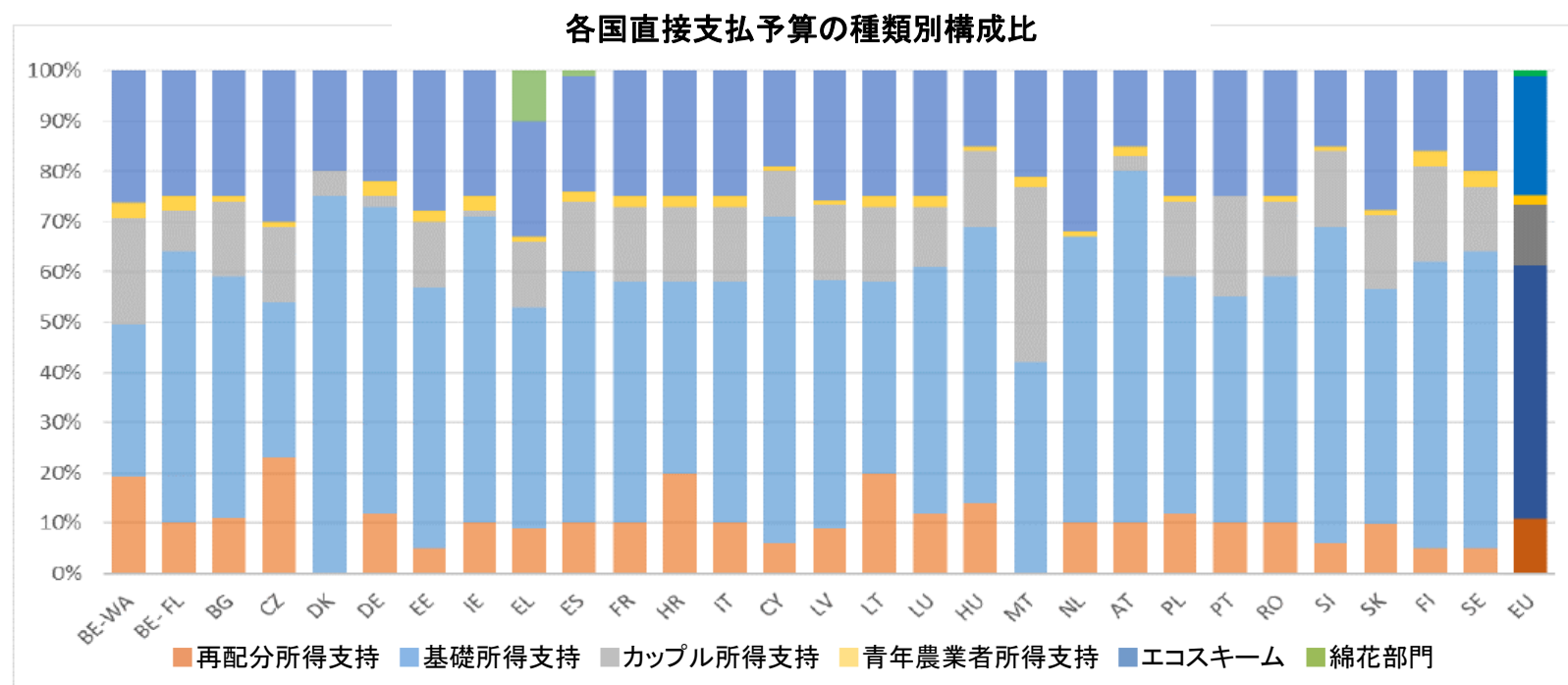


1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

③28のCAP戦略計画の概要比較／欧州委員会による新CAPに対するレビュー／直接支払

欧州委員会の新CAPに対するレビュー概要_直接支払

- 直接支払(及び農村振興)の各種面積支払いの受給に必要なコンディショナリティは新CAPにおいて対象農地面積の90%近くに適用され、持続可能な農業の推進に重要な役割を果たしている。
- 今期CAPでは、中小規模農家を支援する再分配所得支持に直接支払予算の10%強である年間40億ユーロが充てられた。同支払いは旧CAPと比べて2倍以上に増額されている。
- **新CAPの環境・気候目標において、総予算447億ユーロのエコスキームが財政的に最も貢献が大きい。**加盟国は各CAP戦略計画を通じて、国や地域の状況、特定ニーズを踏まえたエコスキームの取り組みを決定した。例えば、ポルトガル、ブルガリア、クロアチア、キプロス、ギリシャ、スロベニアは化学肥料に代わる有機肥料の普及を計画し、ドイツはアグロフォレストリーへの投資と維持の両方を支援する。また、フィンランドは土壌保護を目的に冬期被覆スキームを設け、スペインは土壌劣化を防ぐ、生物多様性向上のための持続可能な放牧・採草への追加助成を定めた。ポーランドでは家畜の生活環境改善を目的とした動物福祉の取り組みが充実している。

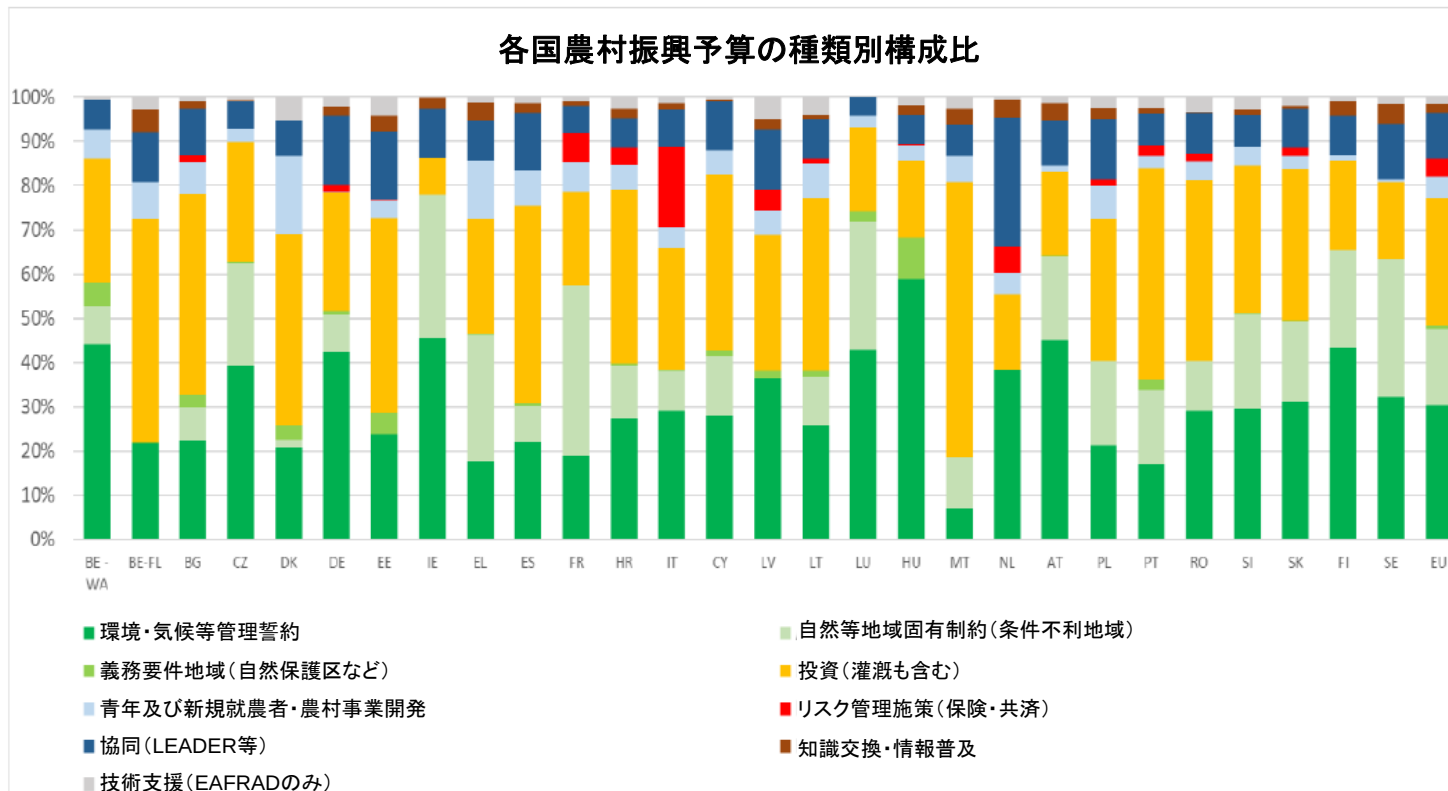


1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

③28のCAP戦略計画の概要比較／欧州委員会による新CAPに対するレビュー概要／農村振興

欧州委員会の新CAPに対するレビュー概要_各国の財源比較

- 各加盟国の農村振興予算の種類別構成比は以下のグラフの通りである。直接支払予算に比べると、農村振興予算の方が加盟国ごとの裁量が大きく、構成の違いが大きくなっている。
- 欧州委員会は、2023年11月に公表した実施レビュー報告書で青年農業者や有機農業といった分野への支援拡充を評価しつつ、各CAP戦略計画の中でより高い野心を示すべきだった分野やより最適なアプローチの追求ができた分野の存在を認めている。例えば、異常気象や市場の混乱に対処する**リスク管理ツールのさらなる強化とEU全域での利用拡大**を求めた。新CAPでもリスク管理ツールの利用はEU全農場のわずか約14%に過ぎないとした。また、レビューでは多くの農家がデジタル技術や技術革新の導入にさらなる努力をすべきこと、知識交換・情報普及に対する広範なニーズに資金配分が追いついていないことが指摘された。



1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／CAP戦略計画の構成(各国共通)

CAP戦略計画の構成(各国共通)

1. 戦略ステートメント(Strategic Statement)
2. ニーズと介入戦略の評価(Assessments of needs and intervention strategy)
 - － SWOT分析のまとめ／ニーズの特定、優先順位付け／介入ロジック／成果指標と目標値／財源配分
3. 戦略の一貫性と補完性(Consistency of the Strategy and complementarities)
 - － 環境及び気候アーキテクチャー／世代交代戦略の概要／所得支持／セクター別支援／リスク管理／国家介入と地域介入の相互作用／動物福祉と抗菌薬耐性の改善／主要課題別コンディショナリティ
4. 介入の共通要素(Elements common to several interventions)
 - － 定義と最小要件／コンディショナリティ／直接支払に関連する要素／技術支援、CAPネットワーク、調整
5. 直接支払、分野及び農村振興(Direct payments, sectoral and rural development interventions specified in the strategy)
 - － 介入の設計/要件の説明／関連するベースライン要素(例:関連する GAEC またはSMR)、コミットメントが必須要件をどのように超えるかについての説明
6. 財政計画(Financial plan)
 - － 概要表／詳細な財務情報、介入別の内訳及び成果の計画(直接支払、部門別、農村振興)
7. ガバナンス及び調整システム(Governance and Coordination system)
 - － ガバナンス及び調整機関の特定／モニタリング及び報告構造の説明／罰則を含む管理、地域モニタリング及び制御システムに関する情報
8. 近代化:農業知識イノベーション・システム(AKIS)とデジタル化(Modernisation: AKIS and digitalisation)

附属書類

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／当帝国のCAP戦略計画の概要／ドイツ

特定国のCAP戦略計画の概要:ドイツ

- ドイツのCAP戦略計画(2023年～2027年)は、約340億ユーロの予算で、農村地域の約4,000万人、農業部門の約30万社の申請企業に支援を提供する。
- ロシアのウクライナ侵略戦争を考慮して、食料供給の安全性、農業ビジネスの収入状況、環境と気候の保護、生物多様性の保護等の要素が戦略計画に組み込まれている。
- より持続可能な経済に向けた農業の変革のため、第一の柱から第二の柱への財源移管を、2026年までに直接支払の15%まで段階的に引き上げる。

ドイツCAP戦略計画予算の内訳

(2023～2027年)

単位:100万ユーロ

	EU予算	加盟国資金	合計(予算)
直接支払	22,194	—	22,194
部門別介入	162	11	173
農村振興	8,239	3,699	11,938
合計	30,595	3,710	34,305

(出所) European Commission, "At a glance: : GERMANY's CAP STRATEGIC PLAN"より作成。

第一の柱:直接支払

・基礎所得支持

農業者の適切な生活水準を確保するために、国の直接支払上限額の約60%を基礎所得支持に使用。2023～27年の総額128億ユーロ。支払単価は157～148ユーロ／ヘクタール。

・再分配所得支持

60ヘクタールまでの小規模農家に追加支給。1～40ヘクタールの農家は69～65ユーロ／ヘクタール、41～60ヘクタールの農家は41～39ユーロ／ヘクタール。

・青年農業者所得支持

40歳以下の青年農業者に対して最大120ヘクタールまで134ユーロ／ヘクタールを最大5年間支給。

・カップル所得支持

子牛農場及び羊・山羊農場の潜在的な低収入を補うために、国の直接支払上限額の1パーセントを使用。乳牛1頭当たり78ユーロ、羊・山羊1頭当たり35ユーロ支給。

・エコスキーム

気候変動対策、環境、動物福祉の向上に資する7スキームを設定。支払単価は40～1,300ユーロ／ヘクタールと多様。

第二の柱:農村振興政策

インフラ整備、農業環境保護、気候変動対策、動物福祉、有機農業、条件不利手当等。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／当帝国のCAP戦略計画の概要／フランス

特定国のCAP戦略計画の概要:フランス

- フランスのCAP戦略計画(2023年～2027年)は、約500億ユーロの予算で、国内の約46万の農場と約71万人の農業者に対して支援を提供する。EU予算で第一・二の柱間の財源移管を行っており、直接支払いから農村振興へ約27億ユーロの財源移管が行われている。
- フランスの農業者の多くは、エコスキームの何らかの取り組みに参加している。また、2027年までに有機農業の農地面積を倍増させ、全農地面積の18%とすることを目指しており、この目標達成のために、旧CAPに比べて有機農業への転換支援を強化している。
- 国内において多様な農業活動が行われており、再分配所得支持や多くの種類のカップル所得支持を通じて、それらの農業活動の維持を図っている。

フランスCAP戦略計画予算の内訳

(2023～2027年)

単位: 100万ユーロ

	EU予算	加盟国資金	合計(予算)
直接支払	34,231	—	34,231
部門別介入	1,359	25	1,384
農村振興	10,039	4,262	14,301
合計	45,629	4,287	49,916

出所: European Commission, "At a glance: FRANCE'S CAP STRATEGIC PLAN"
Updated version March 2023より作成

第一の柱: 直接支払

・基礎所得支持

フランスでは直接支払予算の48%を占める。新CAP期間中の総額163億ユーロ。1ヘクタール当たりの予定単価は本土が130ユーロ前後、コルシカ島が146ユーロ前後。

・再分配所得支持

農地が100ヘクタール以下の小規模農家に対して、最大52ヘクタール分の追加支給を行う。新CAP期間中の総額37億ユーロ。

・青年農業者所得支持

40歳以下の青年農業者に対して最大5年間支払われる一時金。新CAP期間中の総額5.9億ユーロ。

・カップル所得支持

競争力の弱い品目に対して、生産者の収入維持と農業活動維持のためのカップル支払。直接支払予算総額の15%にあたる51億ユーロを充当。

・エコスキーム

生物多様性景観・環境認証、農地エコ管理(畑+草地+永年作物)の3つの取組ルート(択一)と、生垣の加算ボーナスを用意。

第二の柱: 農村振興政策

自然等地域固有制約、有機農業、リスク管理施策、投資、農業環境・気候対策、青年農業者に対する支払、協同、技術支援 等。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／当帝国のCAP戦略計画の概要／オランダ

特定国のCAP戦略計画の概要:オランダ

- オランダのCAP戦略計画(2023年～2027年)は、約51億ユーロの予算で、51,000件の農家(平均農場規模32ヘクタール)に支援を提供する。
- オランダ農業部門の最大の課題は、生物多様性の分野(窒素排出量の削減、水系の回復、景観の多様性)、気候(水、土壌、作物の管理を通じて異常気象の影響を軽減し、温室効果ガス排出量を削減)と水質(栄養素と作物保護製品)の分野にあるとされている。
- これらの課題に対処するためには、特に第二の柱の介入を通じた地域固有の解決策が必要とされる。このため、第一の柱から第二の柱への財源移管は、2023年の15%から2027年まで30%に増加予定。

オランダCAP戦略計画予算の内訳
(2023～2027年)

単位:100万ユーロ

	EU予算	加盟国資金	合計(予算)
直接支払	2,978	—	2,978
部門別介入	633	1	635
農村振興	1,083	414	1,497
合計	4,694	416	5,110

(出所) European Commission, "At a glance: THE NETHERLANDS' CAP STRATEGIC PLAN" January 31, 2024より作成。

第一の柱:直接支払

・基礎所得支持

補助金額を毎年段階的に削減し、他のニーズを優先する。2023～27年の総額16.9億ユーロ。支払単価は221～166ユーロ/ヘクタール。

・再分配所得支持

約60ヘクタールまでの中小規模の農家に、最初の最大40ヘクタールに対して基礎所得支持に上乗せ金、54ユーロ/ヘクタールから63ユーロ/ヘクタールを支払う。

・青年農業者所得支持

40歳以下の青年農業者に対して、年間2,800ユーロを一時金として一律に付与する。ただし2027年には予算を第2の柱に移管し、青年農業者への創業支援として支払い。

・カップル所得支持

なし

・エコスキーム

主に気候、土壌と大気、水、生物多様性、景観という5つのサブ目標に貢献する農業実践を奨励。補助金額は二つの地域、3つの取組レベルに応じて決定。

第二の柱:農村振興政策

デジタル化、精密農業、ロボット化、気候変動(気候適応)、温室効果ガス排出削減(気候緩和)、生物多様性の増加、土壌管理、炭素隔離、動物福祉の向上への投資に対する補助金、農業ビジネスのアドバイスと教育のための補助金等。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／当帝国のCAP戦略計画の概要／イタリア

特定国のCAP戦略計画の概要:イタリア

- イタリアのCAP戦略計画(2023年～2027年)は、約366億ユーロの予算を予定している。今期CAPにおけるEU予算での柱間の移管額は約5.1億ユーロで、財源移管によって直接支払は約181億ユーロから約176億ユーロに、農村振興は約67.5億ユーロから約72.6億ユーロに予算額が変化している。
- 有機農業が欧州グリーンディールの目標に貢献しうる生産技術と考え、約20億ユーロを有機農業支援に充てる見込みである。2027年までに有機農業面積を農地の25%まで拡大することを目標としている。
- 縦に長い国土は地域的・社会経済的に多様性を有しており、各地域の固有性を考慮して農村振興プログラムは計76種類が運用される。

イタリアCAP戦略計画予算の内訳 (2023～2027年)

単位: 100万ユーロ

	EU予算	加盟国資金	合計(予算)
直接支払	17,608	—	17,608
部門別介入	3,200	59	3,258
農村振興	7,260	8,487	15,747
合計	28,067	8,546	36,613

出所: European Commission, "At a glance: ITALY'S CAP STRATEGIC PLAN"
Updated version March 2023より作成

第一の柱: 直接支払

・基礎所得支持

直接支払の予算の構成比では、48%を占める。支払単価は150～190ユーロ／ヘクタール程度。

・再分配所得支持

0.5～50ヘクタールまでの農地に対して、最初の14ヘクタールについて81.7ユーロ／ヘクタールが支払われる。

・青年農業者所得支持

農業経営体の長となってから5年以内に申請書を提出した「青年農業者」に対して、最大90ヘクタールまで単価67～90ユーロ／ヘクタール程度が支払われる。

・カップル所得支持

異なる単価設定がされた15種類の品目に対して、26.4億ユーロの予算を計上。

・エコスキーム

5種類の取組みが用意され、さらに各取組みの中でレベル分けがされており、申請者は達成したレベルに応じて異なる支払額を受け取ることができる。

第二の柱: 農村振興政策

総計157億ユーロの予算が農村振興政策に充てられ、各地域の固有性を考慮した計76種類の農村振興プログラムが運用される。各地域は独自の農村振興計画補完計画(RDP)を通じて、地域レベルの農村振興戦略を遂行する。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／概要

ドイツのCAP戦略計画：概要

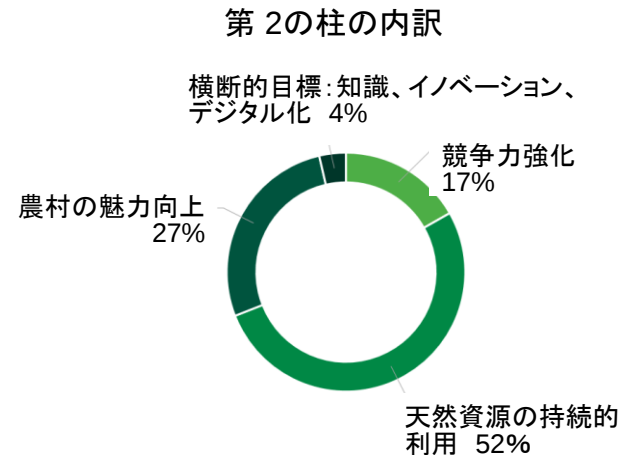
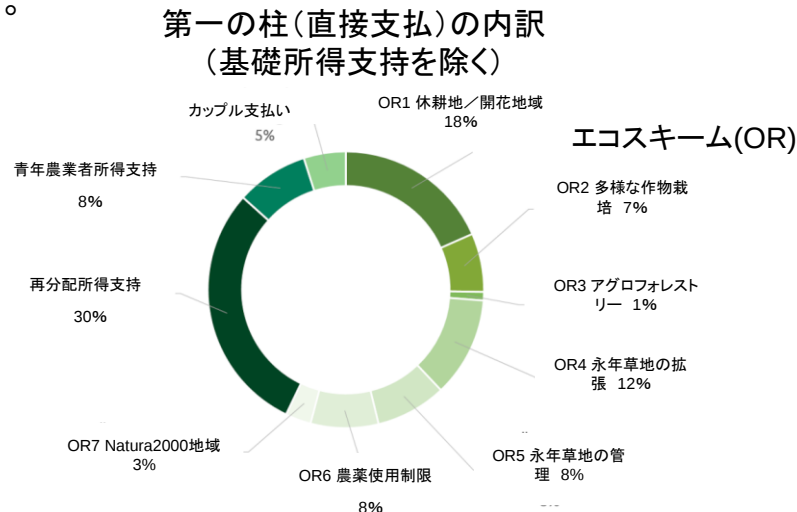
項目	概要
目標及び戦略	■ 競争力の維持、レジリエンス強化、天然資源及び気候の一層の保護を目的とする。その他、投資、知識移転、イノベーションを通じて、農村地域の生活の質を高めることも目的としている。 ■ 地域の特性に配慮した戦略を策定し、公平なアプローチで国中の農家を支援することができる。
経済的持続可能性と公正性	■ 年間25億ユーロを超える基礎所得支持が、1,690万ヘクタールの農地に割り当てられる。中小規模の農家は、1農家あたり60ヘクタールまでの追加支払いという形で、再配分を受けることになる。こうした農場の多くは、山岳地帯などの自然の制約を受け、農業が困難な地域を対象としている。これらの地域の農家を支援するために、10億ユーロ近い資金が計上されている。 ■ 農家の競争力強化と気候・環境負荷低減のため、農家の投資の支援のほか、果物・野菜、養蜂、ワイン、ホップ、母牛、羊、山羊に対して支援する。 ■ 9億3,300万ユーロは、気候変動による被害を防ぐための雹よけネットや、精密農業等のための新規機械や設備の購入等への投資等、8,700以上の農場の近代化プロジェクトを支援するため配分される。また、農業保険制度の利用のために1億7,700万ユーロを拠出。
環境配慮	■ ドイツは、気候保護、天然資源の質、生物多様性の面で大きな課題に直面しているが、状況は地域毎に異なる可能性がある。それらを踏まえてCAPにおいて、温室効果ガス排出の緩和、気候変動の影響への対応、土壌・水質の改善、生物多様性の強化に焦点を当てる。 ■ 有機農法への転換やその継続などに対して約24億ユーロを支援。これは、2030年までに農地の少なくとも30%を有機農法で栽培するというドイツの国家目標の達成に大きく貢献するもの。 ■ 生物多様性に関連する取組みには、年間最大190万ヘクタールまで、総額約17億ユーロの資金が提供される。 ■ 農地の約30%は、排出量の削減や炭素貯蔵量の維持・強化(耕地を草地に転換したり、泥炭地の湿潤・維持など)、土壌や水質の改善(合成農薬の代わりに生物的害虫駆除技術の使用など)の実施に対して支援が提供される。
社会的持続可能性	■ 全体として、CAPは、2万人以上の新規雇用を創出し、4万人の農村ビジネスを支援することが見込まれる。 ■ 800人近い青年農業者が農業ビジネスを始めるための支援に対する予算は3,400万ユーロ。 ■ LEADER(特定の地域の官民及び市民社会の関係者を集め、地域の課題に対する共通の解決策を見出すEUプログラム)は、3,500万人以上の人々を対象としており、その活動には16億ユーロ以上の資金が投入される予定。
知識の共有、イノベーション、デジタル化	■ 農者、育成者、アドバイザー等の関係者を農業知識・イノベーションシステム(AKIS)に体系的に参加させるために2億2,200万ユーロを、欧州イノベーション・パートナーシップの運営団体の設立・活動促進に追加で1億5,600万ユーロを、各々提供する。 ■ 35万人が、助言、研修、知識交換、またはCAPが支援するオペレーション・グループへの参加から恩恵を受けることになる。そのうち28万人は環境又は気候関連のパフォーマンスを高めることに特に重点を置いている。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／主な特徴

ドイツのCAP戦略計画：主な特徴

- ドイツのCAP戦略計画は 2023 年から 2027 年までの期間を対象とし、EU資金は約 300 億ユーロに達する(予算総額は340億ユーロ)。この資金提供範囲は農村地域の約 4,000 万人、農業部門の約 30 万社の申請企業に及ぶ。
- ロシアのウクライナ侵略戦争を考慮して、食料供給の安全性、農業ビジネスの収入状況、環境と気候の保護、生物多様性の保護等の要素が戦略計画として考慮され、対処されている。
- ドイツCAP戦略計画の第一の柱における具体的な直接支払の優先事項は、基礎所得支持に加えて、7 つのエコスキームと、特に中小農業者向けの再分配所得支持である。また、40歳までの青年農業者に対する、農場設立時から5年間の追加支援である。
- 第二の柱は連邦各州が単独で策定するものであり、インフラ整備に加えて、地域関連の環境・気候対策の推進、地域における成長・事業発展の促進などが盛り込まれている。資金の52%は天然資源の持続可能な利用という一般目標に貢献し、27%は農村地域をより魅力的にするという一般目標の追求、17%は農業の競争力強化に充てられている。



(出所)ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)ウェブサイト(<https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/eu-agrarpolitik-und-foerderung/gap/gap-strategieplan.html>)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／資金計画

ドイツのCAP戦略計画：資金計画

100万ユーロ	2023	2024	2025	2026	2027	合計
直接支払上限 ¹⁾	4,916	4,916	4,916	4,916	4,916	24,579
再配分額	492	541	614	737	737	3,122
直接支払修正上限	4,424	4,375	4,301	4,178	4,178	21,457
エコスキーム (23%)	1,018	1,006	989	961	961	4,935
再分配所得支持 (12%)	531	525	516	501	501	2,575
青年農業者所得支持(再配分前は 3%)	147	147	147	147	147	735
カップル所得支持(2%)	88	87	86	84	84	429
EAFRD合計	1,485	1,584	1,633	1,707	1,830	8,239
EAFRDオリジナル	1,092	1,092	1,092	1,092	1,092	5,462
再配分 ²⁾	393	492	541	614	737	2,777
特定の分野への介入 ³⁾	4	44	79	91	92	310
合計	5,913	6,003	6,013	5,976	6,100	30,005

1)直接支払に関する全ての情報は、それぞれの申請年を参照している(資金は次のEU 予算年度から提供される)。EUにはまだ法的根拠がないため、2027年の直接支払申請年度の再配分額は未決定。したがって、2026年からの更新が行われる。2) 前年度からの直接支払額の再配分による資金。3) 青果物及びワイン部門への介入は、CAP 戦略計画に基づいて2024年から初めて発効する。

(出所)Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023年から2027年までのCAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.10.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／資金計画／第二の柱

ドイツのCAP戦略計画：資金計画_第二の柱

- 第二の柱の資金計画は以下のとおりである。EU資金(再配分額を含む)と国家拠出金(追加資金を含む)の期間全体を通じた平均比率は各58%、42%だが、EU資金の再配分額の増加により、EU資金の比率が増加する傾向にある。

第二の柱の資金計画(2023～2027年)

100万ユーロ		2023	2024	2025	2026	2027	合計
EAFRDオリジナル		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092	5,462
再配分額1)		393	492	541	614	737	2,777
EU資金小計		1,485	1,584	1,633	1,707	1,830	8,239
	EU資金比率	55.1%	56.7%	57.4%	58.5%	60.2%	57.6%
国家拠出金2)		740	740	740	740	740	3,700
CAP戦略計画に基づく追加の国家資金 (「追加」) 2)		471	471	471	471	471	2,357
	国家拠出金比率	44.9%	43.3%	42.6%	41.5%	39.8%	42.4%
合計		2,696	2,795	2,844	2,918	3,042	14,295

1)前年度の直接支払い額の再配分による資金。

2)EAFRD の資金は数年間 (n+2) 利用できるため、計画された資金の合計使用金額は数年にわたって均等に配分された。

(出所)Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023 年3月20日現在)), p.9.より作成。

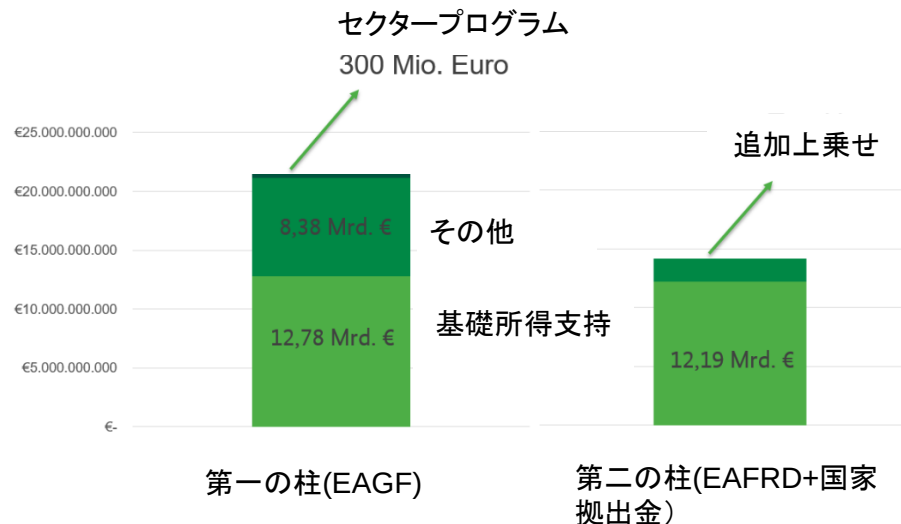
1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／第一の柱から第二の柱への財源移管

ドイツのCAP戦略計画：第一の柱から第二の柱への財源移管

- 2023年から2027年の資金調達期間では、より持続可能な経済に向けた農業の変革に焦点が当てられる。これは、とりわけ、国家CAP直接支払法(2021年7月16日のGAPDZG)が、第一の柱から第二の柱への財源移管を、2026年までに直接支払の15%まで段階的に引き上げることを決定したという事実からもわかる。
- 連邦州の農業大臣と上院議員は2021年3月26日、これらの再配分資金は持続可能な農業のための特定の目的(農業環境、気候変動対策、動物福祉、有機農業、条件不利手当等)のために連邦州によって使用されるべきであると決定した。これは、EAFRDが2027年の資金調達期間終了時点で約7億3,700万ユーロ、資金調達期間全体では約31億ユーロ増加することを意味する。

Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), pp.9-10, p.23.



(出所)ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)ウェブサイト(<https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/eu-agrarpolitik-und-foerderung/gap/gap-strategieplan.html>)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／第一の柱から第二の柱への財源移管

ドイツのCAP戦略計画：第一の柱から第二の柱への財源移管(その2)

2023年から2027年までの財源移管計画

	2023	2024	2025	2026	2027
直接支払額からの再配分比率(%)	8	10	11	12.5	15
再配分額(100万ユーロ)	393	492	541	614	737
再割り当てによる EAFRD 資金源の増加率(%)	36	45	50	56	68
EAFRD 資金源 (合計・100万ユーロ)	1,485	1,584	1,633	1,707	1,830

(出所) Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.23

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画:用語の定義

<「農業活動」関連の定義>

	内容
耕地	・緑化を目的として、草を刈って取り除く、あるいは刈り取って全域に散布する、あるいは播種すること。 ・これが自然、環境、または気候保護の理由で正当化される場合、承認後、これらの活動の1つを隔年でのみ実行することも、別の活動を毎年または隔年で実行することもできる。 ・GAEC 8 に従って維持されている非生産地域、または「生物多様性を改善し生息地を保護するための地域の提供」という生態規制に基づく義務の対象となっている非生産地域の場合、活動に係る許可または承認は2年毎でよい。 ・規則(EC) No. 1257/1999 の第22条から第24条及び規則(EC) No. 1698/2005 の第39条に基づく、農業環境対策の枠組み内の義務の対象となる地域については、規則(EU) No. 1305/2013 の第28条、及びCAP戦略計画規則第70条に基づき、公的資金から資金提供される自主的な措置、または国の要件に従った生産統合措置の枠組み内での措置についてコミットメントが行われた時点で有効となる。 ・連邦自然保護法第15条第3文第2条、連邦法及び州法の対応規定に基づく補償措置については、義務の条件によってその地域が維持されることが保証される場合に保全が行われる。
永年作物	・「耕地」の定義と同様。ただし永年作物の場合、植物に対して追加のメンテナンス措置を実行する必要がある。
永年草地	・「耕地」の定義と同様。

(出所) Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.23

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その2)

<「農地」関連の定義>

	内容
耕地	・アグロフォレストリー・システムの要素としての耕地：原材料の抽出または食料生産を主な目的とする植物で、州当局または州が認めた機関によって少なくとも2つの畝で明確にテストされた使用概念に従ったもの。農地面積の最大40%まで、または1ヘクタールあたり少なくとも50個、最大200個の木本植物がその地域全体に点在している。特定の種(11種類)は除外される。 ・その他：重要度の低い地域の、幅15メートル以下の植生のある部分。
永年作物	・「苗床」：ブドウの苗床と木の苗床は、植え付けを目的としたオープンフィールドの若い木本植物が植えられている次の地域を指す。ブドウの苗床と台木用の剪定庭。果物やベリーの木の苗床。観賞用樹木のための苗床、自社利用のための森林内に植林園を持たない商業用森林苗床。庭園、公園、街路、堤防(生垣植物、バラやその他の観賞用低木、観賞用針葉樹など)を植栽するための樹木や低木のための苗床。それぞれ台木や若い植物が含まれる。 ・「短回転雑木林」：短回転雑木林は、木本植物(ヤナギ、ポプルス、ニワトコ、ダケカンバ、アルヌス、フラキシヌス エクセルシオール、コナラ、ペトラエア、ルブラ)が植えられている地域で、その台木や切り株は収穫後に地面に残り、次のシーズンに再び出芽する。2022年1月1日から短いローテーションの新しい雑木林が植林される場合、ニワトリ属の種とコナラ属の種は許可されなくなる。 ・その他：重要度の低い地域の、幅15メートル以下の植生のある部分。
永年草地	・イネ科植物及びその他の飼料植物：イネ科植物またはその他の飼料植物とは、その地域が家畜の放牧に使用されているかどうかに関係なく、自然の草原で一般的に見られる草本植物、または通常は牧草地または牧草地の種子混合物の一部である草本植物を意味する。ただし、生産のために栽培されている場合のイネ科植物またはその他の飼料植物は除く。芝生の生産のために栽培する場合は種子、草、及び純粋な種子またはマメ科植物がその地域で優勢である限り、マメ科植物の混合物で播種する場合はマメ科植物である。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その3)

＜「農業活動に使用される土地(適格ヘクタール)等に関するもの」の定義＞

	内容
土地が非農業活動にも使用される場合の農業活動の優位性を決定する基準	・非農業活動にも使用される農地は、非農業活動によって厳しく制限されることなくその地域で農業活動を実行できる場合、主に農業活動に使用される。農家の農業活動で得られた製品や農家の農業活動のための生産資材を保管する場合、製品が暦年に連続 90 日を超えて保管されない場合、または屋外の永年草地に木材を保管する場合、生育期、または生育期以外のウィンタースポーツのための農地の使用について、農業活動に対する厳しい制限はない。 ・通常、次の場合には厳しい制限が与えられる。 -非農業活動が、作物や芝生の破壊、植生の重大な損傷、または収量の大幅な減少につながる場合。 -生育期内、または耕地が作物で使用されている場合、生育期内、播種または植え付けと収穫の間の期間に、その期間中に同時に行われる農業活動に重大な影響を与えるか、またはそれを排除する非農業活動連続14日以上続くか、暦年で合計21日以上行われる場合。 -非農業活動により、CAP 条件法または CAP 条件法に基づく法的規制の下で遵守される基本的な管理要件または GAEC 基準の遵守が妨げられる場合。 -長期にわたる非農業活動により、標準的な農業生産プロセスが実現できなくなる場合。 ・以下の領域は主に非農業活動に使用される。 -船舶の通行に使用される施設内の放牧ダムを除く、道路、鉄道、船舶による人や車両の移動に使用される施設の一部である区域。 -航空交通に使用される機能エリア、特に誘導路、離着陸帯。 -レジャー、レクリエーション、またはスポーツに使用され、この目的のために設備が整っているか、またはこの目的を意図した状態に維持されている区域。ただし、結果として農業活動が大幅に制限されていないことを農家が証明した場合、またはその区域が屋外にあり、成長期のウィンタースポーツに使用される場合を除く。 -公園と観賞用庭園 -軍事訓練区域内の区域(その区域が主に軍事目的で使用されている場合に限る) -事業主が農業用太陽光発電システムであることを証明しない限り、太陽放射エネルギーを利用するシステムが設置されている地域。 -廃止措置段階が終了する前の埋め立て。
農家が土地を利用できることを保証する基準	・土地を処分する農場所有者の権限は、一般的な法規定に従う。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その4)

＜「農業活動に使用される土地(適格ヘクタール)等に関するもの」の定義＞(続き)

	内容
地域が「適格ヘクタール地域」の定義を満たさなければならない期間	・地域は、暦年中のいつでも適格地域の要件を満たしている必要がある。
年ごとに農業活動のみに使用される特定の地域を含める決定	・有
他の景観要素(GAEC 基準では保護されていない)を含めるかどうかの決定	・有 ・景観要素 1 つあたり最大 500 平方メートルのサイズの景観要素。ただし、これらの景観要素が農地の最大 25 %を占める場合に限る。条件の対象となる景観要素のタイプに対応する景観要素は、それらに適用される最小寸法を下回っている場合にのみ考慮される。
不適格な景観要素が点在する永久草地に対する固定削減係数の適用に関する決定	・無
生物多様性の保全または温室効果ガス排出量の削減のための国家的措置	・同条件はCAP戦略計画規則に基づく地域関連措置と一致しており、統合管理及び制御システムの対象となり、地域機能に関する条約の附属書IIに記載されていない産物の生産及び栽培を許可するものである。EUの以下の目標の 1 つ以上に貢献する場合、パルディカルチャー(湿地環境下農業)を許可する。 1. 温室効果ガス排出量の削減や炭素隔離の改善、持続可能なエネルギーの促進などによる気候変動防止と気候変動への適応 2. 持続可能な開発と、化学物質への依存を減らすなど、水、土壌、大気などの天然資源の効率的な管理の促進 3. 生物多様性の損失を阻止及び逆転させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保護する

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その5)

<「活動的農家」の定義>

	内容
最低限のレベルの農業活動を行う者の識別基準	1. 現在、社会法第 7 巻 – 法定災害保険 – (1996 年 8 月 7 日法律第 1 条、BGBl. I p. 1254) の規定に従って農業災害保険の加入者である者。 2. 1.の災害保険に加入している会社。 3. 社会保険法第 7 巻第 125 条または第 128 条の対象者。 4. 社会保険制度の調整に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No 883/2004 の第 13 条 (2) が適用されない会社またはその事業 (OJ L 166、30.4) . 2004, p. 1; L 200 of 7.6.2004, p. 1)。規則 (EU) No. 2019/1149 (2019 年 7 月 11 日の OJ L 186、21 ページ) によって最後に修正されたものは、現在有効なバージョンでは、番号 1 で述べた災害保険の会員となる。 5. 制裁が適用される前に、直接支払の申請が提出された年の前年までに 5,000 ユーロを超える直接支払を受ける権利がなかった者。 6. 直接支払申請が提出された年の前年までに直接支払を申請していない者で、225 ユーロに適格地域のヘクタール数を乗じた額を受け取る権利がある者。申請が提出された年の CAP 統合管理制御システム法第 5 条に従って一括申請に記載された金額は 5,000 ユーロ以下。 農業災害保険への加入は生産義務とは関係がない。
小規模農業者	・CAP戦略計画規則の第19条によれば、加盟国は「農村地域の活力にも貢献する小規模農業保有地に直接支払を提供する」べきである。この基準を 5,000 ユーロ (適格面積の約 17 ヘクタールに相当) に設定することで、ドイツのパートタイム農業者の平均面積よりも大幅に小さい、面積配分が低い小規模パートタイム農業者(2019/20:年度で33ヘクタール)が確実に利用できることになる。これは、これらの農業者がパートタイム事業であることが多いという特殊な状況を考慮したものである。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その6)

<「青年農業者」の定義>

	内容
最大年齢制限	・40歳
「業務責任者」が満たすべき要件	・自然人としての事業主：経営者としての初の設立であること。 ・その他の事業主：自然人ではない事業主は、単独または共同で、自然人による事業管理、利益の使用及び財務リスクに関する決定に関して、初めて効果的かつ長期的に管理されなければならない。この管理が開始される年に40歳以下で、これまでに農業保有地の農場管理者としての地位を確立したことがなく、これまでに自然人以外の法的形態で農場所有者を管理したことがない者であること。
関連する資格及び/または訓練要件	1. 国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格していること、または農業経済分野の学位を取得していること。 2. 少なくとも 300 時間、農業事業を運営するための知識とスキルを付与するために、連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加していること。 3. 1つ以上の農業関連事業で以下のいずれかの条件で少なくとも2年働いていること。 a) 合意された毎週の通常労働時間が少なくとも 15 時間である雇用契約に基づき、 b) 健康保険の対象となる雇用の状況において、扶養家族または扶養家族として c) 農業経営者のパートナーとして、パートナーシップ契約の枠組み内で合意されたとおり、毎週少なくとも 15 時間のサービスを定期的に提供する。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その7)

＜「新規就農者」の定義＞

	内容
初めての「会社の管理者」が満たすべき要件。	・自然人としての事業主：事業管理者として初めて設立され、40年以上経過していること。 ・その他の事業主：自然人ではない事業主は、単独または共同で、自然人による事業管理、利益の使用及び財務リスクに関する決定に関して、初めて効果的かつ長期的な管理下に置かれなければならない。この管理が確立された年に40歳を超え、これまでに農業ビジネスで農場管理者としての地位を確立したことがなく、これまでに自然法以外の法的形式で農場所有者を管理したことがない者。 ・強制法規定により自然人がこのように管理することができない種類の決定は、新規就農者という立場で自然人が参加することが法的に可能でなければならない場合は、考慮されない。自然人ではない事業主が単独で、または自然人ではない別の事業体によって共同で支配されている場合、上記の条件は、その他の事業体を支配する自然人に適用される。
関連する資格及び/または訓練要件	1. 国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格していること、または農業経済分野の学位を取得していること。 2. 少なくとも 300 時間、農業事業を運営するための知識とスキルを付与するために、連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加していること。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_基礎所得支持

○基礎所得支持(BISS(21) - 持続可能性のための基礎所得支持(EGS))

【適格な受益者】

- 受益者の定義:CAP戦略計画規則第 4 条第 5 項における活動的な事業主。
- 特定の資格要件:基礎所得支持を受けるための資格要件は、次の枠組みの中で定義されている。
 - ・戦略計画の第 4 章に定められた定義。特に次のものが含まれる
 - 定義:・現役の経営者、農業活動、対象エリア
 - ・直接支払を受け取るための最低要件
 - 閾値 1ヘクタール／225ユーロ
- 支援の種類:この支払いは、CAP戦略計画規則第 21 条に従って、適格ヘクタールごとに申請に応じて毎年付与される。

【支援の範囲とレベル】

- より高い水準を補い、適切な生活水準を確保するために、国の直接支払予算上限額の約 60% が基礎所得支持に使用される。これは、2023 年には約 26 億 4,000 万ユーロに相当するが、2026 年には約 24 億 8,500 万ユーロに減少する。1ヘクタール当たりの初期支払い(計画単位額)は、2023年には約 156.56 ユーロが実施されるが、時間の経過とともに再配分が増加するため、資金調達期間中には約 147.38 ユーロに減額される予定。
- 需要が予想を下回った場合に資金の損失を回避し、資金の可能な限り高い利用率を確保するため、各申請年度の計画単位額の110%の上限単位額が適用される。さらに、需要が予想を上回った場合は、他の直接支払からの資金が本来の目的に反して再配分されるのを防ぐため、計画最小単位額の90%が適用される。
- 約86ヘクタールの平均的なフルタイム農業者の場合、基礎所得支持のみを通じて、1ビジネスあたり平均約13,000ユーロの資金が提供される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_基礎所得支持(その2)

○基礎所得支持(BISS(21) - 持続可能性のための基礎所得支持(EGS))

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	156.56	154.72	151.97	147.38	147.38	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	140.91	139.25	136.78	132.65	132.65	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	172.21	170.19	167.16	162.11	162.11	
O.4(支援対象面 積) (ヘクタール)	16,860,194	16,860,194	16,860,194	16,860,194	16,860,194	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	2,639.6	2,608.8	2,562.3	2,484.9	2,484.9	12,780.1

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_補完的再分配所得支持

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【適格な受益者】

- 受益者の定義:CAP戦略計画規則 第 4 条第 5 項における活動的な事業主。
- 特定の資格要件:基礎所得支持を受ける権利のある農業者は、追加の再分配所得支持を毎年受け取る。再分配的所得支持は、最大 60 ヘクタールの対象農地に対して 2 つのグループに分けて付与される。
- 支援の種類:この支払いは、CAP戦略計画規則 第 29条に従って、適格ヘクタールごとに申請に応じて毎年付与される。

【支援の範囲とレベル】

- 最初のグループは小規模なフルタイム農地の平均規模に基づいて定義されているが、農地ごとに支援される最大面積はドイツの平均的な農地の規模(41ヘクタール)を反映している。同グループには 40 ヘクタールの閾値が設定される。
- 第2のグループは、ドイツの平均農地規模(54.6ヘクタール)と、今後数年間の平均農地規模の拡大をを考慮し、2027年の予測平均農場地規模(57.6 ヘクタール)に基づき、補助限度面積は 60 ヘクタールとなる。
- 将来的には、国の直接支払上限額の12%が本プログラムに使用されることになる。直接支払の 12% による支援は、2023 年には約 5 億 3,100 万ユーロに相当し、2026 年には約 5 億 100 万ユーロに減少する。1 ヘクタール当たりの初期支払いは、最初のグループでは約 69.16 ユーロ、2 番目のグループでは 41.49 ユーロだが、より高いレベルの再配分により、資金調達期間中に最初のグループでは 65.32 ユーロ、第 2 グループでは 39.19 ユーロに減額される。第 2 グループのヘクタール当たりの計画単位数は、第 1 グループの 60% である。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持(その2)

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

①DE-DZ-0201-00-a-01 - 持続可能性のための補完的再分配所得支援 (UES) (1 ヘクタールから 40 ヘクタール)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	69.16	68.39	67.23	65.31	65.31	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	62.25	61.56	60.51	58.78	58.78	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	76.07	75.22	73.95	71.84	71.84	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	6,663,341	6,663,341	6,663,341	6,663,341	6,663,341	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	460.8	455.7	448.0	435.2	435.2	2,234.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持(その3)

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【予定単価- 成果を含む財務概要】

②E-DZ-0201-00-b-01 - 持続可能性のための補完的再分配所得支援 (UES) (41 ~ 60 ヘクタール)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	41.49	41.03	40.34	39.19	39.19	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	37.35	36.93	36.31	35.28	35.28	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	45.63	45.13	44.37	43.10	43.10	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	1,688,295	1,688,295	1,688,295	1,688,295	1,688,295	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	70.0	169.3	68.1	66.2	66.2	339.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_青年農業者所得支持

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【適格な受益者】

- 受益者の定義:CAP戦略計画規則第 4 条第 5 項の意味における現役の農場主、第 4 条の意味における若い農業者。4 第 6 項は、加盟国が決定する定義である。以下の資金要件を満たしている必要がある。一定の資格または学歴・就労要件を満たす必要がある(国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格または農業経済分野の学位の取得、少なくとも 300 時間連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加、1つ以上の農業関連事業で2年就労等)。
- 資金要件の重要な要素:
 - a) CAP戦略計画規則第 21 条に基づく、持続可能性のための基礎所得支持を受ける権利。
 - b) 最初の申請は設立年から 5 年目までに提出しなければならない。
 - c) 最初の申請が提出された年の年末時点で、農業者は 40 歳を超えてはならない。
-この資金は最初の申請から**最長 5 年間付与**される。事業主やEU直接支払規則 No 1307/2013 の第 50 条に従って支援を受けており、継続して受け取ることができる農業者は、同規則 第 50 条(5) に従って支援を受けることができる。
- 支援の種類:この支払いは、CAP戦略計画規則 第 30 条に従って、申請に応じて適格なヘクタール エリアごとに、**最大 120 ヘクタールまで**毎年付与される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_青年農業者所得支持(その2)

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【支援の範囲とレベル】

- ドイツでは、これまでに最大90ヘクタールの農場が、青年農業者への資金提供の一環として特別支援を受けてきた。この資金は、将来の資金調達期間において、金額的にも面積の面でも拡大される予定である。この目的のために、資金は農場毎に最大120ヘクタールまで増額された。その結果、特に有望な大規模専業農家は、将来的にはほとんどの地域で平均して青年農業者への副収入支援も受けることになる。
- 給付拡大の結果、将来的には青年農業者が栽培する面積の約8割が追加給付を受けることになる。2023年から2027年にかけて、直接支払の国の上限額のうち1億4,747万ユーロが、青年農業者への追加の所得支援に使われる予定である。ヘクタール当たり約 134 ユーロの支払いが実現可能。最大 120 ヘクタールの場合、青年農業者が経営する事業には年間最大約 16,000 ユーロが利用可能。
- 最長 5 年間付与される金額は、合計で最大約 80,000 ユーロとなる。これにより、青年農業者に継続的に重要な支援が提供される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), *GAP-Strategieplan Bericht 2021*

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_青年農業者所得支持(その3)

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【予定単価– 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	134.04	134.04	134.04	134.04	134.04	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	120.64	120.64	120.64	120.64	120.64	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	147.44	147.44	147.44	147.44	147.44	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5	737.3

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム

○エコスキーム(気候、環境、動物福祉に関する規制)

■ エコスキームは以下7つのスキームから構成される。農業者は、指定された要件を満たしている限り、1 つ以上のエコスキームに参加することができる。各スキームとも1年間のプログラムとなる。

DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供

DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも 5 つの主要作物による多様な作物の栽培

DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持

DZ-0404 - 農場の永年草地全体の拡張

DZ-0405 - 少なくとも 4 つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理

DZ-0406 - 化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能地域または永年作物地域の栽培

DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標によって決定された土地管理手法の適用

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このスキームは、農地における生物多様性促進措置に的を絞って実施することにより、) CAP戦略計画規則第 6 条第 1 項 f) に従い、生物多様性の保存と促進、生態系サービスの改善、生息地と景観の保全に効果的に貢献する。さらに、施肥と農薬の使用がないため、同第 6 条第 1 項 e) に従って水の保護に貢献することができる。

【エコスキームの4バリエーション】

①耕地内の非生産地域：

- 農地の適格な耕地の少なくとも 1 パーセントに相当する、GAEC 8 の結果として得られる割合に加えて、耕地上の非生産地域を利用可能にする必要がある。非生産的な耕地は、農場の適格な耕地の最大 6 パーセントが割当てられる。この非生産地域には、条件付き義務の対象となる景観要素や耕地におけるアグロフォレストリー システムは含まれない。
- 各非生産地域は少なくとも 0.1 ヘクタールでなければならない。非生産地域は、申請年度を通じて休閑にしなければならない、自生に任せるか、または播種による緑化を行わなければならないが、農作物(種)を純粋な種子で播種することはできない。肥料と殺虫剤も使用不可。

②耕地での開花帯または開花エリアの作成

- 開花帯または開花エリアは、それぞれ最小サイズ 0.1 ヘクタールでなければならない。開花帯は、幅が少なくとも 20 メートルでなければならない、30 メートルを超えてはならない。開花地域は最大 1 ヘクタールの非開花帯で、幅 30 メートルを超える開花帯は開花エリアとみなされる。これらは、国の規制に従って、異なる種類の種子を混合することによって構成されなければならない。肥料及び殺虫剤は使用できない。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その2)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【エコスキームの4バリエーション】(続き)

③永年作物の開花帯または開花エリアの作成

- 最小幅が指定されていないことを除いて、上記②の義務と同様。

④永年草地の古芝生帯またはエリア

- 適格な古い芝生の細片またはエリアは、保有地の適格な永年草地面積の少なくとも 1% をカバーしていなければならない。農場の対象となる永年草地面積の最大 6% までの古い草片またはエリアが対象で、永年草地面積の 20 パーセントを超えることはできない。面積は少なくとも 0.1 ヘクタールでなければならない。9月1日以前の放牧や伐採は禁止。

【関連する GAEC 及び法定管理要件】

- GAEC08: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- バリエーション② と③の単位量は均一。他方、生物多様性保護の理由から、バリエーション① と④は非常に重要視されており、これらの措置の最初のパーセンテージポイントの計画単位金額を計算する際に、耕地の非生産地域については 1 ヘクタールあたり 1,300 ユーロ(①)、古い草の帯及び地域については 1 ヘクタールあたり 900 ユーロ(④)とされている。その後の導入パーセンテージポイントの計画単位金額の計算には、機会費用が低い地域での測定が組み込まれている。計画単位額は、それぞれ 1 ヘクタールあたり 500 ユーロと 300 ユーロ(①)、及び 1 ヘクタールあたり 400 ユーロと 200 ユーロ(④)となる。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その3)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

①耕地内の非生産地域-バリエーション 1 (1300)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	101,287.00	101,287.00	101,287.00	101,287.00	101,287.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	658.4

①耕地内の非生産地域-バリエーション 1 (500)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	70,646.00	70,646.00	70,646.00	70,646.00	70,646.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	35.3	35.3	35.3	35.3	35.3	176.6

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その4)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

④永年草地の古芝生帯またはエリア-バリエーション 4(400)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	80,429.00	80,429.00	80,429.00	80,429.00	80,429.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	160.9

④永年草地の古芝生帯またはエリア-バリエーション 4(200)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	78,829.00	78,829.00	78,829.00	78,829.00	78,829.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	15.8	15.8	15.8	15.8	15.8	78.7

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培)

○エコスキーム

【DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培(最低シェア10%のマメ科植物の栽培を含む)】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 望ましい多様性効果を達成するために、栽培される主要作物の最小数と適格面積におけるそれらの最小割合が決定される。作物の多様性は土壌の品質の改善/維持に役立ち、組み込まれるマメ科植物が土壌の腐植質含有量に与えるプラスの影響も、気候変動への適応に貢献する。適格な作物と穀物の最大割合は、農業学的及び生態学的な考慮事項から決定される。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 申請年には、休耕地を除き、所有地の適格耕地で少なくとも5つの異なる主要作物を栽培する必要がある。各主要作物は面積の少なくとも10%をカバーする必要がある、30%を超えてはならない。マメ科植物がその地域で優勢である場合、少なくとも10%のマメ科植物(それらの混合物を含む)を栽培する必要がある。主な作物には次のようなものがある。
 - a) 農作物の植物分類で定義されている異なる属のいずれかの作物、
 - b) アブラナ科、ナス科、ウリ科の属の場合は任意の種、
 - c) 草または他の草本飼料は主要作物とみなされるものとする。

【関連する GAEC 及び法定管理要件】

- GAEC07: 耕地における輪作(湿潤作物を除く)

【支援の範囲とレベル】

- 対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP 戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培_その2)

○エコスキーム

【DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	45.00	45.00	45.00	45.00	45.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	2,673,689.00	2,691,844.00	2,738,898.00	2,597,038.00	2,597,038.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	120.3	121.1	123.3	116.9	116.9	598.4

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持)

○エコスキーム

【DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このエコスキームは、特に炭素貯留と土地管理の強化を通じて気候保護に貢献することを目的としている。アグロフォレストリーは、腐植の形成、日よけ、防風を通じて微気候にプラスの影響を与え、気候適応にも貢献する。これにより、潜在的な蒸発を減らすことができ、農作物による水の使用にプラスの効果をもたらす可能性がある。さらに、樹木や低木は、農地から地下水や地表水への物質の排出を減らすのに役立つ。木片は、より多様な生息地を提供する構造物で農業景観を豊かにするのに役立つ。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 輸送の対象となる耕地または永年草地の区域でアグロフォレストリー経営を行う場合、以下の要件を満たす木片の区域が対象となる。
 - 適格な耕地または永年草地における森林地帯の割合は 2 ~ 35%。
 - 樹木帯は可能な限り木で覆われなければならない。
 - 木材の最小数は 2。
 - 個々の木片の幅は 3 ~ 25 メートル。
 - 2 つの木片の間、及び木片とエリアの端の間の最大距離は 100 メートル、最小距離は 20 メートル。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- 記載なし

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定された。

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム（耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持_その2）

○エコスキーム

【 DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持】

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	25,000.00	50,000.00	150,000.00	200,000.00	200,000.00	
予定単価×支援対象面積 (千ユーロ)	1,500	3,000	9,000	12,000	12,000	37,500

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営)

○エコスキーム

【DZ-0404 -農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 永続的な草原の広範な粗放的経営は、家畜と肥料の使用を制限することによって窒素排出量の削減につながり、水の保護と数多くの動植物種の生息地の保存と創造に貢献する。さらに、窒素排出量の削減と耕作の禁止により、温室効果ガスの流出が減少し、炭素が土壌に蓄積されるという事実にも貢献している。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 農場全体では、対象となる永年草地の 1 ヘクタール当たり、粗飼料を食べる家畜(RGV)の年間平均飼養率が少なくとも 0.3、最大で 1.40 ユニット維持されなければならない。
- 農場の肥料を含む肥料の使用は、農場の適格な永年草地 1 ヘクタールあたり最大 1.4 RGV の堆肥蓄積に相当する範囲でのみ許可される。殺虫剤は使用してはならない。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- GAEC01: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営_その2)

○エコスキーム

【DZ-0404 -農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	115.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	227.5	197.8	197.8	197.8	197.8	1,018.7

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理)

○エコスキーム

【DZ-0405 - 少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このエコスキームの義務は、種が豊富な草地の典型的な地域指標種を少なくとも4種証明することにある。これらの種は生態学的に貴重であり、生物多様性の保護と促進という観点から賞賛されている

【エコスキームに対する義務の説明】

- 永年草地は、国によって規制されている種が豊富な草原の指標種または指標種グループのリストから少なくとも4種の植物種の発生が証明されている場合に適格となる。
- 国の指定する方法に従って、登録地域に独自に植物種を記録しなければならない。記録結果は、当局が提供するフォームまたはジオタグ付きの写真を使用して文書化され、必要に応じてアプリと連携して記録される。IACS条例で定められた枠組みの中で、指標種の発生状況や申請者の適格地域の確実な確認が行われる。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- GAEC01: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。適格面積及び申請年度のヘクタール当たりの計画単位額は、追加費用及び損失収入の一部または全額を補償するCAP戦略計画規則のオプションとして指定された原則に従って、希望する対象範囲を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理_その2)

○エコスキーム

【DZ-0405 -少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理】

【予定単価－成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	240.00	240.00	225.00	210.00	210.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	640,605.00	640,605.00	640,605.00	640,605.00	640,605.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	153.7	153.7	144.1	134.5	134.5	720.7

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する)

○エコスキーム

【DZ-0406 -化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 環境中に放出される農薬の量を減らすために、農薬の使用を制限する作物と期間を指定する。牧草やその他の飼料植物、及び耕作飼料として使用されるタンパク質作物による耕作飼料の生産が規制に含まれることにより、企業は年間を通じて特定の植物保護製品(農薬等)の使用を避けることが容易になり、生物多様性へのプラスの効果と関連づけられる。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 適格となるのは、申請者が指定した保有地の適格耕地及び指定適格多年生作物で、以下に定める規則に従って化学合成農薬が使用されていないものである。

1) 作物と時期

2) に定義される農薬は、申請年の 1 月 1 日から収穫まで、ただし少なくとも申請年の 8 月 31 日までは、a から e で指定された作物を生産するために申請年に使用される適格耕地では使用できない。

- a) トウモロコシを含む夏用穀物、b) 飼料を除くタンパク質作物(混合物を含む)、c) 夏油糧種子、d) 根菜類、e) 畑の野菜。

2) 農薬

この環境規制の意味における化学合成農薬は、以下の農薬を除くすべての農薬である。

a) 農薬の配置に関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 1107/2009 の第 22 条に従って、低リスク活性物質として承認された活性物質のみを含む。

b) 2008 年 9 月 5 日の委員会規則 (EU) No. 889/2008 に基づいて有機農業が承認されており、有機生産及び有機製品の表示に関する理事会規則 (EC) No. 834/2007 の規定が実施されているもの。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する
_その2)

○エコスキーム

【DZ-0406 -化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する】

【関連する GAEC 規格及び法定管理要件】

- SMR07: 農薬の市場投入と理事会指令 79/117/EEC 及び 91/414/EEC の廃止に関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 1107/2009: 第 55 条文1と2。
- SMR08:農薬の持続可能な使用に関する行動のための共同体枠組みに関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/128/EC: 第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項から第 5 項。第 12 条は、指令 2000/60/EC 及び Natura 2000 規制に基づいて決定された保護地域での殺虫剤の使用制限に関するもの。農薬の取り扱いと保管、残留物の処分に関する第 13 条第 1 項及び第 3 項。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームには **2つの単位金額**がある。請求年に草やその他の草本飼料作物、または混合物を含む耕作飼料に使用されるマメ科植物の生産に使用される耕地は、これらの作物の低い機会費用を反映して、他の作物よりも低い計画単価を有するものとする。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び損失収入の一部または全額を補償する CAP戦略計画規則のオプションとして指定された原則に従って、希望する対象範囲を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する_その3)

○エコスキーム

【予定単価- 成果を含む財務概要】

①化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する- EB1

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	130.00	120.00	110.00	110.00	110.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	891,525.00	1,111,156.00	1,109,531.00	1,008,665.00	1,008,665.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	115.9	133.3	122.0	111.0	111.0	593.2

②化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する- EB2

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	397,122.00	397,122.00	397,122.00	397,122.00	397,122.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	99.3

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用)

○エコスキーム

【DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- この生態規制の目的は主に、**Natura 2000 地域で働く農業者に支援を提供する**ため、CAP戦略計画規則第 6 条第 1 項書簡 (f) と併せて、第 4 条第 1 項書簡 (a) の意味の範囲内で公共財の提供に**報酬を与える**ことである。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 対象となるのは、以下の地域内の適格な農業地域。
 1. 指令 92/43/EEC の第 4 条第 2 項サブパラグラフ 3 に従ってリストに記載されているもの、または
 2. 指令 2009/147/EC の第 4 条第 1 項に従って保護地域として指定されている場所。
- これらの領域は、次の要件も満たしている必要がある。申請した年に、
 1. 追加の排水対策も、地下水の低下や排水のための既存システムの改修も行われていない。
 2. 自然保護の責任を負う当局によって承認、命令、または実行される措置の問題でない限り、埋め立て、堆積、または掘削が実行されていない。

【関連する GAEC 規格及び法定管理要件】

- GAEC02: 湿地と泥炭地の保護
- GAEC09: Natura 2000 地域で環境に配慮した永久草地として指定されている永年草地の転用または耕起の禁止
- SMR03: 野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会及び欧州理事会の指令2009/147/EC: 第3条第1項、第3条第2項b、第4条第1項、第2項及び第4項
- SMR04: 自然生息地及び野生動植物の保全に関する 1992 年 5 月 21 日の理事会指令 92/43/EEC: 第 6 条第 1 項及び第 2 項

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つだけである。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用 その2)

○エコスキーム

【DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用】

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	262.4

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル支払い

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル支払い

○カップル支払い

【DZ-0501 - 牛肉及び子牛肉部門へのカップル支払い(ZMK)】

- 専門の子牛農場の潜在的な低収入を補うために、国の直接支払上限額の 1 %が使用される。これは、2023 年には約 4,400 万ユーロに相当するが、再配分の増加により減少し、2026 年には約 4,200 万ユーロになる。将来給付金の対象となる動物を考慮すると、乳牛 1 頭当たりの初回支払額は約 78 ユーロで実現可能だが、時間の経過とともに増加し、資金調達期間中には 73.60 ユーロに減額される。
- 試験農場のデータに基づく分析によると、約78ユーロの予定単価は、子牛農場の労働者1人当たりの平均収入をフルタイム農場の労働者1人当たりの平均収入とほぼ一致させる金額である。

【DZ-0502 - 羊とヤギ肉部門へのカップル支払い (ZSZ)】

- 特殊な羊牧場の潜在的な低収入を補うために、国の上限額である1%が直接支払に使用される。これは 2023 年には約 4,400 万ユーロに相当し、2026 年には再配分が増加するため約 4,200 万ユーロまで減少する。将来の給付金の対象となる動物を考慮すると、羊とヤギ 1 頭あたりの初回支払額は約 35 ユーロとなり、資金調達期間中に 33 ユーロに減額される。
- 試験農場のデータに基づく分析によると、約 35 ユーロの補助金により、羊専門農場の労働者 1 人あたりの平均収入は、フルタイム農場の労働者 1 人あたりの平均収入とほぼ同額になる。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル支払い

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル支払い(その2)

○カップル支払い

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

【DZ-0501 - 牛肉及び子牛肉部門へのカップル支払い(ZMK)】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	77.93	77.06	75.56	73.60	73.60	
O.11(支援対象頭数)	567,694	567,694	567,694	567,694	567,694	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	44.2	43.7	43.0	41.8	41.8	214.6

【DZ-0502 - 羊とヤギ肉部門へのカップル支払い (ZSZ)】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	34.83	34.44	33.86	32.89	32.89	
O.11(支援対象頭数)	1,270,163	1,270,163	1,270,163	1,270,163	1,270,163	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	44.2	43.7	43.0	41.8	41.8	214.5

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資

○投資

■ 投資プログラムは以下12のスキームから構成される。

EL-0401 - 非生産的な水管理への投資

EL-0402 - 重要なインフラ - 洪水防御、海岸防御

EL-0403 - 個々の農場の農業企業への生産的な投資

EL-0404 - 農村の土地再編を含む農業及び森林インフラへの投資

EL-0405 - 加工及びマーケティング企業の有形資産への投資 (市場構造)

EL-0407 - 森林部門への非生産的な投資

EL-0408 - 天然資源を保護するための非生産的な投資

EL-0409 - 物理的インフラ - ブロードバンド供給

EL-0410 - 総合的な農村振興への投資

EL-0411 - 農場における非農業活動の創設と発展への投資(農場の多様化の促進)

EL-0412 - 農村地域における非農業ビジネス開発への投資の促進

EL-0413 - 教育機関における ICT 機器への投資

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／環境・気候等管理誓約

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_環境・気候等管理誓約(有機農業)

○環境・気候等管理誓約(環境、気候、その他の管理上の取り組み)

【有機農業(EL-0108)】

- 農業の持続可能な発展を促進し、農業における天然資源の意識的な利用を促進することを目的として、有機農業の導入と維持に対して補助金が支払われる。
- 支援の対象となる取組は以下のとおり(導入、維持とも共通)。
 - a) 耕地の管理
 - b) 草地の管理
 - c) 野菜、花卉、観賞用植物地の管理
 - d) 永年作物または苗木の管理
 - e) 取引コストの相殺
- 同一面積内で、異なる有機農業の取組や生物多様性改善のための取組(EL-1015)と組合わせて実施することも可能。その場合、より高い補助金が支払われる。
- 補助金単価は取組内容や地域等によって非常に細かく設定されている。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／条件不利地域

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_条件不利地域

○条件不利地域(EL-0201 - 不利な地域に対する補償手当)

【条件不利地域】

■ TI: EL-0201-01: 山岳地帯

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (2) に基づく地域。

山岳地帯は、土地利用の可能性が大幅に制限され、以下の理由により生産コストが大幅に増加するという特徴がある。

(a) 標高が高いために非常に困難な気候条件が存在し、その影響により生育期が大幅に短縮される。(b) 標高が低い場所では、問題の地域の大部分に、機械を使用するには急すぎる斜面、または非常に高価な特殊機器の使用を必要とする斜面が存在するか、またはこれら 2 つの要因の組み合わせが存在する。

■ TI: EL-0201-02: 自然制約地域:

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (3) に基づく地域。

山岳地域以外の地域は、農業地域の少なくとも 60 % が附属書 III に示された基準の少なくとも 1 つを、示された閾値で満たす場合、重大な自然制約に直面しているとみなされるものとする。

■ TI: EL-0201-03: 特定の領域:

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (4) に基づく地域。

特定の制約の影響を受けている場合、及び環境の保全または改善、田園地帯の維持のために土地管理を継続する必要がある場合、地域の観光の可能性を維持するため、または海岸線を保護するため、第 31 条に基づく支払いの対象となるものとする。特定の制約の影響を受ける地域は、自然生産条件が類似しており、その総面積が当該加盟国の面積の 10 % を超えない農業地域で構成されるものとする。さらに以下の場合:

- 農業地域の少なくとも 60 % が、附属書 III に記載されている基準の少なくとも 2 つを、それぞれ示された閾値の 20 % 以下の範囲内で満たしている、または
- 農業地域の少なくとも 60 % が、附属書 III に記載されている基準の少なくとも 1 つを、示された閾値で満たす地域で構成されている、及び附属書 III に記載されている基準のうち少なくとも 2 つを、それぞれ示された閾値の 20 % を超えない範囲内で満たす地域。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／条件不利地域

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_条件不利地域(その2)

○条件不利地域(EL-0201 - 不利な地域に対する補償手当)

【適格な受益者】

- 受益者の定義: 不利な地域で農地を管理し、積極的に農業を営む自然人、法人、または法的形態に関係なく、自然人または法人の団体。

【受給資格要件】

- 補償手当受給の要件と義務、目標設定は州のガイドラインに明記されており、公表されている。

【支払基準と支給額】

- 支払いの詳細な基準は、連邦州のガイドラインに設定されている。 支払額は保険料の計算に基づいて決定され、追加費用と収入の損失の補償に限定される。

【成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2024-29合計
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	3,672,959	4,112,962	411,296	4,620,931	4,287,233	440,017	17,545,398
支出計画総額(百万ユーロ)	180.6	187.7	187.7	213.9	199.7	7.2	976.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の実施状況、課題等

ドイツのCAP戦略計画：施策の実施状況、課題等

- 関連団体に対するヒアリングによる、CAP戦略計画の実施状況や課題等は以下の通りである。
- ドイツでは2023年のエコスキーム予算10億ユーロのうち、60%しか実施されなかった。その理由は、ドイツには11のエコスキームがあるが、これらは非常に複雑で、農民にとって魅力的な資金支援がなされていないため。エコスキームを実施するより、作物を栽培する方が経済的によいと考えられている。
- ドイツは、農業者の視点から見ると、グリーン・アーキテクチャーのコンディショナリティを最高に野心的なレベルに設定しようとしたために、ドイツ全土でその野心を実現することができない。なぜなら、ドイツには、新しいグリーン・アーキテクチャーを実施するには、あまりにコストがかかる地域が存在するためである。また、ウクライナ戦争が開始された現在では、従来よりも更に食糧安全保障を考慮する必要がある。
- 政府はこのエコスキーム予算を来年（2024年）及び再来年（2025年）で相殺しようと努力しているが、農業者の立場からみると、この事態は予見されていた。このため、我々は2年前からエコスキームを農業者にとってより適合可能なものとする改善策を意見していたが、政府はこれを聞き容れなかった。
- スキームの管理とチェックのプロセスも長く複雑である。これらには遠隔管理と現場チェックがあり、実施機関がこれらを適切に行うことができるか懸念がある。
- 補助金額について言うと、2023年5月時点で計画されていた金額が、同年末の支払い段階に維持されるかどうかも分からなかった。結果的に、申請が低調だったため、当初の予定金額より少し高い補助金が交付されることにはなったが、来年度（2024）も同様に、農業者は実際にいくら補助金を受けられるのか判らないまま、エコスキームの申請を行うことになる。
- 第一の柱における他の直接支払、即ち基礎所得支持、小規模農業者のための補完的再分配、青年農業者所得支持についても、エコスキームからの一部の未消化予算の移転によって補助金額が引き上げられた。例えば基礎所得支持の予定単価は156ユーロ／ヘクタールだが、現時点で171ユーロ／ヘクタールである。
- CAP戦略計画における野心的なグリーン・アーキテクチャーや要求水準の高いコンディショナリティ、エコスキーム、自然復元法（Nature Restoration Law）等はグリーンディール議論の結果である。また、農業者が街頭でデモを行っている理由でもある。
(ドイツ農民連盟)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／概要

フランスのCAP戦略計画:概要

項目	概要
目標及び戦略	■ 農業部門の持続的な競争力の向上、付加価値の創出、農場の回復力の向上、投入資材の使用制限を通じて、食料安全保障の確保を目的とする。また、農場の多様化、永年草地の保全、たんばく源作目の生産、アグロエコロジー、有機農業の推進を通じて、欧州グリーンディールやカーボンニュートラルへの貢献を果たす。 ■ 全国・地域的な手法を組み合わせ、国内における地域の特性を考慮した上で農家や農村への支援を行う。
経済的持続可能性と公正性	■ セーフティネットとして農家の所得支援を強化するとともに、農家の競争力や生産力、投資能力を一定水準確保できるようにする。 ■ 新CAPでは、面積単位への支払に基づく所得支援に新たなメカニズムが導入される。再分配所得支持には約35億ユーロが割り当てられ、中小規模の農家への所得支援が強化される見込みである。 ■ 直接支払予算の15%はカップル所得支持に充てられる。フランスのカップル所得支持は、主に畜産、たんばく源作目、作物と畜産の混合部門を対象とする。 ■ 農家収入と競争力の向上のため、部門間協力、サプライチェーン短縮、地理的表示の登録等を通じて品質と付加価値の向上を奨励する。
環境配慮	■ 農地面積の86%以上が良好な農業・環境条件(GAEC)に適合することとする(水路沿いの緩衝帯の設置、永年草地の維持、影響を受けやすい時期における最低限の土壌被覆など)。加えて、土壌被覆や作物の多様化など、土壌侵食の抑制や有機物の維持を目的とした農法を実施する農家は追加的な支援を受けることができる。74%以上の農地がこのような慣行に取り組むことが期待される。 ■ 2027年までに有機農業の農地面積を倍増させ、全農地面積の18%とすることを目指す。この目標のために、有機農業への転換支援の予算に9,000万ユーロを追加し、計3億4,000万ユーロ/年とした。さらに、エコスキームを通じて農家が環境や気候に配慮した農法を実施するためのインセンティブを与える。フランスのエコスキームは最高レベルの有機農家に対してインセンティブをさらに強化する。
社会的持続可能性	■ フランスの農村部は、人口減少に加え、基礎的サービスへのアクセス困難、インフラ不足、移動の問題などの課題に直面している。そこで、CAP戦略計画では、医療、社会、観光、職業訓練サービスへのアクセスを向上させるプロジェクトに資金を提供することで、これらの課題に対処する。CAPを通じて2027年までに約90万人がより良いサービスやインフラの恩恵を受けられるようになることが見込まれる。 ■ 農村地域の魅力を高めるため雇用創出と農村ビジネスの発展を支援する。約5,500の農村ビジネスがCAPの支援を受け、CAPの資金提供を受けたプロジェクトによって31,000以上の雇用創出が見込まれる。
知識の共有、イノベーション、デジタル化	■ アドバイザリーサービスや研修を通じて、知識の共有の促進を目指す。また、フランスの復興・強靱化計画によって2025年までに達成されるブロードバンドの完全普及の機会を最大限に活用するため、イノベーションとデジタル化が奨励される。 ■ CAP戦略計画の支援を通じて、欧州イノベーション・パートナーシップは農業・林業・農村分野の関係者の協力を強化し、より良い知識の普及の貢献が期待される。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／用語の定義

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：用語の定義(その1)

■ CAP戦略計画の中でフランスが定める農業活動に伴う基本的な用語は以下の通りである。

用語	概要
農業活動	農業活動は、①生産活動と②農地の維持管理の2つで構成される： ①生産活動 EU機能条約(TFEU)附属書 I に記載される水産物を除く農産物(及び綿花)の生産と短期輪作雑木林の栽培を指す。 ②農地の維持管理 農作業や農業機械を用いる以上の通常の準備作業を伴わない、放牧や耕作に適した状態の農地の維持管理を指す。農地を放牧や耕作に適した状態に維持するために、農業者はその地域の種類(耕地、永年作物、永年草地)に適した活動を行わなければならない。
農地	農地とは、①耕地、②永年作物、③永年草地を指す。 ①耕地 作物生産を目的とした土地、または作物生産が可能だが休耕している土地を指す。 ②永年作物 永年作物とは、永年草地・永年牧草地以外の非転換作物で、5年以上その土地に植え付けられ繰り返し収穫が可能なものを指す(苗床と短期輪作雑木林を含む)。 ③永年草地(永年牧草地を含む) 牧草又はその他草本飼料の生産に使用される土地で、5年以上その保有地の輪作体系の一部となっていない土地のことを指す。
農業活動に供される土地(適格ヘクタール)等に関するもの	適格ヘクタールとは以下の条件を満たすものを指す。 - 農業者が保有する農地 - 良好な農業・環境条件(GAEC)が適用される区域 - 上記の2つの条件以外に、CAP戦略計画規則2021/2115又はEU規則1307/2013で適格ヘクタールの権利を与えられている農地 (注)麻の生産に使用される土地は、栽培される品種のTHC(テトラヒドロカンナビノール)含有率が0.3%を超えない場合に限り、適格ヘクタールと見なされる。

出所：Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, "Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／用語の定義

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：用語の定義(その2)

用語	概要
活動的農家	農業活動に少なくとも従事していることを識別する「活動的農家」であるためには、次の4つの条件のいずれかを満たす必要がある。 条件1: 農業専門職向け社会保障制度 (ATEXA) に基づき、労働災害及び職業病に対して自らの責任で保険に加入している自然人 条件2: 少なくとも1名のパートナーが、その法人における活動に関して、自然人に定められた条件を遵守している法人 条件3: ATEXA又は同等の基準に貢献するパートナーを持たない法人(さらに詳細条件あり) 条件4: 法人形態を持たない別の法人(農業高校・コミュニティ、農業を目的とした公益財団など)
青年農業者	青年農業者と認められるためには、次の3つの累積条件を満たす自然人である必要がある。 年齢上限: 申請日において40歳以下であること 農場経営者であること: 活動的農家である、ATEXAの基準に基づく保険を経営体内に適用している 等 必要なトレーニング及び(又は)スキル: 農業学位の保有、農業生産部門での過去の専門的な活動経験 等
新規就農者	新規就農者と認められるためには、次の2つの累積条件を満たす自然人である必要がある。 初めて農場経営体の長になること: 初めて、活動的農家になる、ATEXAの基準に基づく保険を経営体内に適用する 等 必要なスキルの正当性: 農業学位の保有、農業生産部門での過去の専門的な活動経験 等
最低条件	横断的規則第15条が適用される前の暦年に請求された(又は請求される予定の)直接支払の合計支払い額が200ユーロを下回る申請者に対しては直接支払は支払われない。

出所: Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, "Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／第一の柱の予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第一の柱の予算状況

- フランスのCAP戦略計画では、今期CAPにおいて、第一の柱の直接支払に総計で約**337億ユーロ**、部門別介入(価格支持)に総計で約**13.6億ユーロ**のEU予算を充てられている。
- 直接支払の予算の構成比では、基礎所得支持(21条)が48%、再分配所得支持(29条)が10%、青年農業者所得支持(30条)が2%、エコスキーム(31条)が25%、カップル所得支持(32条)が15%となっている。

<直接支払>

単位：ユーロ

第一の柱	2023	2024	2025	2026	2027	2028 (見込み)	総計
基礎所得支持(21条)	-	3,251,942,098	3,251,942,098	3,251,942,098	3,251,942,098	3,251,942,098	16,259,710,489
再分配所得支持(29条)		673,644,004	673,644,004	673,644,004	673,644,004	673,644,004	3,368,220,019
青年農業者所得支持(30条)		116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	581,389,604
エコスキーム(31条)	-	1,684,110,009	1,684,110,009	1,684,110,009	1,684,110,009	1,684,110,009	8,420,550,046
カップル所得支持(32条)	-	1,010,466,006	1,010,466,006	1,010,466,006	1,010,466,006	1,010,466,006	5,052,330,028
総計	-	6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	33,682,200,185

<部門別介入(価格支持)>

単位：ユーロ

第一の柱	2023	2024	2025	2026	2027	2028 (見込み)	総計
果物・野菜(50条)		32,732,790	100,762,109	145,540,853	148,451,670		427,487,422
養蜂(55条)	-	5,919,062	6,419,062	6,419,062	6,419,062		25,176,248
ワイン(58条)	20,770,000	185,363,000	206,429,000	221,707,000	269,628,000	-	903,897,000
オリーブオイル及びオリーブ (64条)	249,300	554,000	554,000	554,000	554,000		2,465,300
総計	21,019,300	224,568,852	314,164,171	374,220,915	425,052,732	-	1,359,025,970

出所：Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, "Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／第二の柱の予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第二の柱の予算状況

■ フランスのCAP戦略計画では、今期CAPにおいて、第二の柱の農村振興に総計で約100億ユーロのEU予算が充てられている。

単位：ユーロ

農村振興	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	総計
自然等地域固所有制約(本土)	-	697,990,838	697,990,837	697,990,836	697,990,836	697,990,836	-	3,489,954,184
自然等地域固所有制約(海外領土)	-	9,065,547	9,065,548	9,065,549	9,065,549	9,065,549	-	45,327,742
自然等地域固所有制約(コルシカ島)	-	9,750,000	9,750,000	9,750,000	9,750,000	9,750,000	-	48,750,000
有機農業に対する支払(本土)	-	40,983,938	81,967,545	207,239,156	206,078,757	204,918,358	204,918,362	946,106,116
有機農業に対する支払(海外領土)	-	1,420,590	3,236,623	5,052,656	6,868,688	8,684,722	8,684,722	33,948,001
有機農業に対する支払(コルシカ島)	-	142,709	285,418	486,127	686,836	713,545	570,365	2,885,000
農業環境・気候対策(本土)	-	167,911,842	167,763,502	181,243,745	167,293,745	153,343,745	-	837,556,578
農業環境・気候対策(海外領土)	-	5,677,000	5,677,000	5,677,000	5,677,000	5,677,000	-	28,385,000
農業環境・気候対策(コルシカ島)	-	264,896	1,059,456	1,986,080	2,647,808	2,647,808	2,383,952	10,990,000
リスク管理施策	-	158,158,217	170,822,310	184,442,125	199,086,758	217,490,590	-	930,000,000
農業環境・気候対策(一律払い)	215,137	16,240,414	18,064,621	14,639,028	16,220,817	26,054,664	18,565,321	110,000,000
投資	5,192,118	111,947,005	225,731,115	315,078,880	382,587,612	419,497,672	375,025,908	1,835,060,309
LEADER	81,189	51,486,987	39,736,254	71,096,413	96,168,882	111,680,528	131,839,454	502,089,706
青年農業者に対する投資	37,200	2,370,899	3,322,424	4,324,287	4,992,662	6,710,250	6,325,527	28,083,250
青年農業者に対する助成	4,577,892	56,649,983	80,263,259	105,815,676	102,242,308	84,022,867	63,746,867	497,318,852
新規就農者に対する助成	223,985	6,866,445	6,895,281	7,040,165	7,282,984	6,455,516	5,754,074	40,518,450
捕食から群れを守る(engagement)	-	22,968,000	23,664,000	24,360,000	25,056,000	25,752,000	-	121,800,000
捕食から群れを守る(investissements)	-	3,432,000	3,536,000	3,640,000	3,744,000	3,848,000	-	18,200,000
ミツバチの受粉能力の向上	80,000	5,235,597	6,627,132	8,310,157	8,878,771	9,457,143	4,238,056	42,826,855
絶滅の危機にある品種の保護	40,000	3,543,641	4,054,772	4,720,608	4,942,310	5,150,156	785,515	23,237,002
甜菜部門の所得安定化	-	2,166,666	2,166,666	2,166,666	2,166,666	2,166,667	166,667	11,000,000
協同	56,013	10,968,122	19,409,037	28,264,181	35,573,595	41,954,704	41,597,472	177,823,124
農村事業開発	-	242,166	321,833	301,500	344,501	345,834	319,165	1,875,000
知識・情報の交換	14,700	9,378,139	18,240,481	19,440,897	20,048,406	21,161,442	11,250,863	99,534,929
牧畜の群れの警護に対する支払(捕食ゾーン外)	73,445	881,340	1,571,951	1,571,951	1,571,951	1,351,612	-	7,022,250
技術支援 - 州	-	1,056,946	1,056,946	1,056,946	1,056,946	1,056,946	-	5,284,730
技術支援 - 州・地域共同	-	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	-	10,000,000
技術支援 - 地域	-	24,722,054	24,722,054	24,722,054	24,722,054	24,722,057	-	123,610,274
CAPネットワーク	-	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	-	10,000,000
総計	10,591,678	1,425,521,979	1,631,002,065	1,943,482,686	2,046,746,443	2,105,670,211	876,172,288	10,039,187,350

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／第一・二の柱間の財源移管

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第一・二の柱間の財源移管

- フランスのCAP戦略計画では、直接支払いから農村振興への財源移管が行われている。今期CAPにおける柱間の移管額は約27億ユーロで、財源移管によって直接支払は約364億ユーロから約337億ユーロに、農村振興は約73億ユーロから約100億ユーロに予算額が変化している。

単位：ユーロ

直接支払の財源	2023	2024	2025	2026	2027	2028(見込み)	合計
直接支払いの上限		7,285,000,537	7,285,000,537	7,285,000,537	7,285,000,537	7,285,000,537	36,425,002,685
農村振興への移管		－548,560,500	－548,560,500	－548,560,500	－548,560,500	－548,560,500	－2,742,802,500
PaDi予算額を「植物性タンパク質を含むその他分野」の部門別介入に利用							－€
財源総額		6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	6,736,440,037	33,682,200,185

単位：ユーロ

農村振興の財源	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計
農村振興	1,459,440,070	1,459,440,070	1,459,440,070	1,459,440,070	1,459,440,070		7,297,200,350
第一・二の柱間の移管(23年が22年からの移管の場合)	547,745,000	548,560,500	548,560,500	548,560,500	548,560,500		2,741,987,000
財源総額	2,007,185,070	2,008,000,570	2,008,000,570	2,008,000,570	2,008,000,570		10,039,187,350

出所：Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, "Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／目的別の直接支払の予定単価、予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予定単価、予算状況(その1)

- フランスのCAP戦略計画では、直接支払のうち基礎所得支持、再分配所得支持、青年農業者所得支持、エコスキームについて、今期CAPの予定単価、予算状況を次のように示している。

単位：ユーロ

目的別支払	2024				2025				2026				2027			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
基礎所得支持(本土)	121	127	142	3,232,430,445	123	129	145	3,232,430,445	123	130	137	3,232,430,445	124	130	138	3,232,430,445
基礎所得支持(コルシカ島)	137	145	162	19,511,653	138	145	162	19,511,653	139	146	154	19,511,653	139	146	155	19,511,653
再分配所得支持	45	48	50	673,644,004	45	48	50	673,644,004	45	48	50	673,644,004	45	48	50	673,644,004
青年農業者所得支持		4,469	4,916	116,277,921		4,469	4,916	116,277,921		4,469	4,916	116,277,921		4,469	4,916	116,277,921
エコスキーム																
標準レベル		59	65	1,684,110,009		59	65	1,684,110,009		59	65	1,684,110,009		59	64	1,684,110,009
上位レベル		81	105	0		81	105	0		80	104	0		80	104	0
特定ABレベル		111	144	0		111	144	0		110	143	0		110	143	0
生垣ボーナス		7		0		7		0		7		0		7		0

目的別支払	2028(2027の第一・二の柱間の 予算移転の可能性を考慮した目 安)			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
基礎所得支持(本土)	124	131	133	3,232,430,445
基礎所得支持(コルシカ島)	140	147	149	19,511,653
再分配所得支持	45	48	50	673,644,004
青年農業者所得支持		4,469	4,916	116,277,921
エコスキーム				
標準レベル		58	64	1,684,110,009
上位レベル		80	104	0
特定ABレベル		110	143	0
生垣ボーナス		7		0

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予算単価、予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予算単価、予算状況(その2)

■ フランスのCAP戦略計画では、直接支払のうちカップル所得支持について、今期CAPの予算単価、予算状況を次のように示している。

単位：ユーロ

目的別支払	2024				2025				2026				2027			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
羊向けカップル所得支持	22	23	25	105,106,776	21	22	24	102,526,994	20	22	24	99,847,967	20	21	23	97,268,189
新規就農者に対する羊向けカップル所得支持	6	6	7	1,260,000	6	6	7	1,260,000	6	6	7	1,260,000	6	6	7	1,260,000
山羊向けカップル所得支持	14	15	17	12,707,456	14	15	16	12,368,591	14	14	16	12,114,441	13	14	15	11,775,576
牛向けカップル所得支持																
上位レベル	105	110	121	515,714,209	102	107	118	503,045,509	99	105	115	490,313,439	97	102	112	477,577,949
標準レベル	57	60	66	173,704,914	56	59	64	169,437,794	54	57	63	165,149,329	53	56	61	160,859,709
子牛向けカップル所得支持	62	66	72	4,300,000	59	63	69	4,100,000	58	61	67	4,000,000	57	60	66	3,900,000
種子生産用又は脱水された穀物マメ科植物及び飼料マメ科植物に対するカップル所得支持	99	104	135	72,970,000	101	106	138	82,487,826	101	107	139	92,005,652	101	106	138	101,523,478
低地及び丘陵地帯の飼料用マメ科植物に対するカップル所得支持	142	149	194	63,970,081	142	149	194	74,662,255	142	149	194	85,354,428	142	149	194	96,036,603
山間部における飼料用マメ科作物に対するカップル所得支持	142	149	194	18,000,000	142	149	194	18,000,000	142	149	194	18,000,000	142	149	194	18,000,000
デュラム小麦向けカップル所得支持	58	61	70	6,167,100	58	61	70	6,167,100	58	61	70	6,167,100	58	61	70	6,167,100
でんぷん馬鈴薯向けカップル所得支持	80	84	92	1,856,400	80	84	92	1,856,400	80	84	92	1,856,400	80	84	92	1,856,400
コメ向けカップル所得支持	126	133	146	1,862,000	126	133	146	1,862,000	126	133	146	1,862,000	126	133	146	1,862,000
ホップ向けカップル所得支持	540	568	625	320,352	540	568	625	320,352	540	568	625	320,352	540	568	625	320,352
牧草種子向けカップル所得支持	42	44	48	448,800	42	44	48	448,800	42	44	48	448,800	42	44	48	448,800
麻向けカップル所得支持	93	98	108	1,597,400	93	98	108	1,597,400	93	98	108	1,597,400	93	98	108	1,597,400

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予算単価、予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予算単価、予算状況(その3)

単位：ユーロ

目的別支払	2028(2027の第一・二の柱間の 予算移転の可能性を考慮した目 安)			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
羊向けカプル所得支持	19	20	22	94,589,160
新規就農者に対する羊向けカプル所得支持	6	6	7	1,260,000
山羊向けカプル所得支持	13	14	15	11,521,427
牛向けカプル所得支持				
上位レベル	94	99	109	464,845,883
標準レベル	51	54	59	156,571,244
子牛向けカプル所得支持	55	58	64	3,800,000
種子生産用又は脱水された穀物マメ科植物及び飼料マメ科植物に対するカプル所得支持	99	104	136	111,041,304
低地及び丘陵地帯の飼料用マメ科植物に対するカプル所得支持	142	149	194	106,728,776
山間部における飼料用マメ科作物に対するカプル所得支持	142	149	194	18,000,000
デュラム小麦向けカプル所得支持	58	61	70	6,167,100
でんぷん馬鈴薯向けカプル所得支持	80	84	92	1,856,400
コメ向けカプル所得支持	126	133	146	1,862,000
ホップ向けカプル所得支持	540	568	625	320,352
牧草種子向けカプル所得支持	42	44	48	448,800
麻向けカプル所得支持	93	98	108	1,597,400

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予算単価、予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予算単価、予算状況(その4)

単位：ユーロ

目的別支払	2024				2025				2026				2027			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
加工用エンテプラム向けカプル所得支持	903	950	1,045	10,659,950	903	950	1,045	10,659,950	903	950	1,045	10,659,950	903	950	1,045	10,659,950
加工用チェリー向けカプル所得支持	561	590	649	460,200	561	590	649	460,200	561	590	649	460,200	561	590	649	460,200
加工用ウイリアムズ洋梨向けカプル所得支持	1,235	1,300	1,430	364,000	1,235	1,300	1,430	364,000	1,235	1,300	1,430	364,000	1,235	1,300	1,430	364,000
加工用パヴィー・ピーチ向けカプル所得支持	535	563	619	61,930	535	563	619	61,930	535	563	619	61,930	535	563	619	61,930
施設園芸向けカプル所得支持	1,509	1,588	1,747	9,999,636	1,509	1,588	1,747	9,999,636	1,509	1,588	1,747	9,999,636	1,509	1,588	1,747	9,999,636
加工用トマト向けカプル所得支持	1,150	1,210	1,331	2,601,500	1,150	1,210	1,331	2,601,500	1,150	1,210	1,331	2,601,500	1,150	1,210	1,331	2,601,500
小型反芻動物向けカプル所得支持(コルシカ島)																
標準レベル：成雌羊	13	13	13	208,927	17	17	19	192,982	15	16	18	104,928	15	15	17	102,674
標準レベル：成雌山羊	18	19	21	433,801	24	25	28	299,452	22	23	25	193,816	21	22	24	189,340
上位レベル：上位品種の雌羊	26	27	30	490,767	33	35	38	802,181	30	32	35	895,729	29	31	34	879,049
上位レベル：上位品種の雌山羊	37	39	43	2,066,504	48	50	55	3,269,126	44	46	51	3,205,525	42	44	49	3,131,496
牛向けカプル所得支持(コルシカ島)																
上位レベル	86	90	99	2,843,303	88	93	102	1,469,028	89	93	103	1,476,484	85	90	99	1,417,675
標準レベル	48	50	55	290,000	48	50	55	145,000	48	50	55	145,000	48	50	55	145,000

出所：Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire, "Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予算単価、予算状況

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予算単価、予算状況(その5)

単位：ユーロ

目的別支払	2028(2027の第一・二の柱間の 予算移転の可能性を考慮した目 安)			
	単価 下限	予定 単価	単価 上限	予算金額
加工用エンテプラム向けカップル所得支持	903	950	1,045	10,659,950
加工用チェリー向けカップル所得支持	561	590	649	460,200
加工用ウイリアムズ洋梨向けカップル所得支持	1,235	1,300	1,430	364,000
加工用パヴァー・ピーチ向けカップル所得支持	535	563	619	61,930
施設園芸向けカップル所得支持	1,509	1,588	1,747	9,999,636
加工用トマト向けカップル所得支持	1,150	1,210	1,331	2,601,500
小型反芻動物向けカップル所得支持(コルシカ島)				
標準レベル：成雌羊	14	15	16	99,648
標準レベル：成雌山羊	20	21	23	151,523
上位レベル：上位品種の雌羊	28	30	33	850,648
上位レベル：上位品種の雌山羊	40	43	47	3,098,180
牛向けカップル所得支持(コルシカ島)				
上位レベル	82	86	95	1,363,945
標準レベル	48	50	55	145,000

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析:基礎所得支持(21条)

具体的目標	OS A 実現可能な農業収入に対する支援
ニーズ	A.1 一般的農家の所得確保
達成指標	O.4 持続可能な開発のための基礎所得支持の対象ヘクタール数
成果指標	R.04 所得支援と良き規制慣行との関連性の確立 R.06 小規模農家への再分配

【介入の説明又は適用要件】

- 基礎所得支持は、フランス本土及びコルシカ島内の申請者がそれぞれ保有する基礎支払の受給権(droits à paiement de base: DPB)に基づくデカップル支払であり、保有する農地面積上の適格ヘクタールによって受給額が決定される。

【申請者の適格性と具体的な適格基準】

- 基礎所得支持は活動的農家の定義を満たした、適格ヘクタールで有効化される基礎支払の受給権(DPB)を有する農業者に支払われる。

【支払方法】

- 支払は、農業者が保有する基礎支払の受給権(DPB)に基づき、ヘクタール当たりの支払単価と適格ヘクタールを乗じた金額が支払われる。前掲の財務表に記載された予定単価(下限単価及び上限単価を含む)は平均単価である。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／再分配所得支持

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：再分配所得支持(29条)

具体的目標	OS A 実現可能な農業収入に対する支援
ニーズ	A.5 農業における人的資本の強化
達成指標	O.7 所得を補完する再分配所得支持の対象ヘクタール数
成果指標	R.04 所得支援と良き規制慣行との関連性の確立 R.06 小規模農場への再分配

【介入の説明又は適用要件】

- 再分配所得支持は国単位による固定額のデカップル支払いであり、適格ヘクタールのうち、最初の52ヘクタールに対して支払われる。
- 農業所得は依然としてCAPの支援に大きく依存しており、CAPの支援なしでの税引き前利益は全農場の半数でマイナスとなっている。フランスでは直接支払いが他のEU地域よりも均等に配分されており、上位20%の受益者が51%の支払いを受給している(EU全体では80%)。このことから、再分配所得支持は直接支払予算の10%、すなわち農場の最初の52ヘクタール(現在の平均農地面積を大幅に下回る)に対する約6億7,400万ユーロの支払いを維持することが決定された。
- フランスでは、農業構造を考慮すると、こうした再分配メカニズムは、支払いの上限設定や減額措置よりも好まれる(後者は効果がほとんど無い一方で、不釣り合いな管理コストが発生する)。
- 主にフランス本土の中小規模農家を支援の対象とする。この支払いは基礎的なデカップル支払を補完するもので、最大100ヘクタールまでの農地が対象となる。100ヘクタール以上の農地を持つ大規模経営は再分配所得支持においてGAEC特例を適用しない。
- 再分配所得支持は農家規模に応じた農業者間の公平な支払の配分に寄与する。また、小規模農家に対する雇用の創出にも資することが可能となる。したがって、再分配所得支持は農場における雇用と農業者の数を最大化し、フランス農業の人的資本の強化に貢献する。

【申請者の適格性と具体的な適格基準】

- 基礎所得支持の受給資格を持つ活動的農家、つまり基礎支払の受給権(DPB)の少なくとも一部を保有して農業活動を行う農家の最初の52ヘクタールに対して支払われる。

【支払方法】

- 1ヘクタール当たり一律の単価額が支払われる。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：青年農業者所得支持(30条)

具体的目標	OS A 実現可能な農業収入に対する支援／OS G 担い手世代の交代
ニーズ	A.5 農業における人的資本の強化 G.1 希望するすべての農家の新規就農を支援し、可能な限り世代交代を進める
達成指標	O.6 青年農業者に対する追加の所得支持の対象となるヘクタール数
成果指標	R.04 所得支援と良き規制慣行との関連性の確立 R.06 小規模農場への再分配 R.36 世代の交代 R.37 農村の成長・雇用

【介入の説明又は適用要件】

- 青年農業者に対する国単位の追加的な所得支持として、最大5年間支払われる一時金として支払われる。
- フランスの農業人口の高齢化を背景に、青年農業者の新規就農を支援することで世代交代に貢献することを目的とする。
- 旧CAPの時のようにヘクタール当たりの単価に基づき支払いをするのではなく、農場に対する一時金の形で支払われることが予定される。

【申請者の適格性と具体的な適格基準】

- 以下の条件を満たす申請者がこの支払いの対象となる。
 - 申請者は活動的農家であり、基礎支払いの受給権(DPB)を有する。
 - 最初の申請日時点で「青年農業者」の定義を満たしている。
 - 申請者が初めて就農にあたる状況にある。
 - 最初の申請は設立年から5年目までに提出しなくてはならない。
 - 法人形式の申請者は、パートナーの1人が申請日時点で「青年農業者」の定義を満たしており、申請年又は過去5年以内に事業を立ち上げている場合、制度の恩恵を受けることができる。

【支払方法】

- 支払額は農場ごとに一律の一時金となる(ただし、GAECの適用によって受益者ごとに支払額が異なる場合がある)。

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

フランスのCAP戦略計画を対象とした詳細分析:エコスキーム(31条)(その1)

具体的目標	OS D 気候変動の緩和への貢献／OS E 効率的な天然資源の管理／OS F 生物多様性の損失の阻止と回復
ニーズ	D.2 (気候変動以外の)国際的枠組みの支援／D.3 農業部門からの温室効果ガス排出の削減(緩和)／D.5 炭素貯留(農地、森林の土壌、バイオマス)の促進(緩和)／E.2 持続可能な資源管理のための国際的枠組みと包括的アプローチの支援／E.3 効率的かつ持続的に資源を利用する農業システム及び農業慣行の支援／F.2(生物多様性以外の)国際的枠組みの支援／F.3 農業慣行を通じた生物多様性の保全と持続可能な活用の促進
達成指標	O.08 エコスキームの単位数(ヘクタール又は家畜単位)
成果指標	R.04 所得支援と良き規制慣行との関連性の確立／R.06 小規模農場への再分配／R.12 気候変動への適応／R.14 土壌及びバイオマスにおける炭素貯蔵／R.19 土壌改良と保全／R.24 農薬の持続可能な使用と削減／R.29 有機農業／R.31 生息地と種の保全／R.33 Natura 2000管理の改善／R.34 地理的特性の保全／R.43 抗菌剤の使用制限／R.44 動物福祉の向上
エコスキームの種類	基礎所得支持に対する上乗せ支払い
エコスキームの活動分野	a) 気候変動の緩和(農業慣行を通じたGHG排出削減、既存の炭素プールの保全、炭素隔離の強化 等) b) 気候変動への適応(これには、食料生産システムの回復力向上と動植物の多様性向上を通じて、病気や気候変動に対する抵抗力を強化する対策が含まれる) c) 水質の保護・改善を通じて、水資源への影響を軽減する d) 土壌劣化の抑止、土壌の回復、土壌肥沃度の向上、栄養分と土壌生物相の管理 e) 生物多様性の保全、生息地・種の保全・回復(地理的特徴又は非生産的地域の維持・創造を含む) f) 農薬(特に人の健康や環境に対してリスクをもたらす農薬)の持続可能な使用削減を促進するための措置

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

フランスのCAP戦略計画：各施策の詳細：エコスキーム(31条)(その2)

【介入の説明又は適用要件】

- フランスのCAP国家戦略計画のエコスキームは国家単位の一一定額を支払うデカップル支払として、「農地エコ管理(畑＋永年草地＋永年作物)」、「環境認証」、「生物多様性景観」の3つのルート(択一)と加算対象となる「生垣ボーナス」で構成される(詳細は次ページに記載)。
- エコスキームの各ルートには、標準レベルとより野心的な取組を表明した農家のための上位レベルの2つが用意されている。さらに、「環境認証」ルートでは、有機農業に取り組む農家向けの特定ABレベルも用意されている。

【申請者の適格性と具体的な適格基準】

- エコスキームのどのルートに取り組む上でも、申請者の共通の資格条件として、活動的農家であることと、最低1単位(又はその端数)の基礎支払の受給権を有している必要がある。
- さらに、申請者は選択した各ルートについて、戦略計画が定める慣行を遵守しなくてはならない。

【支払方法】

- 基礎所得支持に上乗せされる一時金の形態をとる。

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

フランスのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(31条)(その3)

■ エコスキームの全体像:フランスの農家は3つのルート(択一)と加算ボーナスを通じて、環境に望ましい農法の維持又は導入に取り組む。

手法	農地エコ管理			累積不可	環境認証	累積不可	生物多様性景観	単価(1ha)
対象の慣行	畑	永年草地	永年作物		BIO(有機認証) / HVE (環境価値重視認証) / CE2+(環境認証レベル2)		%IAE(農業生態系 インフラ)及び休耕地 ／UAA	
特定ABレベル					BIO			110ユーロ
上位レベル	5 点	割合:90%	割合:95%		HVE		割合:10%	80ユーロ
標準レベル	4 点	割合:80%	割合:75%		認証 CE2+		割合:7%	60ユーロ
農地面積(予測)	1,670万haの耕地のうち、1,450万haが潜在対象(上位レベルの1,150万ha含む) このうち、普通畑作経営類型は、900万haのうち、上記レベルの530haを含む700万haが潜在対象である。	700万ha(上位レベルの350万haを含む)	50万ha(上位レベルの30万ha含む)		拡張性あり(加えて、認証面積のほとんどが営農実践ルートにてカウントされる)			
小計	16億4,400万ユーロ(計画総額)							
加算	生垣ボーナス						累積不可	単価(1ha)
単一レベル	利用する農地面積の6%を生垣とする(耕地がある場合はその分の6%を含む) 持続可能な生垣管理を証明する認証(特にLabel Haie)							7ユーロ
想定される表面積	5.8 Mha							
加算額	4,000万ユーロ(計画総額)							
総額	16億8,400万ユーロ(計画総額)＝直接支払い全体の25%							

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル所得支持

フランスのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル所得支持(32～41条)(その1)

■ フランスのCAP戦略計画が定めるカップル所得支持の種類は次の通りである。

カップル所得支持の種類	概要
羊向けカップル所得支持	雌羊1頭あたりに支払われるカップル支払である。フランス農家の平均所得よりも構造的に所得が低い羊部門の生産者を支援するための支払である。農場で飼育する雌羊500頭を上限に支払いの増額が認められる。
新規就農者に対する羊向けカップル所得支持	羊向けカップル所得支持とは別に、初めて羊牧場を経営してから3年未満の新規生産者に対して支払われる助成である。羊牧場を経営を開始してから3年間の支援を目的とする。
山羊向けカップル所得支持	山羊1頭あたりに支払われるカップル支払である。農場で飼育する山羊400頭を上限に支払いの増額が認められる。
牛向けカップル所得支持	月齢16か月以上の牛を対象に支払われるカップル支払である。標準と上位の2つの支払いのレベルが定義されている。
子牛向けカップル所得支持	ラベル(レッドラベル又は地理的表示保護)又は有機農業の仕様に基づいて飼育され、申請前年度に食肉処理された子牛に対して支払われるカップル支払を指す。
種子生産用又は脱水された穀物マメ科植物及び飼料マメ科植物に対するカップル所得支持	1ヘクタール当たりの定額支援で、穀物マメ科作物(タンパク作物、大豆、豆類)の生産を支援する助成である。これら作物の栽培は、家畜飼料の観点から畜産農家のタンパク質の自立性を向上させ、投入物への依存を減らすことで耕作農地の回復力を促進し、食用豆類に対する需要の高まりに応えるものである。
低地及び丘陵地帯の飼料用マメ科植物に対するカップル所得支持	低地及び丘陵地帯で栽培される飼料用マメ科植物に対して1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。生産者の所得支援を行うことで、飼料用マメ科植物の栽培面積の増加を目的とする。
山間部における飼料用マメ科作物に対するカップル所得支持	条件不利地域として定義される山岳地帯又は高山地帯で栽培される飼料用マメ科植物に対して1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。

出所:Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire,"Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル所得支持

フランスのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル所得支持(32~41条)(その2)

カップル所得支持の種類	概要
デュラム小麦向けカップル所得支持	デュラム小麦の生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。
でんぷん馬鈴薯向けカップル所得支持	でんぷん馬鈴薯は厳しい競争環境の中で供給が不安定であるため、生産者に対する所得支援としてカップル支払が維持されている。
コメ向けカップル所得支持	コメの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。著しい競争力の困難を考慮し、生産者に的を絞った所得支援を実施することで、地域における農業活動の維持を目的とする(例:フランス国内のコメの伝統的産地はCamargue)。
ホップ向けカップル所得支持	ホップの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。著しい競争力の困難を考慮し、生産者に的を絞った所得支援を実施することで、地域における農業活動の維持を目的とする。
牧草種子向けカップル所得支持	牧草種子の生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。著しい競争力の困難を考慮し、生産者に的を絞った所得支援を実施することで、地域における農業活動の維持を目的とする。牧草種子の生産では、飼料用の認証種子の増殖活動が維持されるように特別な配慮が必要とされる。
麻向けカップル所得支持	麻は厳しい競争環境の中で供給が不安定であるため、生産者に対する所得支援としてカップル支払が維持されている。麻に対するカップル支払は、茎又は種子のみを加工することを明記した認定加工業者又は種子会社との栽培契約が条件となる。
加工用エンテプラム向けカップル所得支持	加工用エンテプラムの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。
加工用チェリー向けカップル所得支持	加工用チェリーの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。
加工用ウイリアムズ洋梨向けカップル所得支持	加工用ウイリアムズ洋梨の生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。
加工用パヴァー・ピーチ向けカップル所得支持	加工用パヴァー・ピーチの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。

出所:Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire,"Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／フランスのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル所得支持

フランスのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル所得支持(32～41条)(その3)

カップル所得支持の種類	概要
施設園芸向けカップル所得支持	今期CAPで新たに導入された生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。支払の目的は、施設園芸による果物・野菜の生産を支援し、これらの生産に関わる雇用を強化することである。
加工用トマト向けカップル所得支持	加工用トマトの生産1ヘクタール当たりに対して支払われるカップル支払である。
小型反芻動物向けカップル所得支持(コルシカ島)	対象となる家畜に対して支払われるカップル支払である。コルシカ島の伝統的な羊・山羊の牧畜部門の支援を目的としている。
牛向けカップル所得支持(コルシカ島)	月齢16か月以上の牛を対象に支払われるカップル支払である。標準と上位の2つの支払いのレベルが定義されている。本土の支払モデルに基づき、地方での価値創造の奨励を目的にコルシカ島特有の特徴を考慮して、平均85%の草地で構成される牧草地に対して、より密着した形での支援を狙いとする。

出所:Ministère de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire,"Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 – France –"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／概要

オランダのCAP戦略計画：概要

項目	概要
目標及び戦略	■ 持続可能な農業への移行に貢献する農業者を支援することを目的とする。各地域の独自の特性と課題に合わせて行動計画を調整。 ■ 持続可能性、食料安全保障、公正な農業収入を主要目的に位置づけ。
経済的持続可能性と公正性	■ 農家収入は他セクターよりも約 40% 低く、収入支援が重要な役割を果たすため、その公平な分配は計画の重要な経済目標の 1 つである。大規模農場から中小農場への資金の再分配を目指しており、最初の 40 ヘクタールでは、農業者は 1 ヘクタールあたり、より多くの支援を受けることができる。 ■ 農業従事者が収入を増やし、回復力を高め、持続可能な農業モデル／方法への移行に着手することが重要。例えば、事業計画の策定、農薬や化学肥料の水路への排出削減を目的としたデジタル化への投資、景観の特徴の復元と開発、農業生産をニッチ市場に適応させるためのサポートが提供される。毎年 1,750 万ユーロを農業者の天候保険に割当て。 ■ オランダの農業所有地の約 8% に近代化のための投資支援を提供するとともに、主に認められた生産者組織(1,800 の農業所有者の参加を期待)を通じて、果物と野菜のセクター、及び養蜂セクターに支援を提供する。
環境配慮	■ Natura 2000 サイト周辺の約 15,000 ヘクタールを対象として、生物多様性の保全と回復だけでなく、大量の窒素排出に対処するという国家目標を支援。 ■ 農地の 96% 以上に極めて良好な農業及び環境条件を適用。水路沿いの緩衝地帯では、あらゆる種類の肥料と植物保護剤の使用が制限される。生物多様性の維持及び回復のため、生け垣や小さな池等最小限の土地を割当て。 ■ 1 億 7,400 万ユーロを使用して、泥炭牧草地の水位を上昇させる。鳥種にとって有益な特性を持つ 36,000 ヘクタール牧草地の新規創出を奨励。 ■ 有機農業の農業面積を 109,300 ヘクタールに増加。
社会的持続可能性	■ 青年農業者や起業家に対する財政支援の提供(約 3,000 人の若者の新規就農支援)。 ■ 27 の地域行動グループに 6,700 万ユーロの LEADER 資金支援。さらに 30 を超える地域ベースの計画の策定と実施を支援。 ■ 動物福祉の改善、抗菌剤の使用削減を継続し、動物の生活条件をさらに改善するために農業者に投資を提供(オランダの家畜の約 3% をカバー)。
知識の共有、イノベーション、デジタル化	■ 従来の民間の取り組みに代わる、農業者が新しい課題に対処するのを支援するためのトレーニングと助言活動を提供する公平な助言システムの提供。 ■ 欧州イノベーション パートナリシップ (EIP) 等のイノベーション・プロジェクトの実施。

(出所) European Commission, "At a glance: THE NETHERLANDS' CAP STRATEGIC PLAN" Updated version March 2023より作成。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／主な特徴

オランダのCAP戦略計画：主な特徴

- オランダの農業と園芸は世界で最も革新的なものの一つであり、安全で健康的で手頃な価格の食料を国民に提供してきた。しかし、市況の変化により、これらのセクターは経済的に脆弱化しており、さらに、ここ数十年間に農業と園芸を成功に導いた多くが、今や課題となっていると認識されている。
- 最大の課題は生物多様性の分野（窒素排出量の削減、水系の回復、景観の多様性）、気候（水、土壌、作物の管理）を通じて異常気象の影響を軽減し、温室効果ガス排出量を削減）と水質（栄養素と作物保護製品）の分野にあるとされている。
- とりわけ、気候、窒素、生物多様性の分野における緊急の課題には、特に第二の柱の介入を通じて、地域固有のオーダーメイドの解決策が必要。これらの新たなニーズを満たすために、2023年には第一の柱 から第二の柱への財源移転が15% に増額された。これは段階的に増加し、2027 年には 30% になる予定である。
- 財源移転後の残りの 第 1 柱の予算の 25% がエコスキームのために確保される。この割合は2027年には約30%（移転後）まで等段階的に増加する。
- 他方、依然として農家収入の重要な部分を占めている基礎的支持への依存を徐々に減らし、よりターゲットを絞った支払いに予算を使用する。
- 小規模な農場は特に脆弱であるため、直接支払の 10% が大企業から中小企業に再分配される。しかし、オランダにある大規模な農場の数は限られているため、再分配に義務付けられている予算の10%を超えて使用しないこととしている。
- 所得支援に加えて、農業者が収益能力、回復力、循環型農業への移行の可能性のために、デジタル化、精密農業、ロボット化、気候変動（気候適応）、温室効果ガス排出削減（気候緩和）、生物多様性の増加、土壌管理、炭素隔離、動物福祉の向上といった分野への投資を行うことが重要。こうした分野への投資に対する補助金のほか、知識の普及と革新のため、農業ビジネスのアドバイスと教育のための補助金が設けられている。

（出所）Hett Nationaal Strategisch Plan Samenvatting, January 2023.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／資金計画

オランダのCAP戦略計画：資金計画

- 2023年から2027年までの資金計画では、直接支払（第一の柱）が58%、農村振興（第二の柱）が29%を占める。また、農村振興におけるEU資金と国家拠出金の比率は各72%、28%である。

2023年から2027年までの資金計画（単位：ユーロ）

	EU資金	国家拠出金	合計	割合
直接支払	2,977,971,465	n.a.	2,977,971,465	58.3%
セクター補助	633,350,860	1,350,860	634,701,720	12.4%
農村振興	1,082,970,984	414,381,162	1,497,352,146	29.3%
合計	4,694,293,309	415,732,022	5,110,025,331	100.0%

（出所）European Commission, “At a glance: THE NETHERLANDS’ CAP STRATEGIC PLAN” January 31, 2024より作成。

2023～2027年のCAP予算 総額47億ユーロ*の内訳



* 金額は上記表とは一致しない。

（出所）Hett Nationaal Strategisch Plan Samenvatting, January 2023. より作成。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／資金計画

オランダのCAP戦略計画：資金計画(その2)

- 2023年から2028年(会計年度。暦年では2027年)までの資金計画では、第一の柱の59%を直接支払(I.21,29,30)が、28%をエコスキームが占める。
- 第二の柱(次頁)については、環境・気候管理等誓約への支払(I.70 1及び2)が32%、投資(I.73 1～3)が20%、協力(I.77 1～5)が39%を占める。
- エコスキームと環境・気候等管理誓約を合わせた予算額は、予算総額全体の30%を占める。

2023年から2028年(会計年度)までの資金計画詳細(単位:100万ユーロ)

【第一の柱】

名称	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2023-2028 合計	比率
I.21 ベーシックインカム (BISS)		386.52	362.58	338.59	314.60	290.33	1,692.61	49.6%
I.29 再分配所得支援 (CRISS)		60.92	57.96	55.05	52.13	72.00	298.06	8.7%
I.30 青年農業者所得支持		9.49	6.75	4.53	2.24		23.01	0.7%
I.31 エコスキーム		152.31	152.31	152.31	152.31	354.66	963.90	28.3%
I.47 部門別介入:果物と野菜		56.00	88.00	96.00	96.00	96.00	432.00	12.7%
I.55 部門別介入:養蜂		0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	1.48	0.0%
合計	0.00	665.83	668.18	647.07	617.87	813.58	3,411.05	100.0%

(出所) Hett Nationaal Strategisch Plan Samenvatting, January 2023.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／資金計画

オランダのCAP戦略計画：資金計画(その3)

2023年から2028年(会計年度)までの資金計画詳細(単位:100万ユーロ)

【第二の柱】

名称	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2023- 2028合計	比率
I.70.1 農業自然景観管理(ANLb)		100.00	100.00	120.00	120.00	120.00	560.00	31.2%
I.70.2 希少な家畜の品種保護		3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	16.00	0.9%
I.73.1a 生産的な投資		6.75	5.43	3.87	4.32	5.01	25.38	1.4%
I.73.1b 生産的な投資: GBA + 動物福祉		13.44	10.95	7.77	8.76	9.72	50.64	2.8%
I.73.1c 生産的な投資: 青年農業者		6.93	7.02	5.85	6.84	7.65	34.29	1.9%
I.73.2 農業ビジネスに対する非生産的投資		25.13	20.50	21.25	21.00	20.88	108.75	6.1%
I.73.3 非農業保有物に対する非生産的投資		29.90	26.33	26.00	26.00	26.65	134.88	7.5%
I.75 青年農業者に対する創業支援	11.5	12.05	14.80	17.00	19.30	0.00	74.65	4.2%
I.76 広域気象保険		17.50	17.50	17.50	17.50	17.50	87.50	4.9%
I.77.1 EIP イノベーション		19.47	24.56	17.97	18.87	20.06	100.92	5.6%
I.77.2 世代交代のための協力		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1.25	0.1%
I.77.3 LEADER		10.03	10.03	12.53	17.55	17.55	67.69	3.8%
I.77.4 総合的な地域開発のための協力		12.23	22.10	27.01	17.91	14.57	93.82	5.2%
I.77.5 コラボレーション: 泥炭草原と N2000		31.68	63.65	81.93	100.80	119.68	397.13	22.1%
I.78 知識		22.11	9.35	5.35	8.91	12.03	42.75	2.4%
合計	11.5	310.65	335.05	367.48	391.20	394.74	1,795.63	100.0%

(出所) Hett Nationaal Strategisch Plan Samenvatting, January 2023.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／資金計画

オランダのCAP戦略計画：資金計画(その4)

2023年から2028年(会計年度)までの資金計画詳細(単位:100万ユーロ)

【第二の柱の財源内訳】

	総額	EU正規 予算	EU財源 移転	国家予算	国家補足予 算	国家予算比 率(財源移 転を含む)	国家予算比 率(財源移 転を除く)
農業自然景観管理(ANLb)	560.00	149.35	214.65	196.00	0.00	57%	35%
広域気象保険	87.50	21.07	38.50	27.93	0.00	57%	32%
知識	57.75	11.31	31.45	14.99	0.00	7%	26%
LEADER6	7.69	54.15	0.00	13.54	0.00	20%	20%
非農業関連資産への非生産的な投資	134.88	14.90	36.85	19.75	63.38	57%	15%
農業企業への非生産的な投資	108.75	15.17	36.85	20.11	36.63	57%	18%
ビジネスの近代化のための生産的な投資	25.38	7.62	7.66	10.10	0.00	57%	40%
ビジネスの近代化のための生産的な投資 GBA + 動物福祉	50.64	15.24	15.19	20.21	0.00	57%	40%
ビジネスの近代化のための生産的な投資 青年農業者向け	34.29	10.78	9.21	14.30	0.00	57%	42%
世代交代に向けた連携	1.25	0.54	0.00	0.71	0.00	57%	57%
一体的な地域開発に向けた連携	93.82	25.57	34.34	33.90	0.00	57%	36%
イノベーションEIPのためのコラボレーション	100.92	32.32	25.75	42.85	0.00	57%	42%
アプローチを強化するための地域志向の協力 泥炭草原と N2000	397.13	0.00	174.10	0.00	223.03		
青年農業者の定住	74.65	0.00	74.65	7.00	7.00		
希少な家畜の品種	16.00	0.00	16.00	0.00	0.00		

(出所) Hett Nationaal Strategisch Plan Samenvatting, January 2023.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／用語の定義

オランダのCAP戦略計画：用語の定義

■ CAP戦略計画の中でオランダが定める農業活動に伴う基本的な用語は以下の通りである。

用語	概要
農業活動	①生産活動 社会サービスや物品の提供も生産とみなされる。 ②農地の維持管理 農作業や農業機械を用いる以上の通常の準備作業を伴わない、放牧や耕作に適した状態の農地の維持管理を指す。そのため、草地は少なくとも年に一度は刈り取りを行い、(その他の)耕地は、定期的に耕作物を播種できるような状態を保つ必要がある。
農地	①耕地 同じ敷地内で非木本植物(耕作作物または野菜栽培)の間に樹木や低木を意図的に栽培する形式で、最大 100 本/ヘクタール までの樹木が栽培されること。 ②永年作物 食用林(様々な多年生の木や低木の種が植えられた区画)、及び食用林以外の形態のアグロフォレストリー(1 ヘクタールあたり 100 本以上の異なる樹木や低木種が栽培される)から構成される。 ③永年草地 少なくとも 5 年間農場の輪作に含まれていないイネ科の草やその他の草本飼料の自然植生または播种植生のある土地。土壌の 50% 以上が草または他の草本植物で構成されている必要がある。
農業活動に供される土地(適格ヘクタール)等に関するもの	次の場合には重大な適格ヘクタール違反とはみなされない。 － 申請年に最大90日間農業活動が行われない場合。 － 補助金制度 ANLb または Green-Blue サービス 契約に基づいて、農業以外の活動が 90 日を超えて農業地域で行われた場合。 CAP戦略計画規則 2021/2115 の第 4 条(4)(c)(ii)に記載されている地域の湿潤作物は農業生産物とみなされ、したがって適格ヘクタールにも含まれる。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／用語の定義

オランダのCAP戦略計画：用語の定義(その2)

用語	概要
活動的農家	-2007年事業者登録法第2項の事業者登録簿への登録があること、農業活動の略称と、それに対応する標準事業分類(SBI)のコード(011、012、013、014、015、016、または016)の記載があること。標準事業分類(SBI)の011、012、013、014、015、016、または1051から始まるコードの記載があること。ただし、加工される牛乳の少なくとも50%が自社の酪農場で生産されたものであることが条件となる。 -農業活動が農地の維持を含む二次的な活動である場合、農業活動が保有資産の経済活動(直接支払を含む)の重要な部分(1/3)を占めていることを証明しなければならない。 -すべての農地について、農地に対する最低限の活動(草刈り)が満たされているかどうかを農地モニタリングシステム(AMS)を使用してチェックする。これにより、直接支払に関する5,000ユーロの制限を下回る農業者に対しても、一定レベルの最低限の農業活動が保証される。
青年農業者	青年農業者の定義は以下のとおり。 -支援が申請される年の12月31日時点で40歳未満であること。 -農業経営者であること。 -適切な専門的能力及び/または技術を有していること。
新規就農者	記載なし。
直接支払受給のための最低条件	500ユーロ。同閾値は約2ヘクタールの農地に相当する。2015年から2022年までの期間に支払いを選択しなかった農業者のほとんどは土地面積が2ヘクタール未満の集約型企業(畜産または温室園芸)であった。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_基礎所得支持

○基礎所得支持(BISS(21))

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 直接支払を通じた支援により地価が上昇し、特定のニーズにターゲットを絞ることがより困難になるとの理由から、**補助金額を毎年段階的に削減し、他のニーズを優先する**ことが決定された。基礎所得支持のための予算は、特にエコスキームや EAFRD への年次移管など、優先順位の高い他のニーズに CAP 予算を割り当てた後の残りの予算が充てられる。
- 他方、おそらく2024 から GAEC 2 をさらに詳しく検討する際に、泥炭牧草地地域に特化した補助率を設定することが検討されている。後の段階では、Natura 2000 地域及びその周辺の農地に対して、通常の一律補助率よりも高い補助率を設定することも検討されている。

【閾値】

- **500ユーロ**(約2ヘクタールの農地に相当)。申請された、または付与される直接支払の総額が 500 ユーロ未満の場合、農業者は援助を受ける資格がない。

【支援の範囲とレベル】

- 補助金単価は 342 ユーロ(2022 年)から 2023 年に 1 ヘクタール当たり補完的再分配所得支持を除く 221 ユーロに引き下げられ、その後数年間で 1 ヘクタール当たり 165 ユーロ(補完的再分配所得支持を除く)に段階的に引き下げられる。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_基礎所得支持(その2)

○基礎所得支持(BISS(21))

【予定単価等】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	220.86	207.18	193.47	179.76	165.90	
計画単位金額の下限 金額(ユーロ)	207.00	193.00	179.00	165.00	150.00	
計画単位金額の上限 (ユーロ)	322.00	221.00	207.00	193.00	179.00	
0.4(支援対象面積) (ヘクタール)	1,750,046	1,750,061	1,750,077	1,750,139	1,750,000	
予定単価×支援対象 面積(百万ユーロ)	386.52	362.58	338.59	314.60	290.33	1,692.61

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

オランダのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持

○補完的再分配所得支持(CRISS(29))

【支払要件】

- オランダにおける農場規模のばらつきは他の EU 諸国に比べて小さく、所得支援の再分配の必要性が低いため、**最低義務である直接支払の10%を再分配に充てる**にとどめ、投資や知識の獲得を通じた的を絞った支援に重点を置く。
- **約 60 ヘクタールまでの中小規模の農業者に、最初の最大 40 ヘクタールに対して基礎所得支持に上乗せ金を支払う。**

【予定単価等】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	54.00	51.00	49.00	46.00	63.00	
計画単位金額の下限 金額(ユーロ)	49.00	46.00	44.00	41.00	39.00	
計画単位金額の上限 (ユーロ)	59.00	56.00	54.00	51.00	68.00	
O.4(支援対象面積) (ヘクタール)	1,128,217	1,136,455	1,123,425	1,133,224	1,142,857	
予定単価×支援対象 面積(百万ユーロ)	60.92	57.96	55.05	52.13	72.00	298.06

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

オランダのCAP戦略計画：各施策の詳細_青年農業者所得支持

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30))

【支払要件】

- 40歳以下の青年農業者に対して、年間 2,800 ユーロを一時金として一律に付与する。
- ただし予算総額は、2023 年の約 950 万ユーロから 2027 年には 0 ユーロまで減少する。青年農業者に対する支援は、予算を第二の柱に移管し、青年農業者への創業支援予算に追加し、投資や協力プロジェクトへの支援によって補完される。

【予定単価等】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	2,800.00	2,800.00	2,800.00	2,800.00	2,800.00	
計画単位金額の下限 金額(ユーロ)	2,600.00	2,600.00	2,600.00	2,600.00	2,600.00	
計画単位金額の上限 (ユーロ)	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	
O.4(支援対象面積) (ヘクタール)	3,389	2,409	1,619	800	0	
予定単価×支援対象 面積(百万ユーロ)	9.49	6.75	4.53	2.24	0.00	23.01

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム

○エコスキーム(31)

【概要】

- エコスキームは、将来性のある農業への移行を促進し、主に気候、土壌と大気、水、生物多様性、景観という5つのサブ目標に貢献する農業実践を奨励するために使用される。
- エコスキームの補助金額の設定には、目標要件(目標/サブ目標)と施策要件(活動)を組み合わせた「ポイントシステム」が用いられる。ポイントは、目標毎の活動の貢献度に応じて1ヘクタール毎に0～4が与えられ、農場で行われたすべてのエコ活動のポイントが合計される。
- 補助金額の設定方法は概ね下記のとおり。
 - ①補助金額の決定: 農業者は、管理年度の開始前に参加届を提出することにより、意図するエコ活動(2023年度は22の活動を設定)を表明する。支払い要求に基づいて、農業者がエコスキームからの支払いを受ける資格があるかどうか、及びブロンズ、シルバー、ゴールドの補償のレベルが決定される。エコスキームはすべての参加者に少なくとも最低支払いが保証されるように、シルバーレベルの取り組みで計画されているが、完全にオーガニックであるか、SKAL認証^{注)}に基づいて転換している農業者には、ゴールドレベルの報酬が与えられる。他方、ブロンズは、シルバーレベルの努力ができない農業者に適用される。
 - ②ポイントシステムを含む資格条件: 対象農業者が、エコスキームに対する3つの参加要件(農業者または農業者のグループであること、エコスキーム対象地域であること、農業者の十分な活動が行われること)と、参入要件ポイントシステムを満たしているか(目標ごとに最小ポイント数を達成しているかどうか)を支払機関が確認。
 - ③補助金額の正当化(確定): 管理年度にどの活動がどの耕地で何ヘクタール正しく実施されたか、また計画の目的を損なうことなく変更が行われたかどうかチェックされ、補助金額が金、銀、銅に細分化されて決定される。

注)オーガニック製品の生産、加工、包装、輸入、取引、保管を行うすべての企業が取得しなければならないオランダの認証。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(その2)

○エコスキーム(31)

【ヘクタール当りの補助金額、目標ポイント】

- エコ活動のカテゴリ別の補助金額は以下のとおりである。また、目標ごとに達成すべきポイント数が、以下のとおり地域別に設定されている。このポイント数は、今後数年間でエコスキームがさらに開発されるにつれて、これらの地域の特定の状況、ニーズ、課題を反映して調整される可能性がある。

活動種別	金額(ユーロ／ヘクタール)	
	地域1	地域 2
主要作物栽培	91～1,995	60～2,308
被覆作物	51～151	51～148
栽培対策	85	85
家畜対策	43	43
非生産的な農地	642～4,221	642～4,221
持続可能な農業者	200	200

目標	ポイント数(1ヘクタール当り)	
	地域1	地域 2
気候	1.5	1.25
土壌・空気	0.75	1.25
水	0.75	0.75
景観	0.5	0.75
生物多様性	1.5	1.0

- ・ 地域 1: 泥炭コロニー、イースタン・ストリームの渓谷と干拓地、サザン・ストリームの渓谷と干拓地
- ・ 地域2: ボウフーク、ホーゲラント、オルダンプト、北部牧草地エリア、フレヴォポルダース、西オランダ、南西デルタ、リヴィレンラント

(出所) CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(その3)

○エコスキーム(31)

【予定単価等】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(平均値) (ユーロ)	100.00	100.00	100.00	100.00	232.90	
計画単位金額の下限金額 (平均値)(ユーロ)	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)	200.00	200.00	200.00	200.00	300.00	
O.4(支援対象面積) (ヘクタール)	1,523,093	1,523,093	1,523,093	1,523,093	1,522,801	7,615,174
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	152.31	152.31	152.31	152.31	354.66	963.90

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／有機栽培、総合生産

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_有機栽培、総合生産

○有機栽培、総合生産(環境、気候、その他の管理上の取り組み)(ORGAN(47(1)(d)))

【具体的な設計】

- プログラム期間:最短3 年、最長で 7 年。
- 目標: プログラムは、CAP戦略計画規則第 46 条 (b) (供給と販売の集中)、e) (環境)、及び f) (気候適応と緩和)で言及される目標を追求するものとする。さらに、第 46 条 (d) (研究開発)で言及されている情報も必須。
- 最小及び最大費用:プログラムに基づく支出の少なくとも 15% は、第 46 条 (e) 及び (f) で言及される目的 (気候適応と緩和、環境)に関連する介入に関連する。プログラムには、「気候適応と緩和、環境」で言及される目的に関連する 3 つ以上の活動が含まれる。生産者組織のメンバーの 80% 以上が 1 つ以上の同一の農業環境気候の影響を受ける場合、有機農業に関するコミットメントはそれぞれ行動としてカウントされる。プログラムに基づく支出の少なくとも 2% は、「研究開発」に言及される介入に関連する。第 47 条(2)(f)、(g)、及び (h) に基づく介入(市場撤退、グリーンハーベスティング及び非収穫)は、プログラムに基づく総支出の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 生産者団体が、プログラムも実施する生産者団体協会の会員である場合、生産者団体協会の運営プログラムは、所属する生産者団体の運営プログラムと併せて評価されるものとする。この目的のために、加盟国は以下を確保するものとする。
 - 両方のプログラムに同じ介入が含まれていても構わない。
 - 組合プログラムへの介入は、運営資金を通じた加盟生産者団体からの寄付によって全額賄われるべきである。
 - 介入とそれに対応する資金拠出は、各加盟団体の運営プログラムに示されている。
 - 二重融資の禁止。
- CAP戦略計画規則第 51 条に従って、プログラムに資金を提供するために運営基金を設立する必要がある。その資金は、一方ではメンバー及び/または生産者組織自体からの資金拠出によって、他方では欧州連合からの財政的支援によって賄われる。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／有機栽培、総合生産

オランダのCAP戦略計画：各施策の詳細_有機栽培、総合生産

○有機栽培、総合生産(環境、気候、その他の管理上の取り組み)(ORGAN(47(1)(d)))

【支援形態、計算方法】

- 補助金は、CAP戦略契約規則第 52 条に定められた上限の範囲内で、実際に発生した費用に基づいて支払われる。可能な場合には、簡略化された費用オプションが使用される。
- 人件費は、本プログラムのために実際に働いた時間に基づいて補助される。時給は、総人件費を 1,720 時間で割って計算される(規則 2022/126 第 23 条第 1 項)。運営資金の管理、運営プログラムの準備、実施、フォローアップにかかる費用は、承認された運営資金の 2% という標準的な定額料金で払い戻される。ただし、オランダでは、管理コストは(まだ)払い戻されていない。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／環境・気候等管理誓約

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_環境・気候等管理誓約

○環境・気候等管理誓約(環境、気候、その他の管理上の取り組み)(ENVCLIM(70))

【具体的な設計】

- 施策名:農業の自然と景観の管理 (ANLb)
- オランダは 2016 年以来、農業環境及び気候サービスに対して集団的なアプローチをとっている。主なカテゴリーには、景観レベルでの絶滅危惧種の動物種、特に鳥類だけでなく、ハムスターやアマガエルなどの生息地の持続可能な管理の他、水枠組み指令と硝酸塩指令による水対策や、2023年から導入予定の気候がある。
- 集団への支払いは入札によって決定され、生息地管理のためのヘクタール価格で構成される。
- 以下の様々な生息地／カテゴリーの活動ごとに支払われるべき最大補償金(固定金額)が存在する。
 - ・開放的な草原: 開放的な草原の生息地は、大部分が草原である開放的な景観で構成されており、そのかなりの部分は湿った草本が豊富な草原で構成されている。
 - ・オープンフィールド: オープンフィールドの生息地は、設定された要件を満たす、主に耕作可能な土地(畑)を含む景観で構成される。
 - ・相互接続 (景観): 相互接続の生息地は、様々な寸法を持つ幅広い範囲の隆起及び湿潤な景観要素で構成される。
 - ・水: オランダの農地の大部分には、境界として水路がある。通常の勾配を調整することで (例えば、陸地と水の移行をよりスムーズに行うこと)、水路の堤防には多様な動植物が生息し、水質に貢献することができる。さらに、水枠組み指令 (WFD) の物理的、化学的、生物学的基準に準拠するために管理措置が使用される。
 - ・気候: 主に水の貯蔵、保水、水のピークの吸収と塩分化に関係する。さらに、CO2を回収し、温室効果ガスを削減する取り組みも行われている。

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／環境・気候等管理誓約

オランダのCAP戦略計画：各施策の詳細_環境・気候等管理誓約(その2)

○環境・気候等管理誓約(環境、気候、その他の管理上の取り組み)(ENVCLIM(70))

【予算配分】

- 2021 年のこの措置の予算総額は約 8,000 万ユーロ(ELFO 融資及び国家協調融資)であった。カテゴリ別の面積と金額は以下のとおり。

カテゴリー	面積(ヘクタール)	金額(ユーロ)	金額(ユーロ/ヘクタール)
開放的な草原	78,008	35,345,654	453.10
オープンフィールド	6,183	12,838,844	2,076.47
相互接続(乾燥地)	8,866	21,830,788	2,462.30
相互接続(湿地)	3,691	4,014,741	1,087.7
水	5,008	5,790,856	1,156.32
合計	101,758	79,820,833	784.42

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／環境・気候等管理誓約

オランダのCAP戦略計画：各施策の詳細_環境・気候等管理誓約(その3)

○環境・気候等管理誓約(環境、気候、その他の管理上の取り組み)(ENVCLIM(70))

【予定単価等】

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価(平均値) (ユーロ)	0.00	879.42	879.42	923.25	923.25	923.25	0.00	
計画単位金額の上限金額(平均値)(ユーロ)		1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00		
〇.14(支援対象面積) (ヘクタール)	0	113,711	113,711	129,975	129,975	129,975	0	617,347
年間配分予算 (百万ユーロ)	0.00	100.00	100.00	120.00	120.00	120.00	0.00	560.00
うち、EU予算 (百万ユーロ)	0.00	65.00	65.00	78.00	78.00	78.00	0.00	364.00

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資

○投資(INVEST(73-74))

■ 投資プログラムは以下の5つのスキームで構成される。

名称	概要
ビジネスの近代化のための生産的な投資	・主に起業家の収益能力を向上または強化する農業ビジネスへの投資。 ・キーワードは<u>コラボレーション、機械化・自動化、スケールアップ、集約化、生産性向上。循環型農業と収益力の強化</u>も推奨。 ・補助金額は対象となる費用の40%、投資1件あたり2万ユーロから20万ユーロ。
生産的な投資 グリーン-ブルーと動物福祉	・気候と環境、動物福祉の目標を考慮した農場への投資。 ・支援対象は<u>土壌改良、精密農業、農薬流出の削減、住宅システム及び水利用/管理への投資等の資産への投資、動物に優しい厩舎システムなど</u>、動物福祉を改善するための投資。 ・補助金額は対象経費の40%、2万ユーロから20万ユーロ。
青年農業者に対する生産的な投資	・青年農業者に対して<u>上記二つのスキームの補助率を上乗せして補完</u>するもの。 ・補助金は対象経費の55%に相当し、支給額は2万ユーロから20万ユーロ。
農場に対する非生産的な投資	・グリーンディール、水枠組み指令、硝酸塩指令、気候協定から生じる課題に対応するため、自然と生物多様性の開発、利用、保護に焦点を当てるもの。 ・補助金の対象となる投資は、<u>生物多様性、自然、景観、水に対する非生産的な投資。農地に関する限り、農村地域の設計と再開発のための非生産的な投資</u>。堰やダム等の投資は補助金対象とならない。 ・補助金額は対象経費の100%。ただし、水道システムへの非生産的投資には対象経費の70%のみが適用される。補助金額は1万ユーロから20万ユーロ。
非農業資産に対する非生産的な投資	・水管理、水質、気候適応の改善のための再開発、生物多様性目標に貢献し、<u>景観要素の建設と管理、硝酸塩、窒素、リン酸塩の排出の影響軽減に資する非農地における投資</u>を対象とする。 ・補助金額は、20万ユーロから200万ユーロ。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資(その2)

○投資(INVEST(73-74))

【予定単価等】

■ビジネスの近代化のための生産的な投資

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価 (ユーロ)	0.00	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)								
O.20支援対象件数	0	225	181	129	144	167	0	846
年間配分予算 (百万ユーロ)		6.750	5.430	3.870	4.320	5.010	0.00	25.380
うち、EU予算 (百万ユーロ)		3.989	3.183	1.981	2.649	3.476	0.00	15.277

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資(その3)

○投資(INVEST(73-74))

【予定単価等】

■ 生産的な投資 グリーン-ブルーと動物福祉

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価 (ユーロ)	0.00	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)								
O.20支援対象件数	0	448	365	259	292	324	0	846
年間配分予算 (百万ユーロ)	0	13.440	10.950	7.770	8.760	9.720	0.00	50.640
うち、EU予算 (百万ユーロ)		7.953	6.438	4.008	5.383	6.652	0.00	30.434

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資(その4)

○投資(INVEST(73-74))

【予定単価等】

■ 青年農業者に対する生産的な投資

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価 (ユーロ)	0.00	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)								
O.20支援対象件数	0	231	234	195	228	255	0	1,143
年間配分予算 (百万ユーロ)	0	6.930	7.020	5.850	6.840	7.650	0.00	34.290
うち、EU予算 (百万ユーロ)		4.262	4.113	2.943	3.933	4.743	0.00	19.994

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資(その5)

○投資(INVEST(73-74))

【予定単価等】

■ 農場に対する非生産的な投資

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価 (ユーロ)	0.00	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	0.00	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)								
O.20支援対象件数	0	125	112	115	113	112	0	577
年間配分予算 (百万ユーロ)	0	15.625	14.000	14.375	14.125	14.000	0.00	72.124
うち、EU予算 (百万ユーロ)		12.187	9.729	10.124	10.001	9.973	0.00	52.015

(出所) CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

オランダのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資(その6)

○投資(INVEST(73-74))

【予定単価等】

■ 非農業資産に対する非生産的な投資

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2023-29合計
予定単価 (ユーロ)	0.00	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	0.00	
計画単位金額の上限金額 (平均値)(ユーロ)								
0.20支援対象件数	0	24	22	22	21	21	0	110
年間配分予算 (百万ユーロ)	0	15.600	14.300	14.300	13.650	13.650	0.00	71.500
うち、EU予算 (百万ユーロ)		12.177	9.858	10.092	9.797	9.823	0.00	51.747

(出所)CAP Strategic Plan 2021 Report

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／オランダのCAP戦略計画／施策の実施状況、課題等

オランダのCAP戦略計画：施策の実施状況、課題等

- 政府当局、農業者、関連団体等に対するヒアリングによる、CAP戦略計画の実施状況や課題等は以下の通りである。
 - オランダではエコスキームの人気が高くなり、予算が足りなくなる問題が生じている。背景には金銀銅のメダル方式が農業者のやる気を刺激した可能性がある。またエコスキーム活動内容は政府が決めたわけではなく、BoerenNatuur／Wageningen大学を中心に農業者側が事前に試験的にボトムアップで決めたため、農業者側が取り組みやすい活動ばかりだったと推測される。
 - 期待通りの金額を農業者に支払えなかった場合、農業者の熱意を大きく下げてしまわないかと政府として懸念している。
 - 欧州グリーンディール（EGD）に法的拘束力はないが、景観保全や生物多様性目標には影響があったと感じる。ただ、オランダの農業者にとってEGDやその中のファームトゥフォーク戦略（F2F）はこれまで集約農業を進めてきた努力を挫くような印象があり、国内ではこれ以上推し進めることは難しいと見ている。
(オランダ農業・自然・食品品質省（CAP戦略計画担当）)
 - 近年のCAPは農家経営の大きな経済的負担となっている。当初、政府は第一の柱の直接支払で今年440ユーロ/haを支払うことを約束したが、それでも生産しない土地を抱えることの損失をカバーできない。
 - しかも、その最大440ユーロ/haの金額というも、先週の政府の新たな発表によると、かなり金額は下がる。基礎所得支持の単価が220ユーロ/haから150ユーロ/haに減らされた。また、上乗せ部分の支払も54ユーロ/haから46ユーロ/haに引き下げられている。エコスキームは元々200ユーロ/ha程度の支給額が、148ユーロ/haに引き下げられた。したがって、私たち位の規模の農業者では、受給額が1万ユーロ程下がっている。
 - 支払単価引き下げの背景には、エコスキームに真剣に取り組んだ農業者があまりに多く、当初政府が予定していた予算を大幅に超えてしまったことがある。このような事態で、多くの農業者が政府に対して大変な不信感を持っている。
(スキポール空港近郊農業者)
 - 直接支払におけるコンディショナリティの水に関する項目では、規則の策定段階では私たちの知見や経験で貢献した。
 - 水質改善にCAP予算をもっと配分することを要求したが、実際のCAP予算ではより農業生産を支援する方に予算が割かれた印象がある。年々干ばつが深刻になっており、農業者としても水関係の対策をすることで補助金は得られるが、今後水も優先するか、農業を優先するかという対立は生じる。
(オランダ水管理委員会連合)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／概要

イタリアのCAP戦略計画：概要

項目	概要
目標及び戦略	■ 多様化する農業と農村地域の競争力と持続可能性を高めることを目的とする。CAP戦略計画は様々な地域から寄せられる幅広いニーズに対応するものとし、これには、農業者の収入確保、気象悪化からの保護、農業による環境負荷の軽減、労働搾取への対処、農村における生活の質の向上などが含まれる。
経済的持続可能性と公正性	■ イタリアでは176億1000万ユーロを所得安定のための予算に充てる。2023年から始まる新CAPでは農家が1ヘクタール当たりで受け取る基礎所得支持の上限2,000ユーロを設定する。また、支援を最も必要とする農村部や僻地、内陸部の山岳・丘陵地帯の農業者に対する支援にも力を入れる。同時に、所得支援予算の10%を再分配所得支持に充て、中小規模の農家に対する支援を強化する。 ■ 農家の競争力を強化し、関係者間の連携強化と生産設備の近代化を通して、サプライチェーンでの農家の地位向上に重点を置く。これには、ワイン、果物、野菜、オリーブオイル、養蜂、ジャガイモの各分野に特化した部門別支援策や、投資、地方レベルでのサプライチェーン関係者間の協力向上を目指したイニシアティブが含まれる。
環境配慮	■ 農業、食料、林業部門のグリーン・トランジションに焦点を当てる。このため、80%以上の農地が、水路に沿った緩衝帯の設置、永年草地の維持、影響を受けやすい時期の最低限の土壌被覆など、良好な農業・環境条件(GAEC)に適合することが見込まれる。 ■ CAP戦略計画の予算のうち100億ユーロ以上が、気候・環境を対象とした施策に充てられる。この点で、イタリアは環境と気候により優しい農法を農家が採用することで発生する追加コストと収入減を補償する35の任意スキームを策定した。 ■ 有機農業が欧州グリーンディールの目標に貢献しうる生産技術と考え、約20億ユーロを有機農業支援に充てる見込みである。イタリアでは、2027年までに有機農業面積を農地の25%まで拡大することを目標としている。
社会的持続可能性	■ イタリアの農村地域は、過疎化、基礎的サービス、インフラ、生活の質などの面で重大な課題に直面している。また、耕作放棄は農村地域の社会・経済的活力を損なっている。 ■ 他のEU・加盟国基金と協調して、イタリアのCAP戦略計画では農業だけでなく農村経済における他分野の起業・創業を支援する支援パッケージを提案した。さらに、労働搾取の問題に対処するため、労働者(特に季節労働者)が必要なサービスを利用できるようにし、職場の安全を確保できるための取り組みも支援する。 ■ 畜産を持続可能な産業に移行させていくため、動物福祉にも特に注意を払う。
知識の共有、イノベーション、デジタル化	■ 知識、イノベーション、デジタル化の推進と共有に約22億2000万ユーロの予算を充てる。支援の対象となる取り組みには、農家に対するアドバイス(デジタルツールや機械化などに関するもの等)、戦略的テーマに関するコンサルタントサービス(動物福祉、環境サステナビリティ、リスクマネジメント等)、起業家や労働者の専門的トレーニングなどが挙げられる。

出所：European Commission, “At a glance: ITALY’S CAP STRATEGIC PLAN” Updated version March 2023より作成

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／用語の定義

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：用語の定義(その1)

■ CAP戦略計画の中でイタリアが定める農業活動に伴う基本的な用語は以下の通りである。

用語	概要
農業活動	<生産の定義> EU機能条約(TFEU)附属書 I に記載された農産物の生産は、水産物を除き、TFEUの附属書 I に含まれない農産物の生産のための焼畑農業を含む畜産及び栽培、収穫、搾乳、繁殖、放牧、農耕目的の動物の飼育、ならびに短期輪作雑木林及び綿花の栽培を含む。クロスコンプライアンスの規則を遵守し、収穫や家畜の生産に適した農法や品種改良は、生産活動とみなされる。
	<農地の維持の定義> ①耕地の維持基準 ここでの維持管理は、農家が、クロスコンプライアンスに準拠し、農地を耕作に適した状態に維持し、通常の耕作方法と機械の使用を超える準備作業を行うことなく、日常的な耕作作業を実施できるようにする、少なくとも1つの日常的な耕作作業を年間で実施することである。以下のことが可能であれば、その維持管理活動は認められる。 ➢ 休耕地を含め、潜在的な火災の誘因の形成を防ぐ／干拓地を含め、雑草や不要な植生、はびこる植生が広範囲に広がるのを防ぐ／休耕などで耕作や自然発生的な植生被覆が不十分な場合に、マルチング等であらゆる種類の水文地質学的不安定性や土壌浸食を防ぐ。
	②永年作物の維持基準 以下のことが可能であれば、維持活動として認められる。 ➢ 潜在的な火災の誘因の形成を防止する／雑草や不要な植生、はびこる植生が広範囲に広がるのを防ぐ／冬期は特に注意し、あらゆる種類の水文地質学的不安定性と土壌浸食を防止する／土壌を良好な状態に保ちながら、地域の耕作形態、用途、慣習に従って、植生をバランスよく発達させ、植物を良好な状態に維持する。
	③永年草地の維持基準 ここでの維持管理は、農地が放牧又は耕作に適した状態に維持され、それぞれ放牧又は通常の耕作作業に利用できることを保証する、クロスコンプライアンス基準に準拠した少なくとも1つの通常の耕作行為を、農家が年単位で行うことであり、通常の農法や機械の使用を超える準備作業を伴わないものである。維持活動は、以下を可能にする場合に認められる。 ➢ 潜在的な火災の誘因の形成を防ぐ／雑草や不要な植生、はびこる植生が広範囲に広がるのを防ぐ／耕作地や自然発生的な植生被覆が不十分な場合、特に冬季に注意し、あらゆる種類の水文地質学的不安定や土壌浸食を防止する／恒久的な牧草地の芝を傷つけないこと。草丈などの土壌特性や侵入植生の抑制という点で、放牧やサイレージ用の乾草や牧草の収穫などの生産活動と同等の効果を持つ耕作行為は、永年草地維持とみなされる。
	自然に維持される永年草地、すなわち土壌の特性上、生産活動と同等の効果をもたらす環境制約がある地域では、いかなる場合でも、毎年農業維持活動を実施しなければならない。ただし、特定の気候・環境上の理由から、その地域で農業活動を交互に実施する必要があると、管轄の自治区又は州が定める場合はこの限りではない。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／用語の定義

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：用語の定義(その2)

用語	概要
活動的農家	最低限の営農活動とは、農地維持又は農業生産の達成のために、農家が少なくとも年間1回の耕作を行うことである。活動的農家とは申請時に以下のいずれかの要件を満たす農家を指す。 a) 申請年の前年度に5,000ユーロ以下の直接支払いを受けた農家。b) 商業登記簿の特別欄に「活動的な」農家として、または小規模農家及び／または直接農家として登録されている。個人または農家が、農業事業活動の遂行に影響する「活動的」以外のステータスで商業登記簿の特別セクションに登録されている場合、活動的農家である要件は認められない。(c) 農業社会保障制度(INPS)に直接農家、専業農家、入植者、小作人として登録されている。d) 農業分野で有効なVAT番号を所有し、農業活動の実績を示す、申請書提出前1年間の年次VAT申告書、またはVAT関連取引の報告書を添付している。山間部及び／または欧州連合規則で規定されている恵まれない地域に50%以上の土地を持つ農家、及び申請年に農業を開始する農家の場合、農業分野で活発なVAT番号の保有で足りる。
青年農業者	➤ 年齢上限：40歳(41歳未満) ➤ 実質的に農業経営を行っていること ➤ 農業に関連する、適切なトレーニングを過去に受けていること及び/または技能要件を有していること
新規就農者	＜初めて「農場の長」になるための条件＞ ➤ 申請年又は過去2年間に初めて農業経営を開始した場合 ➤ 農業に関連する、適切なトレーニングを過去に受けていること及び/または技能要件を有していること
直接支払いを受給するための最低基準額	閾値:: 300ユーロ/ヘクタール 直接支払いを受給するための最低基準額は、1ヘクタール当たりの平均直接支払い額(約350ユーロ/ha)に基づき決定された。基礎所得支持では、2026年までに支払い資格の平均値の85%に達することが内部収斂によって保証されているため、この漸進性を考慮して基準額は引き下げられ、減額や制裁が適用される前の300ユーロに設定されている。 300ユーロという閾値は、生態系サービスの観点から見ても農業活動がごくわずかな零細農家に対する資源分散を避ける必要性和、面積が小さいにもかかわらず低額の支払い資格で高付加価値生産を行う農家を支援対象から除外する必要性との間で、バランスの取れたものと考えられる。

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／第一の柱の予算状況

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第一の柱の予算状況

- イタリアのCAP戦略計画では、今期CAPにおいて、第一の柱の直接支払に総計で約**176億ユーロ**、部門別介入（価格支持）に総計で約**32億ユーロ**のEU予算を充てられている。直接支払の予算の構成比では、基礎所得支持（21条）が48%、再分配所得支持（29条）が10%、青年農業者所得支持（30条）が2%、エコスキーム（31条）が25%、カップル所得支持（32条）が15%となっている。

単位：ユーロ

第一の柱（直接支払）		2023	2024	2025	2026	2027	総計
基礎所得支持（21条）		1,678,197,055	1,678,197,055	1,678,197,055	1,678,197,055	1,738,813,995	8,451,602,213
再分配所得支持（29条）		349,624,386	349,624,386	349,624,386	349,624,386	362,252,916	1,760,750,461
青年農業者所得支持（30条）		69,924,877	69,924,877	69,924,877	69,924,877	72,450,583	352,150,091
エコスキーム（31条）	授粉媒介者（蜜源・花粉源緑被）	43,359,435	43,359,435	43,359,435	43,359,435	44,925,590	218,363,330
	抗菌剤耐性低減・放牧等動物福祉	362,691,699	362,691,699	362,691,699	362,691,699	375,792,222	1,826,559,018
	木質作物の草本被覆（除草剤と耕起は禁止）	155,325,532	155,325,532	155,325,532	155,325,532	160,935,933	782,238,061
	疎植オリーブの景観維持	150,021,373	150,021,373	150,021,373	150,021,373	155,440,187	755,525,679
	粗放的飼料輪作	162,662,927	162,662,927	162,662,927	162,662,927	168,538,357	819,190,065
カップル所得支持（32条）	デュラム小麦	91,356,852	91,356,852	91,356,852	91,356,852	94,656,687	460,084,095
	コメ	74,085,407	74,085,407	74,085,407	74,085,407	76,761,393	373,103,021
	甜菜	19,998,515	19,998,515	19,998,515	19,998,515	20,720,867	100,714,927
	加工用トマト	10,453,769	10,453,769	10,453,769	10,453,769	10,831,362	52,646,438
	油糧種子	12,726,328	12,726,328	12,726,328	12,726,328	13,186,006	64,091,318
	柑橘類	15,907,910	15,907,910	15,907,910	15,907,910	16,482,508	80,114,148
	オリーブ	11,817,304	11,817,304	11,817,304	11,817,304	12,244,149	59,513,365
	タンパク質作物（大豆）	30,766,946	30,766,946	30,766,946	30,766,946	31,878,257	154,946,041
	タンパク質作物（大豆以外のマメ科植物）	39,157,931	39,157,931	39,157,931	39,157,931	40,572,327	197,204,051
	牛の乳	89,352,655	89,352,655	89,352,655	89,352,655	92,580,096	449,990,716
	水牛の乳	3,174,967	3,174,967	3,174,967	3,174,967	3,289,648	15,989,516
	乳牛	44,903,110	44,903,110	44,903,110	44,903,110	46,525,022	226,137,462
	生後12～24か月の屠殺牛	67,581,449	67,581,449	67,581,449	67,581,449	70,022,510	340,348,306
	スクレイピー抵抗性子羊	7,710,635	7,710,635	7,710,635	7,710,635	7,989,145	38,831,685
	屠殺された羊と山羊	5,442,801	5,442,801	5,442,801	5,442,801	5,639,396	27,410,600
総計		3,496,243,863	3,496,243,863	3,496,243,863	3,496,243,863	3,622,529,155	17,607,504,607

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／第一の柱の予算状況

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第一の柱の予算状況

単位：ユーロ

第一の柱(部門別介入：価格支持)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	総計
果物・野菜(50条)	280,000,000	285,600,000	291,300,000	297,100,000	303,000,000		1,457,000,000
養蜂(55条)	4,468,077	5,166,537	5,166,537	5,166,537	5,166,537		25,134,225
ワイン(58条)	256,883,000	290,383,000	323,883,000	323,883,000	323,883,000		1,518,915,000
オリーブオイル及びオリーブ(64条)	30,390,000	34,590,000	34,590,000	34,590,000	34,590,000		168,750,000
馬鈴薯(67条)		6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	30,000,000
総計	571,741,077	621,739,537	660,939,537	666,739,537	672,639,537	6,000,000	3,199,799,225

注：養蜂に関しては、EU予算とは別にイタリアの加盟国予算で58.6百万ユーロが計上されている。

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／第二の柱の予算状況

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第二の柱の予算状況

- イタリアのCAP戦略計画では、今期CAPにおいて、第二の柱の農村振興にEU・自国総計で約**160億ユーロ**の予算が充てられている。
- イタリアの農村振興プログラムは、各地域の固有性を考慮した計76種類がある(国全体で実施するプログラムも含む)。各地域は、独自の農村振興計画補完計画(RDP)を通じて、地域レベルの農村振興戦略を遂行する。したがって、農村振興政策は国家戦略で示された選択肢を尊重しつつ、「地域戦略」としての価値を発揮し、各地域的・社会経済的背景との関連によって選択された施策が実施されることとなる。

農村振興予算の施策別分配(2023～27年)

単位: 百万ユーロ

農村振興	総計
環境・気候等管理誓約	4,482
自然等地域固有制約	1,460
義務要件地域	35
投資	4,291
青年及び新規就農者・農村事業開発	756
リスク管理施策	2,875
協同	1,309
知識交換・情報普及(AKIS)	222
移行期間中の支出	89
技術支援	415
全国農村ネットワーク	77
合計	16,012

農村振興予算の地域別分配(2023～27年)

単位: 百万ユーロ

地域	予算額(うちEAFRD予算)
ピエモンテ州	756 (308)
ヴァッレ・ダオスタ州	92 (37)
ロンバルディア州	835 (340)
トレント自治県	199 (81)
ボルツァーノ自治県	272 (111)
ヴェネト州	825 (336)
フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州	228 (93)
リグーリア州	207 (84)
エミリア・ロマーニャ州	913 (372)
トスカーナ州	749 (305)
ウンブリア州	519 (220)
マルケ州	391 (166)
ラツィオ州	603 (245)
アブルッツォ州	354 (151)
モリーゼ州	158 (80)
カンパーニャ州	1,150 (581)
プーリア州	1,185 (598)
バジリカータ州	453 (229)
カラブリア州	781 (395)
シチリア州	1,475 (745)
サルデーニャ州	820 (414)
全国施策(リスク管理施策・全国農村ネットワーク)	3,050 (1,332)
合計	16,012 (7,220)

各地域で取組予定の農村振興プログラム数



出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste et al., "IL PIANO STRATEGICO DELLA PAC (PSP) 2023-2027 PER L'ITALIA"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／第一・二の柱間の財源移管

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：第一・二の柱間の財源移管

- イタリアのCAP戦略計画では、直接支払いから農村振興への財源移管が行われている。今期CAPにおける柱間の移管額は約5.1億ユーロで、財源移管によって直接支払は約181億ユーロから約176億ユーロに、農村振興は約67.5億ユーロから約72.6億ユーロに予算額が変化している。

単位：ユーロ

直接支払の財源	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計
綿花を除く直接支払いの初期財源	—	3,628,529,155	3,628,529,155	3,628,529,155	3,628,529,155	3,628,529,155	18,142,645,775
農村振興への移管	—	126,285,292	126,285,292	126,285,292	126,285,292	—	505,141,168
綿花を除く移管後の直接支払いの初期財源	—	3,496,243,863	3,496,243,863	3,496,243,863	3,496,243,863	3,622,529,155	17,607,504,607

単位：ユーロ

農村振興の財源	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計
初期財源	1,349,921,375	1,349,921,375	1,349,921,375	1,349,921,375	1,349,921,375	—	6,749,606,875
第1・2柱からの移管	5,400,000	126,285,292	126,285,292	126,285,292	126,285,292	—	510,541,168
財源総額	1,355,321,375	1,476,206,667	1,476,206,667	1,476,206,667	1,476,206,667	—	7,260,148,043

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予定単価

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予定単価（その1）

■ 直接支払のうち基礎所得支持、再分配所得支持、青年農業者所得支持の今期CAPの予定単価は次のように示されている。

単位：ユーロ

目的別支払	2023			2024			2025			2026			2027		
	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限
基礎所得支持	150	167	184	150	167	184	150	167	184	150	167	184	156	173	191
再分配所得支持	74	82	90	74	82	90	74	82	90	74	82	90	76	85	93
青年農業者所得支持	67	84	90	67	84	90	67	84	90	67	84	90	70	87	93

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予定単価

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予定単価(その2)

■ 直接支払のうちエコスキームの今期CAPの予定単価は次のように示されている。

単位：ユーロ

目的別支払		2023			2024			2025			2026			2027		
		単価 下限	予定 単価	単価 上限	単価 下限	予定 単価	単価 上限	単価 下限	予定 単価	単価 上限	単価 下限	予定 単価	単価 上限	単価 下限	予定 単価	単価 上限
授粉媒介者(蜜源・花粉源緑被)	樹木作物	125	250	443	125	250	443	125	250	443	125	250	443	125	250	443
	樹木作物(Natura 2000)	150	300	531	150	300	531	150	300	531	150	300	531	150	300	531
	樹木作物(硝酸脆弱地帯)	150	300	531	150	300	531	150	300	531	150	300	531	150	300	531
	耕作作物	250	500	659	250	500	659	250	500	659	250	500	659	250	500	659
	耕作作物(Natura 2000)	300	600	791	300	600	791	300	600	791	300	600	791	300	600	791
	耕作作物(硝酸脆弱地帯)	300	600	791	300	600	791	300	600	791	300	600	791	300	600	791
抗菌剤耐性低減・放牧等動物福祉	第1レベル(乳肉兼用牛)	38	54	156	38	54	156	38	54	156	38	54	156	38	54	156
	第1レベル(肉牛)	38	54	116	38	54	116	38	54	116	38	54	116	38	54	116
	第1レベル(乳牛)	46	66	156	46	66	156	46	66	156	46	66	156	46	66	156
	第1レベル(水牛)	46	66	129	46	66	129	46	66	129	46	66	129	46	66	129
	第1レベル(山羊)	42	60	127	42	60	127	42	60	127	42	60	127	42	60	127
	第1レベル(羊)	42	60	127	42	60	127	42	60	127	42	60	127	42	60	127
	第1レベル(豚)	17	24	35	17	24	35	17	24	35	17	24	35	17	24	35
	第1レベル(肉用子牛)	17	24	91	17	24	91	17	24	91	17	24	91	17	24	91
	第2レベル(有機の乳牛、乳肉兼用牛、肉牛)	168	240	537	168	240	537	168	240	537	168	240	537	168	240	537
	第2レベル(有機の豚)	210	300	819	210	300	819	210	300	819	210	300	819	210	300	819
木質作物の草本被覆(除草剤と耕起は禁止)	木質作物	81	120	284	81	120	284	81	120	284	81	120	284	81	120	284
	木質作物(Natura 2000)	98	144	340	98	144	340	98	144	340	98	144	340	98	144	340
	木質作物(硝酸脆弱地帯)	98	144	340	98	144	340	98	144	340	98	144	340	98	144	340
疎植オリーブの景観維持	疎植オリーブ(Natura 2000)	201	264	700	201	264	700	201	264	700	201	264	700	201	264	700
	疎植オリーブ	167	220	583	167	220	583	167	220	583	167	220	583	167	220	583
	疎植オリーブ(硝酸脆弱地帯)	201	264	700	201	264	700	201	264	700	201	264	700	201	264	700
粗放的飼料輪作	輪作	55	110	124	55	110	124	55	110	124	55	110	124	55	110	124
	輪作(Natura 2000)	66	132	149	66	132	149	66	132	149	66	132	149	66	132	149
	輪作(硝酸脆弱地帯)	66	132	149	66	132	149	66	132	149	66	132	149	66	132	149

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／目的別の各直接支払の予定単価

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：目的別の各直接支払の予定単価(その3)

■ 直接支払のうちカップル所得支持の今期CAPの予定単価は次のように示されている。

単位：ユーロ

	2023			2024			2025			2026			2027		
	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限	単価下限	予定単価	単価上限
デュラム小麦	84	94	103	84	94	103	84	94	103	84	94	103	87	97	107
コメ	303	336	370	303	336	370	303	336	370	303	336	370	314	349	383
甜菜	592	658	724	592	658	724	592	658	724	592	658	724	614	682	750
加工用トマト	156	174	191	156	174	191	156	174	191	156	174	191	162	180	198
油糧種子	91	101	111	91	101	111	91	101	111	91	101	111	94	105	115
柑橘類	136	151	398	136	151	398	136	151	398	136	151	398	141	156	398
オリーブ	105	117	129	105	117	129	105	117	129	105	117	129	109	121	133
タンパク質作物(大豆)	123	136	150	123	136	150	123	136	150	123	136	150	127	141	155
タンパク質作物(大豆 以外のマメ科植物)	29	40	44	29	40	44	29	40	44	29	40	44	30	41	46
牛の乳															
第1レベル	63	67	73	63	67	73	63	67	73	63	67	73	66	70	75
第2レベル	110	123	132	110	123	132	110	123	132	110	123	132	114	127	137
水牛の乳	30	33	36	30	33	36	30	33	36	30	33	36	31	34	38
乳牛															
血統台帳又は登録簿 に記載された肉用牛 及び乳用兼用牛	94	118	135	94	118	135	94	118	135	94	118	135	97	122	140
血統台帳又は登録簿 に記載されていない肉 用牛及び乳用兼用牛	66	71	84	66	71	84	66	71	84	66	71	84	68	73	87
生後12～24か月の屠 殺牛															
第1レベル	36	39	48	36	39	48	36	39	48	36	39	48	37	40	50
第2レベル	55	58	60	55	58	60	55	58	60	55	58	60	57	60	62
スクレイピー抵抗性子 羊	22	23	25	22	23	25	22	23	25	22	23	25	22	24	26
屠殺された羊と山羊	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

イタリアのCAP戦略計画：各施策の詳細_基礎所得支持(21条)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する SO2 市場志向を改善し、研究、技術、デジタル化への注力を強化することを含め、短期的・長期的に農場の競争力を高める
対応ニーズ	E1.10 リスク管理及び市場リスクのための手法の活性化と利用促進 E1.11 事業収益性の支援
成果指標	R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 農家への支払いは、農家が所有またはリースしている受給資格に基づく年間のデカップリング支払いの形で支払われる。

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste,"Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／再分配所得支持

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：再分配所得支持(29条)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する
対応ニーズ	E1.11 事業収益性の支援
成果指標	R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 平均農場規模の拡大を奨励するため、資格基準の上限は50ヘクタールに設定されている。
- 受益者は、基礎所得支持の受給資格を有する現役農家で、その保有面積は 0.5～50 ヘクタールである。
- 上乗せされる支払いは、農家が利用できるすべての対象ヘクタール(最初の14ヘクタールまで)に対して支払われる。

【支援の範囲と金額】

- 0.5～50ヘクタールまでの所有地に対して、最初の14ヘクタールについて以下の金額が支払われる。
- 対象面積0～14ヘクタール：81.7ユーロ／ヘクタール

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：青年農業者所得支持(30条)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する SO7 若手やその他の新規就農者を誘致・支援し、農村地域における持続可能な事業展開を促進する SO8 農村地域における雇用、成長、男女平等(女性の農業参加を含む)、社会的包摂、地域開発を促進する
対応ニーズ	E1.11 事業収益性の支援 E3.1 農村地域における起業家精神の促進 E3.3 農村地域における雇用と社会的包摂の創出と維持
成果指標	R.36 CAPの支援を受けて農場を設立した若手農業者の数(男女別を含む) R.37 CAPプロジェクトによる新規雇用者数 R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 青年農業者への支援は、対象ヘクタール当たりの年間デカップリング支払いという形で支払われる。
- 受益者は農業経営体の長となってから5年以内に申請書を提出した「青年農業者」である。
- 40歳の年齢要件は、申請書を提出した初年度に農家が満たしていなければならない。旧CAPの青年農業者支払いを受給中の農業者は、年齢以外の要件をすべて満たしている場、新CAP期間中に40歳を超えていても、青年農業者支払いを受給した年数を差し引いた最長5年間、青年農業者所得支持を受給する権利を有する。

【支援の範囲と金額】

- 本支払いは最大90ヘクタールまで認められる。

出所：Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：エコスキーム(31条)_授粉媒介者(蜜源・花粉源緑被)(その1)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する SO4 温室効果ガスの排出削減や炭素貯留の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する SO5 化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、大気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理に貢献する SO6 生物多様性の損失を止め、回復させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保全することに貢献する
対応ニーズ	E2.1 農地と林業の炭素隔離能力の保全・増大 E2.10 植物保護製品の持続可能な利用の促進 E2.12 土壌肥沃度の保全と回復の促進 E2.4 回復力を高めるための計画と行動の実施 E2.7 動植物の生物多様性及び自然界の生物多様性の保護と向上の推進
成果指標	R.12 気候変動への適応を改善するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.14 排出量を削減し、炭素貯留量を維持または強化するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合(永年草地、永年耕作地、湿地農地、泥炭地を含む) R.19 土壌の質と土壌生物相を改善するための土壌管理(保全耕うん、被覆作物、マメ科作物を含む輪作作物など)に対する補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合(%)。 R.21 水域の水質保全のための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.24 農薬の紛失など農薬のリスクと影響を軽減するために、農薬の持続可能な使用を目的とした特定の補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.31 自然価値の高い農法を含む、生物多様性の保全または回復を支援するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.33 助成の対象となるNatura 2000の総面積の割合 R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：エコスキーム(31条) 授粉媒介者(蜜源・花粉源緑被)(その2)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- エコスキームのうち本取組みは、農家が毎年の公約を定め、樹木作物と耕作作物の両方を栽培する地域に適用される。特に、生態学的な目的から、以下のことを定める。
 - 樹木作物を栽培する地域では、畝間若しくは畝以外の作物では樹幹の垂直方向外側に蜂が好む植物(蜜源性及び花粉源性)を専用被覆として維持すること
 - 耕作地では、養蜂に有益な植物(蜜源性及び花粉源性)を専用被覆として維持すること
- 上記のうち、前者は樹木が生い茂る地域、後者は耕作地に適用されるため、受益者はそれぞれを個別に遵守することが可能である。

【支援の範囲と金額】

- 支払いは、基礎所得支持の上乗せ(追加)支払いという形で、年間支払い額として約束された地域全体に与えられる。
- 支給単価は以下のように区別される
 - 樹木作物:250ユーロ／ヘクタール
 - 耕作作物:500ユーロ／ヘクタール
- 緩衝帯の面積は支払額に含まれる。
- 公約はすべての種類の耕作作物または樹木作物に適用され、特定の 카테고리には適用されないため、単価は「定額」ベースで設定され、授粉媒介者の育成に有利な慣行が適用される農地のヘクタール数で設定された目標達成へのインセンティブ・アプローチが適用される。
- 樹木作物の場合、生産性の高い作物が共存するため、その量は半減する。実際、樹木作物の場合、畝間(と樹幹の垂直方向外側)のみで、蜂が好む植物による被覆が確保される。

出所:Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste,"Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析：エコスキーム(31条)_抗菌剤耐性低減・放牧等動物福祉

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する SO9 持続可能な方法で生産される高品質で健康的かつ栄養価の高い食品、食品廃棄物の削減、動物福祉の向上、抗菌剤耐性との闘いなど、社会が求める食と健康へのEU農業の対応を改善する
対応ニーズ	E3.12 より持続可能で倫理的なモデルへの畜産の進化の奨励 E3.13 健康的で栄養価の高い食品の生産強化 E3.9 より高品質で健康的な農林水産物の生産を促進
成果指標	R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.43 抗菌薬の使用制限(予防／削減)のための支援活動の対象となる畜産単位(LU)の割合 R.44 動物福祉向上のための支援活動の対象となる畜産単位(LU)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 本取組みは、より持続可能な畜産モデルへの移行プロセスを支援し、農産物・食品生産の品質と健全性を高め、抗菌薬耐性(AMR)を減らし、動物福祉を向上させることを目的とする。
- 薬剤の使用を減らし、動物福祉の条件を改善するために、エコスキームは2つの非累積的だが相乗的なレベルを構成する。
 - レベル1: 抗菌剤耐性の削減
 - レベル2: 放牧による動物福祉のための国家品質システム(SQNBA)の遵守

【支援の範囲と金額】

- レベル1: 家畜単位の年間支払いとして、全てのLUに対して支援が行われる。
 - 乳牛 66.0ユーロ/UBA、肉牛 54.0ユーロ/UBA、肉牛 54.0ユーロ/UBA、水牛 66.0ユーロ/UBA、子牛の白身肉 24.0ユーロ/UBA、豚 24.0ユーロ/UBA、羊 60.0ユーロ/UBA、山羊 60.0ユーロ/UBA
- レベル2: すべてのLUに対し、年間支払額としてサポートが受けられる。
 - 乳肉兼用牛 240.0ユーロ/UBA、肉牛 240.0ユーロ/UBA、豚 300.0ユーロ/UBA

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析:エコスキーム(31条)_木質作物の草本被覆(除草剤と耕起は禁止)(その1)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する。 SO4 温室効果ガスの排出削減や炭素貯留の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する。 SO5 化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、大気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理に貢献する。 SO6 生物多様性の損失を止め、回復させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保全することに貢献する。
対応ニーズ	E2.1 農地と林業の炭素隔離能力の保全・増加 E2.10 植物保護製品の持続可能な利用の促進 E2.12 土壌肥沃度の保全と回復の促進 E2.13 水資源の効率的かつ持続可能な利用 E2.4 回復力を高めるための計画と行動の実施
成果指標	R.12 気候変動への適応を改善するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.14 排出量を削減し、炭素貯留量を維持または強化するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合(永年草地、永年耕作地、湿地農地、泥炭地を含む) R.19 土壌の質と土壌生物相を改善するための土壌管理(保全耕うん、被覆作物、マメ科作物を含む輪作作物など)に対する補助金付きコミットメントの対象となる利用農業地域(UAA)の割合(%)。 R.21 水域の水質保全のための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.23 水収支改善のための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.24 農薬の紛失など農薬のリスクと影響を軽減するために、農薬の持続可能な使用を目的とした特定の補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.33 助成の対象となるNatura 2000の総面積の割合 R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(31条)(木質作物の草本被覆(除草剤と耕起は禁止))(その2)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 本取組みでは、樹木作物の畝間、あるいは畝を作らない樹木作物の場合は樹幹の垂直方向外側に、自然発生的に生えた草や播種された草を維持することを義務づけている。
- 本取組みは、永続的な作物や転換の早い永続的な樹種を使用するエリアに適用される。

【支援の範囲と金額】

- 支援は、年間支払いで約束された地域全体に対して与えられる。
- 支払い単価は120ユーロ/ヘクタール
- 水質汚染のリスクが特に高い硝酸脆弱地帯(NVZ)、及び生物多様性保護の優先事項により農業地帯にも設定されているNatura 2000地域では、支払単価が20%増額され、1ヘクタールあたり144ユーロとなる。

出所:Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste,"Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(31条)(疎植オリーブの景観維持)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する。 SO6 生物多様性の損失を止め、回復させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保全することに貢献する。
対応ニーズ	E2.8 農村景観の保護、強化、回復
成果指標	R.31 自然価値の高い農法を含む、生物多様性の保全または回復を支援するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農業地域(UAA)の割合 R.33 助成の対象となるNatura 2000の総面積の割合 R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 本取組みでは、オリーブの木が栽培されている利用農地面積(UAA)の1ヘクタールあたりに支払われる。
- 本取組みは、農業景観遺産としてのオリーブ畑の維持を支援することを目的としており、背景には伝統的なオリーブ栽培が、農業の生物多様性の保護、水文地質学的不安定性の防止、火災リスクの防止など、重要な環境機能を果たしていることの認識がある。
- 本取組みは、オリーブの低生産モデルを維持し、他の欧州諸国で起きている集約的・超集約的システムによる代替を遅らせることを目的としている。そのため、介入は1ヘクタールあたりの植物密度が最低60本、最高400本までの地域に適用される。

【支援の範囲と金額】

- 支援は、年間支払いで約束された地域全体に対して与えられる。
- 支払単価は220ユーロ/ヘクタール
- 硝酸脆弱地帯(NVZ)ではオリーブ畑の集約化により環境問題が深刻化するため、またNatura 2000地域では伝統的なオリーブ畑を含む農業生態系の保全が優先されるため、それぞれ20%増額され、支払単価は264ユーロ/ヘクタールとなる。このため、特に集約的な農業が行われている地域や、伝統的な農法の維持が生物多様性保全の面で重要な役割を果たしている地域において、農業者がエコスキームを遵守することを奨励することが目的となる。

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

イタリアのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(31条)(粗放的飼料輪作)

支払いの目標	SO1 長期的に食料安全保障と農業の多様性を高め、農業生産の経済的持続可能性を実現するために、十分な農業所得と農業セクターの回復力を支援する。 SO4 温室効果ガスの排出削減や炭素貯留の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する。 SO5 化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、大気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理に貢献する。 SO6 生物多様性の損失を止め、回復させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保全することに貢献する。
対応ニーズ	E2.1 農地と林業の炭素隔離能力を保全し、増加させる。 E2.12 土壌肥沃度の保全と回復の促進 E2.4 回復力を高めるための計画と行動の実施
成果指標	R.12 気候変動への適応を改善するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.14 排出量を削減し、炭素貯留量を維持または強化するための補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合(永年草地、永年耕作地、湿地農地、泥炭地を含む) R.19 土壌の質と土壌生物相を改善するための土壌管理(保全耕うん、被覆作物、マメ科作物を含む輪作作物など)に対する補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合(%)。 R.24 農薬の紛失など農薬のリスクと影響を軽減するために、農薬の持続可能な使用を目的とした特定の補助金付きコミットメントの対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.33 助成の対象となるNatura 2000の総面積の割合 R.4 所得支持の対象となり、相互遵守の対象となる利用農地面積(UAA)の割合 R.6 対象となる小規模農家への1ヘクタール当たりの追加直接支払いの割合(平均との比較) R.7 ニーズの高い地域における1ヘクタール当たりの追加支援の割合(平均との比較)

【具体的な構想、要件、介入資格条件】

- 本取り組みでは、少なくとも2年間の輪作でマメ科作物や飼料作物または改作作物の導入を奨励し、炭素吸収源の観点から残渣管理に取り組むことを意図している。Natura 2000地域や硝酸脆弱性地帯(NVZ)で実施された取り組みには支払い額が増額される。

【支援の範囲と金額】

- 支援は、年間支払いで約束された地域全体に対して与えられる。
- 支払単価は110ユーロ/ヘクタール
- 水質汚染のリスクが特に高い硝酸脆弱性地帯(NVZ)や、生物多様性保護の優先事項により農業地域にも設定されているNatura 2000地域については、単価が20%引き上げられ、1ヘクタールあたり132ユーロとなる。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル所得支持

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析:カップル所得支持(32～41条)(その1)

■ イタリアのCAP戦略計画が定めるカップル所得支持の種類は次の通りである。

カップル所得支持の種類	概要
デュラム小麦	最も適した地域で伝統的にデュラム小麦を栽培し、その生産物を製粉会社やパスタ工場向けに出荷している農家を対象とする。イタリア中部・南部地域のデュラム小麦セクターの競争力強化の必要性を満たすことを目的とする。
コメ	耕作に適した地域で稲作を営む生産者を対象とし、受給には認証種子の使用を条件とする。所得支援は、コメ部門に適切な報酬を確保するための手段の一つであり、農家収入の変動を考慮した投資面積の減少傾向を打ち消し、収益性に影響を与えるだけでなく、品種の維持と適切な地域での栽培により、EU域外との競争に対する生産者の対応を改善する。
甜菜	所得支援は、甜菜部門に適切な報酬を確保し、耕作面積の減少に対抗し、困難を克服して競争力を向上させ、品質と環境の持続可能性を向上させる手段の1つと考えられる。受給にあたっては、生産者と製糖業界との間の供給契約の締結、及び認証種子の使用が条件となる。
加工用トマト	受益者は、生産者組織を通じて供給契約を結んだ地域で、通常の栽培条件下で加工用トマトを栽培する現役農家である。生産者組織を通じた供給契約の要件は、サプライチェーンの長所である組織化、生産の持続可能性、統合を促進し、生産者をEU域外から輸入される加工品(トマト缶)との競争に直面させる。また、遅くとも2024年までに生産者は認証された増殖資材を栽培に使用することが義務付けられる。
油糧種子	受益者は、通常の生育条件下で油糧作物を栽培する現役農家である。この介入は、加工産業との契約による供給の集約を促進する。認証された種子を使用する必要がある。
柑橘類	受益者は、通常の条件下で柑橘類専門農園を経営する現役農家である。本支援の目的は、柑橘類農家の収益性を支援し、特に南イタリアにおける柑橘類部門の競争力強化の必要性に応えることである。
オリーブ	オリーブオイル用のオリーブ畑を経営し、オリーブが地理的表示保護の対象となるオイル生産用であることを証明する書類を持っている現役農家を助成の対象としている。持続可能なオリーブ栽培システムの競争力強化を目的とする。
タンパク質作物(大豆)	通常の栽培技術に従って大豆を栽培している現役農家を対象とする。タンパク質部門の収益性と回復力を高めることを目的とする。

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／イタリアのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル所得支持

イタリアのCAP戦略計画を対象とした詳細分析:カップル所得支持(32～41条)(その2)

カップル所得支持の種類	概要
タンパク質作物(大豆以外のマメ科植物)	大豆以外のマメ科作物を、通常の栽培技術に従って栽培している現役農家を対象とする。タンパク質セクターの収益性と回復力を高めることを目的とする。
牛の乳	介入を通じて、最終消費者が市場で高く評価する乳製品に加工するのに適した品質基準維持インセンティブを生産者に与えることで、生乳価格と生産コストの著しい変動に対処する生乳生産者の回復力に貢献する。また、山間部の優良牧場の乳牛に対する支援も立地の悪さによる格差克服を目指している。
水牛の乳	本介入は、現在の生産レベルを維持し、牛群放棄のリスクを回避することを目的とする。乳牛部門の戦略は、特に競争力、環境の持続可能性、動物福祉、消費者の健康の問題に関して、動物技術部門のために策定された全体戦略と完全に一致している。
乳牛	本介入は、しばしば不利な立地条件にも起因する収益性のギャップを克服することで、乳牛群の競争力を向上させることを目的としており、繁殖業者への子牛供給を促進することから、肉牛部門の競争力向上にも貢献する。
生後12～24か月の屠殺牛	本介入は、Classyfarmシステム(山間部の農場には例外あり)の遵守を義務付けることで、牛肉の安全レベル向上を目的とする。その目的は、動物福祉のレベルとフードチェーンにおける製品の安全性と品質を向上させるために、畜産業者と管轄当局との協力と対話を促進し、改善することにある。また、二段階の等級を用意することで、市場での適切な評価、最終消費者による認知度の向上、畜産部門の集約化を促進し、国内の畜産業者の競争力を高めることを目的としている。
スクレイピー抵抗性子羊	この支援は特に、スクレイピーに抵抗性のある家畜を遺伝的に選抜することにより、家畜の健康管理を改善し、獣医療費の抑制と収益性の向上を図ることを目的としている(スクレイピーは、対象者の遺伝的感受性との密接な関係が科学的に発見されている唯一の動物脳症である)。
屠殺された羊と山羊	本支援は、地理的表示保護対象のヒツジ・ヤギ肉の生産のために、生後12か月未満の子羊を屠殺する畜産農家、現役農家を対象とする。本支援は、羊肉セクターの競争力を向上させ、知名度を高め、高品質な製品の価値を高めるものである。

出所: Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, "Relazione 2021 sul piano strategico della PAC"

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表

各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表(その1)

	ドイツ	フランス	オランダ	イタリア
1) CAP戦略計画の特徴				
予算総額 (2023 ~ 27)	343億€	499億€	51億€	366億€
第一の柱から第二の柱への財源移管	8%(2023年)から15%(2027年)に増加	第一の柱から第二の柱に約27億ユーロを移管	15%(2023年)から30%(2027年)に増加	第一の柱から第二の柱に約5.1億ユーロを移管
「エコスキーム+環境・気候等管理誓約」(グリーンアーキテクチャー)が予算全体に占める比率	24%	正確な数値は入手できず	30% (ヒアリングでは50%程度との指摘もある)	正確な数値は入手できず
エコスキームと農村振興の棲み分け	これまでの生態規制としての農業環境・気候対策を第一の柱に移管することで、第二の柱に財源が確保され、より質の高い他の対策に大規模に活用することが可能となる	エコスキームよりも難易度の高い取り組みを農村振興で行う	エコスキームは農家、環境・気候等管理誓約支払は集団が対象	不明

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表

各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表(その2)

		ドイツ	フランス	オランダ	イタリア
2) 第一の柱(直接支払)					
基礎所得支持	1 ヘクタール当り単価	157€(2023年)→148€(2027年)	121～145€(本土)、137～162€(コルシカ島)	221€(2023年)→166€(2027年)	150～191€
	受給額の上限	上限額の設定無し	上限額の設定無し	上限額の設定無し	上限額の設定無し
再分配所得支持	1 ヘクタール当り単価	69～65€(40ヘクタール以下)、41～39€(41～60ヘクタール)	45～50€(最初の52ヘクタールまで)	54～63€	74～93€
	上限(経営規模)	60ヘクタール	100ヘクタール	60ヘクタール	50ヘクタール
青年農業者所得支持	支給金額・方法	120ヘクタールまで134€を最長5年間支給	年間 4,469 €を一時金として一律に支給	年間 2,800 €を一時金として一律に支給	90ヘクタールまで67～93€を最長5年間支給
エコスキーム	予算(第一の柱)に占める比率	22%	25%	28%	25%
	概要	生物多様性、多様な作物栽培、永年草地管理、化学合成農薬不使用、Natura 2000地域等、7スキーム	生物多様性景観、環境認証、農地エコ管理(畑+草地+永年作物)から一択、各2～3段階区分。生垣ボーナスの加算あり	気候、土壌と大気、水、生物多様性、景観の5つの目標を設定。補助金額は2つの地域、3つの取組レベルに応じて決定	授粉媒介者(蜜源・花粉源緑被)、抗菌剤耐性低減・放牧等動物福祉、木質作物の草本被覆(除草剤と耕起は禁止)、疎植オリーブの景観維持、粗放的飼料輪作
カップル所得支持	予算(第一の柱)に占める比率	2%	15%	実施せず	15%
	品目数	2	22	—	15

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表

各調査対象国におけるCAP戦略計画の比較表(その3)

		ドイツ	フランス	オランダ	イタリア
3) 第二の柱(農村振興)					
環境・気候等管理誓約	予算(第二の柱)に占める比率	29%	正確な数値は入手できず	32%	28%
	概要	気候、水質、土壌、生物多様性、森林、有機農業、動物福祉、遺伝資源保全、植林等、9スキーム	有機農業、農業環境・気候対策、授粉媒介者、牧畜等に関する地域別の取り組み	草原、オープンフィールド、景観、水、気候等のカテゴリを設定	水質、土壌、養蜂、有機農業、遺伝資源など、国土の多様性に応じた31スキーム
投資	予算(第二の柱)に占める比率	18%	正確な数値は入手できず	20%	27%
	概要	インフラ開発の他、マーケティング、原燃資保護、農場の多様化促進、非農業ビジネス開発、ICT等、12スキーム	農場、森林、防火インフラ、自然遺産等に対する投資	ビジネス近代化、気候・環境・動物福祉、青年農業者(直接支払いに上乗せ)、非生産的投資等、5スキーム	農業・林業分野への投資に関する有形・無形の幅広い19スキーム
条件不利地域	予算(第二の柱)に占める比率	8%	正確な数値は入手できず	実施せず	9%
	概要	山岳地域、自然制約地域、及び特定領域(海岸線保護を含む)	山岳地域、自然制約地域、及び特定領域	—	山岳地域、その他重要な自然制約地域、及び特定領域
有機農業	設定目標	2030年までに農地の少なくとも30%を有機農法で栽培	2027年までに有機農地面積を倍増させ、農地の18%にすることが目標	2030年までに農地面積の15%で有機農業栽培を実現(「有機生産と消費の成長」行動計画)	2027年までに有機農地面積を農地の25%まで拡大する目標

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／自然再生法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：自然再生法

■ 自然再生法(Nature Restoration Law)

- EU理事会は、2023年6月20日に自然再生法の法案について、一般的アプローチ(議会が本会議で「立場」を採択する前に、EU理事会として合意した意見を採択・表明するもの)の合意に達した。
- その後、理事会と欧州議会は、2023年11月22日に自然再生法に関する暫定的な政治合意に達した。

目的

- 同提案は、2030年までにEUの陸地と海域の少なくとも20%、2050年までに再生が必要なすべての生態系を再生するための措置を講じることを目的としている。
- 農地、森林、海洋、淡水、都市生態系など、リストアップされた各生態系において、自然回復のための具体的で法的拘束力のある目標と義務を定めている。

劣化防止要件

- 自然再生法においては、良好な状態に達した再生対象地域や、附属書I及びIIIに記載された陸域及び海域の生息地が存在する地域の劣化を防止することが求められている。
- この要件は、努力規定となった。

規制の範囲と目標

- 自然再生法は、加盟国の陸と海の生息地全体で劣化した生態系を回復させ、気候緩和と適応に関するEUの包括的目標を達成し、食料安全保障を強化することを目指し、同法は、加盟国に対し、2030年までにEUの陸地と海域の少なくとも20%を回復させるための対策を確立し、実施することを求めている。
- 同法は、湿地、草原、森林、河川、湖沼などの陸域、沿岸、淡水の生態系、海草、海綿、サンゴ礁などの海洋生態系(附属書I及びIIIに記載)を対象としている。加盟国には、2030年までに、これらの附属書に記載されている生息地のうち、状態の悪いものを少なくとも30%を回復させるための措置を講じることを求めている。
- 加盟国はまた、2040年までに状態の悪い生息地の少なくとも60%、2050年までに少なくとも90%を回復させるための措置を確立しなければならない。

(参照) European Councilウェブサイト” Nature restoration: Council and Parliament reach agreement on new rules to restore and preserve degraded habitats in the EU” 29 Nov 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／自然再生法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：自然再生法(その2)

■ 自然再生法(Nature Restoration Law)

- 欧州議会は、2024年2月27日に、自然再生法を採択した。

再生義務

- 農業生態系における生物多様性を改善するために、EU諸国は以下の3つの指標のうち2つを改善していく必要がある。
 - 草地蝶指数(grassland butterfly indicator)
 - 多様性の高い景観特性を有する農地の割合
 - 農地鉱物質土壌中の有機炭素蓄積量
- 鳥類は生物多様性の全体的な状態を示す良い指標であるため、一般的な農地の鳥類指標を高めるための対策も講じなければならない。
- 排水された泥炭地を再生させることは、農業部門の排出量を削減する最も費用対効果の高い方法のひとつであるため、EU諸国は、2030年までに排水された泥炭地の少なくとも30%(少なくとも4分の1は再湿潤化されなければならない)、2040年までに40%、2050年までに50%(少なくとも3分の1は再湿潤化されなければならない)を再生させなければならない。再湿潤化は、農業者や私有地所有者の自主的なものとなる。
- この法律は、議会の要請に従って、EUの消費に十分な食糧生産に必要な土地を著しく減少させるような場合には、例外的に農業生態系の目標を一時停止することができる。

(参照) European Parliamentウェブサイト” Nature restoration: Parliament adopts law to restore 20% of EU’s land and sea” 27 February 2024,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／土壌モニタリング法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー:土壌モニタリング法

■ 土壌モニタリング法

- 2030年に向けたEUの土壌戦略の目標を達成するため、欧州委員会は2023年7月5日、土壌モニタリングと回復力に関する指令(「土壌モニタリング法案」)を提出した。

土壌の健全性改善の方法

- 土壌モニタリング法の最終目的は、EUの汚染ゼロに向けて、2050年までにすべての土壌を健全な状態にすることである。これを達成するために、同法は土壌の健全性の定義を統合し、包括的で一貫性のあるモニタリングの枠組みを設け、持続可能な土壌管理と汚染地の回復に関する規則を定める。
- 欧州委員会の支援を受けて、加盟国はまず、自国領土内のすべての土壌の健全性をモニタリング・評価し、当局や土地所有者が適切な対策を講じることができるようにする。収集されたデータは、特に作物の多様化、精密農業、作物の開発、デジタル化された土壌管理ツールなどの分野において、土壌を管理するための技術的・組織的解決の展開に活用される。
- これにより、農業者やその他の土地所有者は、最も適切な処理方法を実施できるようになり、水や養分の消費を最小限に抑えながら、土壌の肥沃度と収量を維持・向上させることができるようになる。さらに、土壌データは、干ばつ、保水、浸食の傾向の分析を促進し、災害防止の取組強化につながる。
- EUには、潜在的な汚染サイトが280万カ所あると推定されている。この問題に取り組むため、この法案は、加盟国に対し、すべての汚染された可能性のある場所を特定し、それらを適切にマッピングし、これらの場所を調査し、人間の健康と環境にとって許容できないリスクに対処し、それによって2050年までに有害物質のない環境に貢献するよう要請している。土壌の浄化は「汚染者負担」の原則に沿って、汚染に責任のある者が費用を負担する。

(参照)欧州委員会ウェブサイト” Soil health“5 July 2023

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／土壌モニタリング法

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー:土壌モニタリング法(その2)

■ 土壌モニタリング法

農業者への影響

- この提案は、農地を含む土壌の健全性に関する知識とデータの利用可能性を高め、食料、飼料、バイオマスの生産を含む土壌の機能を維持・改善するための要素が含まれている。本提案は、農業者を含む土地所有者や土地管理者に直接的な義務を課すものではない。
- 加盟国は、2050年までにEU域内で健全な土壌を実現することを視野に入れ、持続可能な土壌管理と土壌再生の対策を定めなければならない。本提案は、加盟国レベルでこれらの対策を定義する際に尊重すべき一定の原則を定めているだけで、適用すべき、あるいは禁止すべき具体的な管理方法を定義しているわけではない。このような管理方法は、加盟国がそれぞれの地域、気候、社会経済的条件、土地利用、土壌の種類、その地域と農業者に最適な方法に関する既存の知識を考慮し、国レベルで適応させるべきである。
- 提案には、他のEU法制のもとで義務づけられている既存の計画やプログラム等とのシナジー効果の発現を図り、これらの対策を確立する義務も含まれている。したがって、加盟国は、CAPにもとづく自発的な対策など、国内及び欧州の支援メカニズムの下で策定された施策を含めることを決定することができる。農業者は、それらの支援プログラムに登録するか否かを決めることができる。
- 将来的に、農業者には、土壌の状態に関するデータと知識が提供され、土壌の健全性を向上させるための合理的な行動を起こすことができるようになる。この提案には、加盟国の農業者がそれぞれの状況に最も適した農法を特定できるよう支援するためのいくつかの要素が含まれている。
 - 持続可能な管理方法の特定
 - 持続可能な土壌管理の実施を支援する金融商品へのアクセス
 - アドバイスや研修活動、能力開発への容易なアクセス
 - 炭素除去認証とのシナジー効果を期待して開発される認証制度(土壌の健全性を認証してもらうという農業者の自主的なオプションは、土壌管理を適切に行うことで市場から評価され、財政的支援やインセンティブを受けられるため、新たな機会をもたらすことが見込まれる。)

(参照)欧州委員会ウェブサイト“Questions and Answers on a Directive on Soil Monitoring and Resilience”5 July 2023

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／産業排出指令及び産業排出ポータル規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：産業排出指令及び産業排出ポータル規則

■ 産業排出指令及び産業排出ポータル規則

- 欧州議会と理事会は2023年11月29日、産業排出指令(Industrial Emissions Directive)の改正及び産業排出ポータル(Industrial Emissions Portal)規則の制定に関する暫定的な合意に達した。

目的

- 新規則は、集約型畜産場を含む産業施設からの大気、水、土壌への有害物質や廃棄物の排出を削減することにより、人の健康と環境をより良く保護することを目的としている。
- また、より包括的で統合された産業排出ポータルを確立するため、既存の欧州汚染物質排出移動登録制度(E-PRTR)をアップグレードし、環境関連のデータの報告システムを改善することも目的としている。(E-PRTRとは、EU加盟国等の産業汚染物質の放出量と発生源のあるサイト外への移動量についてのデータを透明性の観点から公表する仕組み。)

産業排出指令の改正

- 産業排出指令は、EUにおける、集約型畜産農場を含む産業施設からの窒素酸化物、アンモニア、水銀、メタン、二酸化炭素などの排出を規制する主要な制度である。工業施設や農場は、利用可能な最良の技術(Best Available Techniques : BAT)を基準として、各国当局からの許可に従って操業することが義務付けられる。
- 改正される指令は、エネルギー効率、循環型経済、脱炭素化を促進するものである。
- 暫定合意において、特定の畜産に関する農業基準値が調整された。具体的に、豚は350LSU、家禽は280LSU(産卵鶏は300LSU)、混合農場は380LSUである。粗放農業と家庭用の畜産農業は指令の適用範囲から除外される。(※LSU:家畜単位。)新規則は2030年に大規模農場から順次適用される見込みである。
- 2022年4月の欧州委員会が発表した改正案の段階では、産業排出指令の規制の対象に牛は含まれていたが、2023年11月の暫定合意は、従来の改正案の一部が覆され、牛を含まないものとなった。

(参照) European Commissionウェブサイト”Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
The council of the EU and the European council.ウェブサイト”Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
独立行政法人 農畜産業振興機構ウェブサイト”EU理事会、産業排出指令改正の暫定合意で牛の生産者を除外(EU)”

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／産業排出指令及び産業排出ポータル規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：産業排出指令及び産業ポータル規制

■ 産業排出指令及び産業排出ポータル規則

産業排出ポータル

- 欧州議会及び理事会の合意では、既存のE-PRTR規則に代わり、産業界からの汚染物質の排出に関する情報ポータルを新設する提案も含まれる。
- このポータルは、産業排出に関する情報への一般公開を強化し、環境に関する意思決定への一般参加を促すものである。ポータルには、循環型、資源効率の高い経済への進展を監視するために、関連施設による水、エネルギー、主要原材料の使用に関するデータも含まれる。
- 欧州議会及び理事会は、規制の対象となる活動及び汚染物質、ならびに附属書I(設定された閾値以上の報告が必要な活動に関するもの)及びII(設定された閾値以上の報告が必要な汚染物質に関するもの)に適用される閾値を評価するための一般レビュー条項を導入した。
- ジコホルと2種類のPFAS(ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)が、附属書IIのリストに追加された。
- 2026年までに、欧州委員会は附属書IIの見直しを行い、これらの物質の測定方法に関する指針を示さなければならない。
- 両機関は、加盟国に新規則に適応するための十分な時間を与えるため、規則の発効を2028年とすることで合意した。

次のステップ

- 次のステップとしては、欧州議会と理事会は今後、合意に基づき、改正産業排出指令と新しい産業排出ポータル規則を正式に採択しなくてはならない。正式に採択されれば、官報に掲載されてから20日目に発効する。
- 改正産業排出指令が発効すると、加盟国は新規則を実施するために22ヶ月の猶予を与えられる。産業排出ポータル規則が法制化される前に、欧州委員会は、報告マニュアルと二次法の整備に取り組み、2028年までに事業者と加盟国は報告できるよう準備を整える。

(参照) European Commissionウェブサイト“Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,
The council of the EU and the European council.ウェブサイト“Industrial emissions: Council and Parliament agree on new rules to reduce harmful emissions from industry and improve public access to information” 29 Nov 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

■ 農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

- 欧州委員会は2023年12月7日、CAPによって導入されたEU競争法の新たな適用除外を用いて、農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案(「ガイドライン」)を採択した。

目的

- EU機能条約(「TFEU」)第101条は一般的に、競争者間の価格上昇や数量減少につながる協定など、競争を制限する企業間の協定を禁止している。
- しかし、農産物市場の共通市場機構規則(「CMO規則」)1308/2013の第210a条は、農業分野における特定の制限的な協定が持続可能性に関する基準を満たすために不可欠である場合、当該協定をEU機能条約第101条に規定する禁止対象から除外している。

新ガイドラインの概要

- 本ガイドライン案は、農業食品分野で活動する事業者が、同規則第210a条の下で、どのように持続可能性のための共同取組を行うことができるかを明確にすることを目的としている。新ガイドラインの概要は以下の通り。
 - 適用除外の範囲を明確にすること
 - － 適用除外は、異なる農業生産者間の協定と、農業生産者と、生産、流通、輸送、包装分野の企業などの農業食品のサプライチェーンの関係者間の協定にのみに適用される。農業生産者を含まない農業食品サプライチェーンに係る事業者間のみで締結された協定は、協定が農産物に関するものであっても、適用除外の対象とはならない。さらに、協定は常に農産物に関するものでなければならない。
 - 対象となる持続可能性の目標の定義
 - － 対象となる持続可能性の目標を定義する。ガイドラインは、協定で追求できる持続可能性の目的の範囲を明確化している。これらの目的はCMO規則の第210条aに規定されており、3つのカテゴリーに分けられる：(i)環境保護、(ii)農薬使用と薬剤耐性の削減、(iii)動物の健康と福祉である。つまり、経済的・社会的持続可能性目標(例えば、農業者や農業労働者に対する公正な報酬)を追求する協定は、適用除外の対象外となる。

(参照) European Commissionウェブサイト° Commission adopts antitrust Guidelines for sustainability agreements in agriculture “7 December 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

■ 農業分野におけるサステナビリティ協定に関するガイドライン案

新ガイド ラインの 概要

- 持続可能性に係る基準の要件の設定
 - － 除外措置の恩恵を受けるためには、締約国は、EU法または国内法で義務付けられているものよりも高い持続可能性の基準を採用することに合意する必要がある。このような合意は、持続可能性の基準の達成に不可欠なものでなければならない。
- 持続可能性基準を達成するために、不可欠な制限であることを評価すること
 - － サステナビリティ協定の当事者は、その制限が持続可能性基準を達成するために不可欠なものであるかどうかを説明する必要がある。
 - － ガイドラインでは、競争の制限が不可欠かどうかを実際に評価する方法を詳述している。例えば、事業者は、追加コストをカバーするための生産者への支払いや、生産者が基準を採用するリスクを取るうえでの金銭的インセンティブについて合意することができる。他の加盟国の商品や事業者を排除することは、原則として持続可能性の基準の達成のためには不可欠ではないと考えられる。
- 当局による事後介入の範囲
 - － 本ガイドラインは、サステナビリティ協定の実施が、特に不合理な消費者価格や、消費者の大きな需要がある製品の市場からの排除につながる場合、競争法の関係当局が介入し、サステナビリティ協定の停止や修正を要求することができることを明確化している

(参照) European Commissionウェブサイト^o Commission adopts antitrust Guidelines for sustainability agreements in agriculture “7 December 2023,

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

⑤EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー／農薬の持続可能な使用に関する規則

EUの環境・気候戦略等の各種施策等のフォロー：農薬の持続可能な使用に関する規則

■ 農薬の持続可能な使用に関する規則(Regulation of The European Parliament And of The Council on the sustainable use of plant protection products and amending Regulation)の廃案

- 2022年6月22日：欧州委員会は2030年までにEU域内全体での化学農薬の使用量を50%削減するとした規則案を発表した。(規則案は、2009年の持続可能な利用指令に代わるもの。)
- 2023年10月24日：欧州議会では、環境・公衆衛生・食品安全委員会が、欧州委員会の文章を大幅に修正した規則案を採択した。
- 2023年11月22日：欧州議会は法案を否決した。(賛成207、反対299、棄権121)

概要 (2022年 6月時点)

- 2022年6月の規則案は、「欧州グリーン・ディール」と「Farm To Fork戦略」に沿って、現行の「持続可能な農薬の使用に関する指令を加盟国に直接適用できる「規則」とし、公衆衛生の向上や、生物多様性の保護強化、より持続可能な食品システムの構築を目指すものである。各加盟国には拘束力のある削減目標が課されることとなり、その設定に当たっては、その国固有の事情が考慮されるものの、欧州委は最低でもそれぞれ35%以上の削減を求めるとした。
- 規則案では公園、運動場といった公共スペースや環境保護が必要とされている区域、その周囲3メートル以内で、化学農薬の使用を全面的に禁止とした。また、化学農薬使用とそれに伴うリスクの削減の手段としては、(1)より危険性が高い化学農薬の販売禁止、(2)総合的病害虫・雑草管理(IPM、注)に従って生物的防除(害虫の天敵を活用)といった、化学農薬に代わる技術の開発・普及、(3)有機農業の推進、(4)精密農業や新技術の活用を挙げた。
- 農業分野では、化学農薬は「最終手段」として使用が認められるものの、IPMや代替手段を推進する。また、CAPを財源として、ドローン、GPSを装備した散布機、除草ロボットなどの購入補助や助言サービスの実施といった、農業事業者への化学農薬使用削減の取り組みを支援する。さらには、EUの研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」や「デジタル・ヨーロッパ・プログラム」などを活用して、IPMやデジタル・ソリューション関連の研究開発を推進する。
 - 注：病害虫・雑草などが発生しにくい環境を整えつつ、病害虫が発生すれば生物的防除などの防除方法を組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除体系。

批判

- この提案について、関係者の意見は大きく分かれている。環境保護団体はより野心的なものを求めている。
- 農業界は、農業者にとって代替手段がないこと、影響を受けやすい地域を広くカバーしていること、事業継続への影響を懸念している。目標達成の進捗状況を把握するための指標についても、各方面から批判の声が上がっていた。(欧州最大の農業協同組合・農業生産者団体COPA-COGECAなどが、反対勢力としてロビー活動を展開。)

2. 英国農業政策に関する調査

①2020年英国農業法制定までの経緯と特徴

1. 2020年英国農業法制定までの経緯と特徴¹

- 英国はEU離脱の日(2020年1月30日)にCAPから離脱した。
- 2018年EU離脱法(European Union (Withdrawal) Act)の下でEU規則が英国の国内法に置き換えられてきたが、英国の新たな農業政策を規定する法律は制定されていなかった。
- 2020年11月11日に英国議会で審議されてきた「Agriculture Bill 2019-2021」が女王陛下の裁可(Royal Assent)を受け、「2020年英国農業法(Agriculture Act 2020)」が成立した。
- **EUの制度は機能不全(dysfunctional)、トップダウン、過酷なペナルティ(draconian penalties)**であり、EU離脱後の農業政策の方向をめぐる議論では、「Green Brexit」(農業への助成は、水・空気・土壌・生物多様性等、農業が提供する公共財に対して行われるべきという考え方)に基づきEU離脱を契機として農業環境政策の強化を図ろうとする動きが2017年夏以降に英国政府内から出ていた²。
- 英国の新たな農業法はEU離脱後のCAPに代わる新しい農業政策として農業支援を中心に新たな法令上の枠組みを提供するものであり、具体的には、「**公的資金を公共財に(public money for public goods)**」の理念のもとで**CAPの直接支払を削減・廃止**し、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する新たな「**環境土地管理(Environmental Land Management: ELM)**」を導入することが大きな柱となっている。
- CAPの下で英国の農業者は年間約47億ポンドの支援を受けていた。47億ポンドの約8割に相当する36億ポンドが第一の柱である直接支払によるものであり、地域別で見ると支払い額全体の6割超がイングランド向けであった(2019年、次頁参照)。
- **農家所得に占めるCAP支払いの恩恵は大きく**、Defraによると2018年はCAPの直接支払がなければ、42%の農業者はコストが収入を上回る状況であった³。CAPの支援がなくなる中で農家所得を安定させるためには、**ELMを中心とする英国農業法の新たなスキームが農家所得を十分に保障するものでなければならない**ことを意味する(なお、後述のとおり、ELM等の新たな農業スキームへの移行はイングランドのみが対象)。

1. 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、4頁を主に参照。
2. Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, p.6; 和泉真理「EU離脱後の英国農業政策の行方－農業環境政策からGreen Brexitへの展開－」『農業問題研究』第50巻、第2号、2019年、24-28頁。
3. House of Commons Library, “Farm funding: Implementing new approaches,” p.20, March 15, 2023.

2. 英国農業政策に関する調査

①2020年英国農業法制定までの経緯と特徴

図表：英国のCAP予算額の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
										ユーロ	ポンド
イングランド	2,761	2,696	2,777	2,792	2,714	2,533	2,626	2,525	2,474	2,672	2,999
ウェールズ	413	417	426	406	413	367	338	356	397	397	446
スコットランド	779	826	840	819	757	799	584	732	698	784	880
北アイルランド	384	388	390	400	415	410	379	361	365	379	422
英国全体でのCAP予算額	4,337	4,327	4,433	4,417	4,299	4,109	3,927	3,974	3,934	4,229	4,746
第一の柱	3,424	3,309	3,348	3,326	3,234	3,150	3,121	3,171	3,174	3,228	3,623
直接支払	3,325	3,304	3,290	3,285	3,195	3,112	3,035	3,080	3,126	3,186	3,576
市場価格支援	99	5	58	41	39	38	86	91	48	42	47
第二の柱	913	1,018	1,085	1,091	1,065	959	806	803	760	1,001	1,123
農村振興基金	512	653	742	752	798	709	641	542	581	776	871
共同支出	401	365	343	339	267	250	165	261	179	225	253

(出所) House of Commons Library, *Farm funding: Implementing new approaches*, p.19, March 15, 2023.

図表：農家所得に占めるCAP支払いの割合(2019年、100万ポンド)

	CAP支払い 合計	農業収入 合計(TTIF)	TTIFに占めるCAP 支払いの割合
英国全体	3,343	5,278	63%
イングランド	2,209	3,995	55%
ウェールズ	291	261	111%
スコットランド	529	732	72%
北アイルランド	290	290	100%

(出所) House of Commons Library, "Farm funding: Implementing new approaches," p.21, March 15, 2023.

2. 英国農業政策に関する調査

②2020年英国農業法の適用範囲

2. 2020年英国農業法の適用範囲

- 英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの「国」で構成される連合王国である。
- 英国では英国政府と各構成国との間の取決め(settlements)により、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきた。
- EU加盟時はEUルールのもとで各構成国の政策は一定程度収斂していたが、EU離脱により各構成国に農業に係る権限が戻った。
- そのため、2020年英国農業法は一部を除きすべての構成国に適用されるわけではなく、ELM等の新たな農業支援スキームや農産物市場への介入に係る規定はイングランドのみに適用される。各構成国に適用される2020年英国農業法の規定は次頁のとおりである。

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、5頁。

図表：EU離脱後の各構成国の農業法

イングランド	■ 2020年英国農業法 (Agriculture Act 2020)
スコットランド	■ 2020年農業法 (2020年農業 (EU法の維持・データ) (スコットランド) 法、Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020)
ウェールズ	■ 2022年ウェールズ農業法 (Agriculture (Wales) Bill 2022)
北アイルランド	■ 北アイルランドの将来の農業政策に関する決定 (Future Agricultural Policy Decisions for Northern Ireland)

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、7頁：Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs (Northern Ireland), Future Agricultural Policy Decision for Northern Ireland, June 21, 2023等。

2. 英国農業政策に関する調査

②2020年英国農業法の適用範囲

図表：各構成国に適用される2020年英国農業法の規定

適用される構成国	適用される主な規定
英国全体	■ 食料安全保障に係る規定(第2編第1章) ■ サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(第3編第2章) ■ 肥料規制に係る規定(第33条) ■ 動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(第34条) ■ 有機産品に係る規定(第38条、第39条) ■ WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(第6編)／等
イングランドのみ	■ 新たな農業支援スキームに係る規定(第1編) ■ 農産物市場への介入に係る規定(第2編第2章) ■ サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(第3編第1章)／等
北アイルランド、ウェールズのみ	■ 北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定(第7編) ■ ウェールズにおける新農業法の適用期間(第7編)

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、5頁(一部表現を変更)。

2. 英国農業政策に関する調査

③英国農業法に対するステークホルダーの評価

3. 英国農業法に対するステークホルダーの評価¹

3.1. 「公的資金を公共財に」概念への支持

- 農業団体や環境団体は、概ね「公的資金を公共財に」の考え方に賛同している。
- 農業者は食料生産も公共財に含めることを望んだが、環境重視派は食料は公共財に該当しないとして反対した。

3.2. 英国農業法の実施に対する評価

- 農業セクターは、直接支払の削減を新たなスキームが十分に埋め合わせができるかに懸念を抱いていた。
- 英国ファーマーズユニオン(NFU)等は、農業者が意思決定できるようDefraに制度の詳細を明らかにするように求めていた。また、新たなスキームが農業生産に与える影響について影響評価をするようDefraに求めていたが、影響評価が実施されないことを批判していた。
- 一方、環境団体の中にはELMを評価する団体もあったが、多くの環境NGOはELMの内容が気候変動や自然の危機に対応するのに不十分との不満を抱いており、2021年12月にELMの一つである「持続可能な農業インセンティブ(Sustainable farming incentive: SFI)」の内容が公表された際に「野心が衝撃的なまでに欠けている(shocking lack of ambition)」との懸念を表明する団体もあった。

(出所) House of Commons Library, "Farm funding: Implementing new approaches," pp.55-60, March 15, 2023.。

2. 英国農業政策に関する調査

④2020年英国農業法の主な内容

4. 2020年英国農業法の主な内容

■ 2020年英国農業法の主な内容は以下のとおりである。

- ① イングランドを対象とした新たな農場支援施策。CAPの直接支払は農地面積に基づき支払いが行われていたが、2021年から7年かけて直接支払は削減・廃止。新たなスキームでは環境やアニマルウェルフェアの向上といった公共財の創出に貢献した農業者に支払いを行う。
- ② 例外的条件下における農業市場への介入。介入の方法としては、農業者への財政的支援や公的介入、民間の貯蔵支援スキーム (private storage aid schemes) などがある。
- ③ サプライチェーンにおける農業者と食料製造者のための透明性や公正さ (fairness) の向上のための措置。措置のやり方としては、データの収集・共有に関する新たな要件の導入、農産物の購入者に対する公正な取引義務、生産者団体 (Producer Organisations) に関する新たな措置の導入がある。
- ④ 販売基準及び枝肉分類 (carcass classification) に関する措置。
- ⑤ WTO農業協定の義務を満たすための措置。

■ 2020年英国農業法の構成は次頁のとおりである。

2. 英国農業政策に関する調査

④2020年英国農業法の主な内容

第1編: 財政上の支援

第1章: 財政上の支援に係る新たな権限

- 第1条: 財政上の支援を行う大臣の権限
- 第2条: 財政上の支援: 形式、要件、委任、情報の公表
- 第3条: 財政上の支援: 確認、執行、監視
- 第4条: 複数年財政支援計画
- 第5条: 財政支援額に係る年次又はその他のレポート
- 第6条: 財政支援の影響に係る監視等

第2章: EU離脱後の直接支払

- 第7条: 「基礎支払いスキーム」やその他の第2章における表現の意味
- 第8条: イングランドにおける農業の移行期間と関連支払いの終了
- 第9条: 基礎支払いに適用される法令に係る修正権限
- 第10条: 2020年以降の基礎支払い継続に係る権限
- 第11条: 直接支払の段階的廃止に係る権限
- 第12条: 切り離し支払いに係る権限
- 第13条: 関連支払いに代わり一括支払いを実施する権限

第3章: EU離脱後のその他の財政上の支援

- 第14条: 農業者やその他の受給者への支払いに関連する一般的規定
- 第15条: 野菜・果樹生産団体への支援
- 第16条: 農村振興への支援
- 第17条: 継続するEUプログラム: 財政上の支援を行う権限
- 第18条: 保持されたEU法令

第2編: 食料・農業市場

第1章: 食料安全保障

- 第19条: 英国の食料安全保障について議会への報告義務

第2章: 農産物市場への介入

- 第20条: 例外的な市場状況に関連した宣言
- 第21条: 例外的な市場状況: 大臣の権限
- 第22条: 例外的な市場状況や一般的な目的に関連して保持されたいくつかのEU法令に係る修正

第3編: 農業・食料サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章: データの収集と共有

- 第23条: 農業・食料サプライチェーン: 情報提供の請求
- 第24条: 「農業・食料サプライチェーン」の意味
- 第25条: 情報提供の請求に係る目的の特定
- 第26条: 第23条第1項に基づく請求: 請求案の公表義務
- 第27条: 請求された情報の提供、情報の加工に係る制限
- 第28条: 情報の請求の実施

第2章: サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引

- 第29条: 農産品の購入に係る公平な取引義務

第3章: 生産者組織

- 第30条: 生産者組織・部門間(inter-branch)組織など: 認定申請
- 第31条: 認定組織: 競争の免除その他の規定
- 第32条: 第30条及び第31条に基づく規則

第4編: 農業や農村に関する事項

第33条: 肥料

第34条: 動物の個体識別、トレーサビリティ

第35条: 赤身肉課徴金: グレートブリテンの課徴金組織間における支払い

第36条: 農業上の貸借

第5編: 農産品

第37条: 販売基準

第38条: 有機産品

第39条: 有機産品: 補足

第40条: 枝肉の分類

第41条: 第37条に基づきワイン部門のために修正を行う権限

第42条: 自由貿易協定に係る報告

第6編: WTO農業協定

第43条: WTO農業協定の遵守を確保するための規則制定に係る権限

第44条: 第43条に基づく規則: 英国内の国内支持に係る規定の制限

第45条: 第43条に基づく規則: 国内支持の分類

※第7編(ウェールズ、北アイルランド)と第8編(一般的・最終規定)は省略

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

5. 財政上の支援:対象となる目的

- 2020年英国農業法は、国務大臣(Secretary of State)が様々な目的に基づき財政的支援を提供する権限を認めている。2020年英国農業法の第1条(1)項で列挙されている財政支援の対象となり得る目的は以下のとおりである。

項	目的	取組の例
第1項		
a	環境を保護または改善する土地や水の管理	■ 清浄な大気や水といった環境上の成果の提供等。 ■ 取組や利益の例:アンモニアの吸収や窒素堆積の影響を受けやすい生息地の保護のための植林へのインセンティブとなる／等
b	農村や農地、森林へのパブリックアクセスや環境理解の改善への支援	■ 土地が持つ環境上の利益の理解の手助けとなる支援等。 ■ 取組や利益の例:林業者が学校の教育的目的による訪問や環境との関わりや学習に資する施設を提供する。アグロエコロジーの情報共有のために農業者に財政上の支援を提供する／等
c	文化または自然遺産を維持・回復・向上させる土地または水の管理	■ 考古学、建築学的、美術史的、伝統的関心上重要なモニュメント、場所、歴史的な場所、景観などを含む。地理的な資産(geographical assets)や文化的遺産を含む。 ■ 取組や利益の例:歴史的な農業建築物、空積みの壁(dry stone walls)、石灰岩の舗装の保全を含む。美や遺産、環境への関与といった社会的利益を有する研究、教育、レクリエーション、観光に貢献する／等
d	気候変動の緩和または適応のための土地や水、または家畜の管理	■ 取組や利益の例:炭素貯蔵やCO2の大気中への排出削減のための泥炭地の回復へのインセンティブとなる／等
e	環境危害(environmental hazards)から防止、抑制、保護するための土地または水の管理	■ 環境に対する、または環境による危険を含む。 ■ 取組や利益の例:土壌の多孔性の向上による洪水リスクの軽減／等

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

項	目的	取組の例
第1項(続き)		
f	家畜の衛生またはウェルフェアの保護または改善	■ 動物の衛生やウェルフェアの向上、風土病の低減、家畜の良好管理や健康の維持のために農業者や獣医師、その他団体への活動支援等。 ■ 取組や利益の例:健康や病気管理スキーム、特定の病気の試験への財政上の支援、健康状態への悪影響の軽減や動物としての生理生態の発現を可能にする用具へのアクセス確保などによるアニマルウェルフェアの強化への参加を促進する／等
g	在来の家畜や馬、またはそれらの動物に関する遺伝資源の保全	■ 取組や利益の例:遺伝資源が持続的に食料生産、または気候変動や新たな病気への適応力を向上させるため、農業者の希少種や在来種の飼育への投資を促進する／等
h	植物の衛生の保護または改善	■ 野生植物種や農業・園芸作物、樹木、低木(bush)を含む。 ■ 取組や利益の例:導入と有害な害虫や病気の拡散リスクを軽減する林業や園芸セクターの取組の支援／等
i	農業、園芸、または林業で栽培または使用されている植物や、その野生種または関連する遺伝資源の保全	■ 取組や利益の例:新たな病気への適用力を向上させる野生植物種の保全や利用の取組への支援とそれによる回復力やバイオセキュリティの強化／等
j	土壌の質の保護または改善	■ 取組や利益の例:土壌のモニタリングや研究など土壌の健全性を向上させるための農業者の意思決定や土壌管理を支援する措置。土壌の健全性を保護・促進する慣行への農業者の投資促進／等

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

項	目的	取組の例
第2項		
a	農業、園芸、林業の開始または生産性向上	■ 生産性向上や環境上の利益をもたらす器機への農業者の投資促進にも利用可能。 ■ 取組や利益の例: 農業者がスラリー(家畜の排せつ物が発酵したもの)のための精密設備の購入が可能になる助成や融資。これにより農業者の肥料使用量やコスト、アンモニア排出量が削減される／等
b	生産者による、または生産者のための付随する活動への支援	■ 農業・園芸・林産品の販売、マーケティング、包装、加工、流通といった付随活動への財政的支援も可能。 ■ 取組や利益の例: 財源は生産者が実施する活動に提供／等

(出所) House of Commons Library, *The Agriculture Act 2020 (Briefing Paper)*, December 3, 2020, pp.19-22.

2. 英国農業政策に関する調査

⑥2020年英国農業法の移行スケジュール／各施策の移行スケジュール

1. 2020年英国農業法の各施策の移行スケジュール

- 2020年英国農業法第8条第1項にて、イングランドの**農業移行期間 (agricultural transition period)**は**2021年から7年間**と規定されている(すなわち、2021年から2028年)。
- 2020年英国農業法第11条は、国務大臣は規則により農業移行期間中にイングランドに関連するCAPの基礎支払スキームに基づく直接支払を段階的に廃止するための規定や関連規定を策定することを認めている。
- ELMの導入及びCAPに基づく直接支払とカントリーサイド・ステュワードシップ (Countryside Stewardship: CS) からの移行スケジュールは下記のとおりである(CSについては「環境土地管理スキーム (ELM) : カントリーサイド・ステュワードシップ (CS)」の項にて後述)。

図表: ELMの導入と直接支払等からの移行スケジュール

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
ELM	ELMスキームの設計									
	ELMのテスト及び試行									
	ELMのパイロット事業									
	ELMスキームの実施						2024年から本格開始			
既存スキームからの移行	直接支払の段階的削減・廃止		2021年から段階的に削減、2027年に廃止							
	カントリーサイド・ステュワードシップからの移行									

(出所) Defra, *Environmental Land Management Policy discussion document*, February 2020, p.38に基づきMURC作成。

2. 英国農業政策に関する調査

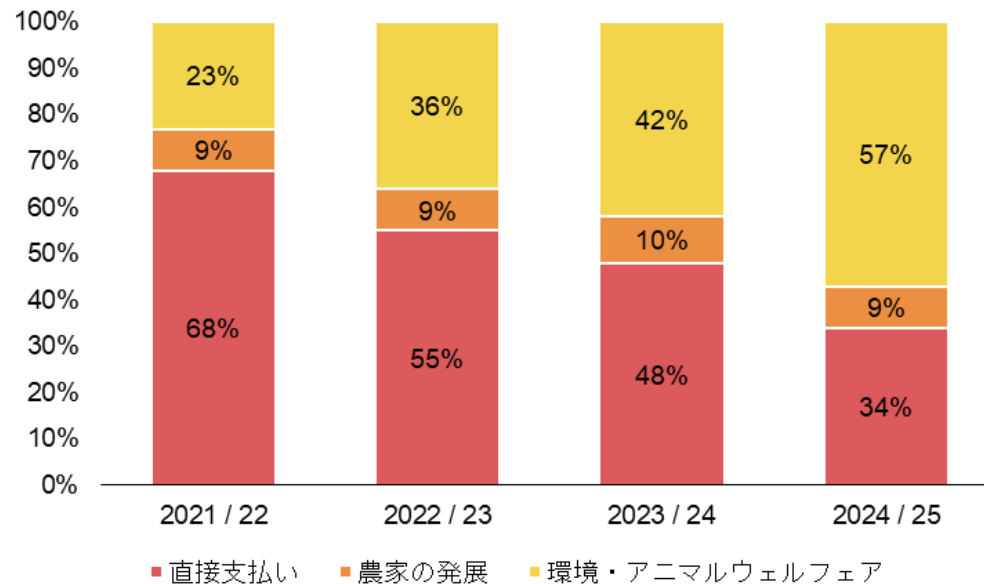
⑥2020年英国農業法の移行スケジュール／移行期における政策部門別の予算割合

2. 2020年英国農業法の移行期における政策部門別の予算割合

- イングランドの新たな農業政策体系を「環境及びアニマルウェルフェアの成果創出に係る支払い」、「農業の更なる発展に向けた支払い」、「直接支払」の3つに分類した場合における各政策の予算割合の推移は下記のとおりである。
- 前述のとおり、**直接支払は2021年から段階的に削減**されることになっており、対して「**環境及びアニマルウェルフェアの成果創出に係る支払い**」が**増加する**見込みである。生産性向上のための投資促進や研究開発、新規就農促進等に関する「農業の更なる発展に向けた支払い」の予算割合は継続的に10%程度確保される見通しである。

（出所） 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、10頁。

図表：政策部門別の予算割合の推移



（出所）Defra, "The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020," p.26.

2. 英国農業政策に関する調査

⑦直接支払の削減・廃止(2020年英国農業法)

1. 直接支払の削減の方法¹

- 2021年から開始される直接支払の削減は、累進的な方法によって行われる。
- 下記の図表は、支払いバンド別の直接支払削減率を示している。2021年に40,000ポンドの直接支払受給権を有する場合、30,000ポンド分については5%の削減率が適用され、次の10,000ポンド分については10%の削減率が適用されるという考え方である。従って、40,000ポンドの受給権を持つ農業者の2021年の直接支払受給額は、37,500ポンドとなる。

$$30,000 \times 0.05 + 10,000 \times 0.1 = 28,500 + 9,000 = 37,500 \text{ポンド (2021年の受給額)}$$

2. 土地面積からの支払いの切り離し²

- これまで直接支払の支払額は土地面積に応じて算定されてきた。
- 2024年にはこの仕組みを止め、支払額の算定を土地面積から切り離す(delink)する予定となっている。
- 切り離し後は、今後設定される参照期間(reference period)中のデータに基づいて支払額が算定され、この算定額に対して累進的な削減率が適用されることになっている。
- 土地面積と支払いが切り離されるため、切り離し後の支払いを受給するうえで土地の所有は必ずしも必要ではなくなる。この方法により直接支払いからの移行がより簡潔になると見込まれている。

3. 離農による一括支払い³

- 離農を希望する者に対して、2022年に一括の離農支払い(lump sum exit payments)を行うことが予定されている。
- これは、離農希望者が2028年までに残存する移行期間中に受領する資格のある直接支払の金額について、毎年の支払いに代わり一括で支払を受領することができる仕組みである。

図表: 支払いバンド別の直接支払削減率

支払いバンド (payment band)	2021	2022	2023	2024
~30,000ポンド	5%	20%	35%	50%
30,000ポンド~50,000ポンド	10%	25%	40%	55%
50,000ポンド~150,000ポンド	20%	35%	50%	65%
15万ポンド超	25%	40%	55%	70%
累積削減額(削減された金額は 農業者のための他のプログラム に回される)	169百万 ~179百 万ポンド	427百万 ~447百 万ポンド	703百万 ~733百 万ポンド	970百万 ~1,010 百万ポ ンド

(出所) Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020, p.63.

(出所) 1) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開—農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて—」2021年、10頁; Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020, p.63.

2) 同上、11頁; Ibid., pp. 63-64.

3) 同上、11頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

1. 環境土地管理スキームの概要

- 環境土地管理スキーム(Environmental Land Management scheme: ELM)は、英国の25か年環境計画(25 Year Environment Plan)と2050年までに排出量ネットゼロ公約の達成を目指しつつ、農村経済を支援することを意図した政策である。
- ELMはCAPに代わる農業者に対する財政的支援であり、DefraはELMを通じて農業者が公共財(public goods)を生み出し、環境に多大な貢献をすることを支援としている¹。
- ELMに関連するスキームは2021年から2024年にかけてパイロット事業が実施され、2024年より本格導入となる予定である。
- ELMは、「持続可能な農業インセンティブ(Sustainable farming incentive: SFI)」、「地方の自然の回復(Local nature recovery)」、「景観回復(Landscape recovery)」の3つのスキームによって構成されている(各スキームの概要は次ページ参照)。なお、地方の自然の回復は、2023年1月にカントリーサイド・スチュワードシップ・プラス(Countryside Stewardship Plus)になることが公表されている。
- 持続可能な農業インセンティブは「誰もが参加できるスキーム(universal scheme)」という位置づけであり、それまで農業環境スキームに参加してこなかった農業者にとっても魅力があつて複雑でないものにすることが目指されている²。一方で、地方の自然の回復と景観回復の支払いを得るためには競争要素が含まれさらに高い取組みの水準が求められる。
- ELMのもと、農業者や土地管理者は以下のような環境に貢献する取組をすることで支払を受けることができる。
 - 清潔で豊富な水
 - きれいな空気
 - 植物と野生生物の繁栄
 - 環境ハザードからの保護
 - 気候変動の緩和と適応
 - 美しさ、遺産、環境への取組

(出所)

1. 以下の内容は次の資料に基づいている。House of Lords Library, “Environmental land management: Recent changes to the sustainable farming incentive and countryside stewardship schemes,” January 18, 2024, https://lordslibrary.parliament.uk/environmental-land-management-recent-changes-to-the-sustainable-farming-incentive-and-countryside-stewardship-schemes/?_cf_chl_f_tk=6CfZZG5c_OzuCIKWrpPJiz7O.XsaMuTXUm0ReeQZxo-1706882299-0-gaNycGzNEdA#ref-16.
2. House of Commons Library, “Farm funding: Implementing new approaches,” p.35, March 15, 2023; Defra, “Supporting the tenanted sector in England,” January 8, 2024, <https://defrafarming.blog.gov.uk/2024/01/08/supporting-tenant-farmers-in-england/>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

図表：ELMの各スキームの概要

スキーム	概要
持続可能な農業インセンティブ (Sustainable Farming Incentive: SFI)	■ 食料生産とともに自然環境を保護・増進することができる持続的な農業慣行を採用・維持することを目的とした農業者への支払い。(家畜の健康やウェルフェアの向上、投入物使用の最適化、自然資源のより良い活用を含む。
農村自然回復 (Local Nature Recovery)	■ 特定の場所や機能、生息地に関連する目的を絞った行動への支払い。 ■ カントリーサイド・ステュワードシップ(Countryside Stewardship: CS)のよいところを残し、より多くの農業者にとって魅力的なものにするために新たな要素を追加することを予定。 ■ 2024年末以降、CSからの円滑な移行を予定。
景観回復 (Landscape Recovery)	■ 自然環境を増進するため、オーダーメイドの長期的大規模プロジェクトに費用を支払う。

(出所) Defra, “[Environmental Land Management \(ELM\) update: how government will pay for land-based environment and climate goods and services](#),” June 21, 2023に基づきMURC作成。

2. 環境土地管理スキームの実施状況・評価

■ 英国政府がELMの運用を試験的を開始して以来、その複雑性や不確実性が批判されてきた。主な批判は以下のとおりである¹。

①スキームの不確実性

- 2022年1月には、下院決算委員会(House of Commons Public Accounts Committee)が公表した報告書の中で、政府はELMがどのように機能するのか詳細を示しておらず農業者はスキームを利用するための事業計画を立てられないと批判されている。また、ELMがどのように農業者の生産性や環境上の恩恵をもたらすのか十分に明確にしていけないとも批判されており、英国政府は批判を受けてさらなる情報提供をする意向を示したが、2023年11月に公表された下院環境監査委員会(House of Commons Environmental Audit Committee)での報告書でもELMが機能するのか依然として不確かであると指摘がなされている。

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

2. 環境土地管理スキームの実施状況・評価(続き)

② 不十分な支払い

- 英国ファーマーズ・ユニオン(National Farmers Union)は、高地農家(upland farmers)が持続可能な農業インセンティブとカントリーサイド・ステewardシップによって得た支払い額はCAPの直接支払よりも37%少なくなっており、高地農家はELMへの移行によって所得の減少に直面していると批判した。
- 2024年1月にDefraより農業移行計画の更新が公表された。ELMIに関する主な変更点は以下のとおりである。
- SFI及びカントリーサイド・ステewardシップの支払いを全体で平均して10%増額する。既存の合意には自動的に適用
 - SFIとカントリーサイド・ステewardシップの中度事業(mid tier)に同時に申請できるようにするため、単一申請プロセスを導入
 - 既存の環境資産を維持する農業者の行動にさらなる支援を提供(草地や湿地及び低木林の維持等)
 - 優先度の高い行動に対する追加支払いの導入
 - ELMに約50の新たな環境行動を導入

(出所)。House of Lords Library, "Environmental land management: Recent changes to the sustainable farming incentive and countryside stewardship schemes," January 18, 2024, https://lordslibrary.parliament.uk/environmental-land-management-recent-changes-to-the-sustainable-farming-incentive-and-countryside-stewardship-schemes/?__cf_chl_f_tk=6CfZZG5c_OzuClKWrpPJiz7O.XsaMuTXUm0ReeQZxo-1706882299-0-gaNycGzNEdA#ref-16.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

3. 持続可能な農業インセンティブ(SFI)

(1) 支払い対象となる行動と支払い額

- SFI合意の継続期間は3年間。毎年、行動や対象の土地を増やすことができる。
- 年間支払い額は、SFI行動の対象となる土地の面積や生垣の長さによって決まる。
- 支払いは四半期ごとの分割払いである。
- 支払い対象となる行動と年間支払い額は下記のとおり。

(出所) Defra, *Sustainable Farming Incentive (SFI) Handbook for the SFI 2023 offer*, 2023, p.11.

図表：2023年のSFIの行動と年間支払い額

行動		コード	年間支払い額
土壌のための行動 (Actions for soils)	土壌評価、土壌の有機物質のテスト、及び土壌管理計画の作成	SAM 1	ヘクタール当たり5.80ポンド 合意ごとに95ポンドの追加支払い
	多用な種の冬被覆作物	SAM 2	ヘクタール当たり129ポンド
	草本の草地	SAM 3	ヘクタール当たり382ポンド
荒地のための行動 (Actions for moorland)	荒地の評価と書面による記録の作成	MOR 1	ヘクタール当たり10.30ポンド 合意ごとに265ポンドの追加支払い
生垣のための行動(※) (Actions for hedgerows)	生垣の状態の評価と記録	HRW 1	100メートル当たり3ポンド(片側)
	生垣の管理	HRW 2	100メートル当たり10ポンド(片側)
	生垣の樹木の維持または定着	HRW 3	100メートル当たり10ポンド(両側)

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

	行動	コード	年間支払い額
総合的病害虫・雑草管理のための行動(※) (Actions for Integrated pest management)	総合的病害虫・雑草管理(IPM)の評価と計画の作成 (本行動はSFI合意に適用されるものであり、特定の土地面積を対象とするものではない)	IPM 1	年間989ポンド
	花が豊かな草によるへり、区画、耕地内の細長い一片の土地(in-field strips)	IPM 2	ヘクタール当たり673ポンド
	耕地及び園芸農地における随伴作物	IPM 3	ヘクタール当たり55ポンド
	農業作物及び永年作物への殺虫剤の不使用	IPM 4	ヘクタール当たり45ポンド
栄養管理のための行動(※) (Actions for nutrient management)	栄養管理の評価及びレビュー報告書の作成	NUM 1	年間589ポンド
	改善された草地における野菜	NUM 2	ヘクタール当たり102ポンド
	野菜の休閑地	NUM 3	ヘクタール当たり593ポンド
耕地及び園芸農地における農地の野生生物のための行動(※) (Actions for farmland wildlife on arable and horticultural land)	花粉と蜜の花の混合	AHL 1	ヘクタール当たり614ポンド
	耕地及び園芸農地における冬の鳥のエサ	AHL 2	ヘクタール当たり732ポンド
	草原の角地及び区画	AHL 3	ヘクタール当たり590ポンド
改善された草地における農地の野生生物のための行動(※) (Actions for farmland wildlife on Improved grassland)	改善された草原の角地または区画を管理から外す	IGL 1	ヘクタール当たり333ポンド
	改善された草原における冬の鳥のエサ	IGL 2	ヘクタール当たり474ポンド

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

行動		コード	年間支払い額
緩衝地帯のための行動 (Actions for buffer strips)	改善された耕地及び園芸農地における4メートルから12メートルの草地による緩衝地帯	AHL 4	ヘクタール当たり451ポンド
	改善された草原における4メートルから12メートルの草地による緩衝地帯	IGL 3	ヘクタール当たり235ポンド
低い投入物の草地のための行動 (※) (Actions for low Input grassland)	非常に低い栄養投入物を伴う草地の管理(極度に条件が不利な地域(Severely Disadvantaged Areas: SDAs)を除く)	LIG 1	ヘクタール当たり151ポンド
	非常に低い栄養投入物を伴う草地の管理(SDAs)	LIG 2	ヘクタール当たり151ポンド
追加的な支払い	共用地の追加支払い(共用地について2人以上がSFIに申請した場合)	—	ヘクタール当たり6.15ポンド
	SFI管理支払い(関連するSFI行動に加入する最初の50ヘクタールが上限、単一事業確認者(Single Business Identifier: SBI)ごと)	—	ヘクタール当たり20ポンド

(※)2023年に新たに追加された行動。

(出所)Defra, "Sustainable Farming Incentive (SFI) Handbook for the SFI 2023 offer," 2023, pp.9-10.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／年次衛生福祉点検

(2) 年次衛生福祉点検の目的

- **年次衛生福祉点検(annual health and welfare review)**はSFIの一部であり、家畜農家が獣医または獣医によって選ばれたチームが農場を訪問し、加入資格のある家畜の健康とウェルフェアのレビューを実施するための支払いを受けることができる仕組みである。
- このレビューは**監査やコンプライアンスを目的としたものではない**。牛ウイルス性下痢(BVD)や豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)、ヒツジの寄生虫といった風土病の低減、家畜のウェルフェア向上、生産性向上、家畜用医薬品やワクチンの適切な使用などに寄与することが目的である。

(3) 年次衛生福祉点検の対象農家

- 支払いを受けるには家畜ごとに**頭数の要件**が定められており、受給農家は下記のうち1つの要件を満たす必要がある。
- 支払いは家畜の種類ごとに行われる(1頭ごとではない)。
- 支払いは、風土病若しくは状態のテストのコストを補填するものである。支払い額は、テストに要する時間や分析に要するコストに基づいているため、家畜ごとに金額が異なる。
- Defraはレビュー結果の報告書を見せるよう要求することはないが、支払いを受けるためには、レビューが実施された証明として農業者はレビューのサマリーを農村地域支出庁(Rural Payment Agency: RPA)に提出しなければならない場合がある。

図表：年次衛生福祉点検の加入要件と支払い額

家畜	頭数要件	支払い額
肉牛	11頭以上	522ポンド
乳牛	11頭以上	372ポンド
羊	21頭以上	436ポンド
豚	51頭以上	684ポンド

(出所) GOV.UK, "SFI annual health and welfare review," March 30, 2022, <https://www.gov.uk/guidance/sfi-annual-health-and-welfare-review>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／年次衛生福祉点検

(4) 年次衛生福祉点検の内容

- レビューは柔軟性があり農業者と獣医師が見るべき健康とウェルフェアについて優先順位を決めることができるが、レビューには必須となる家畜のテストを含めなければならない、獣医師が結果をもとに家畜の健康とウェルフェアの向上に資する行動を提案する。
- レビューの必須事項
 - 推奨基準(乳牛及び肉牛のBVD、羊の寄生虫、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS))に準拠した家畜種の風土病または状態の検査
 - 家畜の健康とウェルフェアに関する獣医師の助言(跛行、ボディコンディショニング、モビリティスコアリングなどの問題を含む)
 - 家畜の健康とウェルフェアを改善するための合意された推奨事項と行動とともに、獣医によって作成された書面による報告書とその要約
 - Defra及びRPAとの情報の共有
- レビューのオプション事項
 - バイオセキュリティ対策のチェックと改善のためのアドバイス
 - 抗生物質や予防接種など、農場で使用されている薬に関する推奨事項

(出所) GOV.UK, "SFI annual health and welfare review," March 30, 2022, <https://www.gov.uk/guidance/sfi-annual-health-and-welfare-review>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)

1. カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)の概要

- カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)は、農業者や林業家、土地管理者が環境を保護・改善するための財政的なインセンティブを提供する仕組みであり、以下に挙げる自然環境の保護と改善を目的としている。
 - 生物多様性の増加
 - 生息地の改善
 - 森林地帯の拡大
 - 水質改善
 - 大気質の改善
 - 自然を活かした洪水管理(NFM)
- CSは以下の8つの助成によって構成されている。
 - ① 資本助成(Capital Grants)：中度事業(Mid Tier)の一つ。4つのグループ(境界・樹木・果樹園、水質、大気質、自然を活かした洪水管理)における環境上の利益を達成するための助成。合意期間は3年間。
 - ② 高度事業資本助成(Higher Tier Capital Grants)：助成の一部は高度事業に位置付けられる。3年間に合意に基づき既存の高度事業と同等の追加的な環境上の利益を達成するための助成。
 - ③ 保護・インフラ助成(Protection and Infrastructure grants)：森林地帯の管理の向上支援とビーバーの行動による影響の管理のための助成。
 - ④ 森林地帯管理計画(Woodland Management Plan: WMP)助成：10年間の森林地帯管理計画を作成するための1回限りの助成。助成を受けるためには英国の林業基準(UK Forestry Standard: UKFS)を完全に遵守しなければならない。
 - ⑤ 森林地帯樹木健康(Woodland Tree Health: WTH)助成：樹木の健康上の被害発生後、森林地帯を回復または改善するための支援。
 - ⑥ 実施計画(PA1)と実現可能性調査(PA2)助成：より複雑な合意やプロジェクトのための資金を提供。
 - ⑦ 高度事業(Higher Tier)：高度事業は、環境上最も重要な地点(共有地や森林地帯など)における複数年の管理オプションと助成である。
 - ⑧ 中度事業と野生生物提供(Mid Tier and Wildlife Offers)：野生生物の多様性や水質、大気質、自然を活かした洪水管理を向上のため、複数年の管理助成と資金助成による自然環境の保護と増進。

(出所) Gov.UK, "Countryside Stewardship: get funding to protect and improve the land you manage (Guidance), <https://www.gov.uk/guidance/countryside-stewardship-get-funding-to-protect-and-improve-the-land-you-manage>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)

2. カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)の例

- カントリーサイド・スチュワードシップの「grant finder (CSの助成スキームの内容や申請資格の有無等を確認できる英国政府のウェブページ)」で確認すると、2024年2月現在で260のプログラムが存在する。
- 後述のとおり英国の環境政策の下で農業は、野生生物の生息地の維持・回復や保護地域良好状態の改善、水質改善などの目標達成への貢献が期待されている。一例として、上記「grant finder」で「受粉媒介者と野生生物(Pollinators and wildlife)」を選択すると24のプログラムを見つけることができる。

WT2: 耕地の畑の池や溝の緩衝化 (Buffering in-field ponds and ditches on arable land)

AB1: 蜜花の混合 (Nectar flower mix)

AB4: ヒバリの区画 (Skylark plots)

AB3: カブトムシの土盛り (Beetle banks)

AB5: タゲリの巣の区画

AB6: 越冬株の改善 (Enhanced overwinter stubble)

AB8: 花が豊かなへりと区画 (Flower-rich margins and plots)

AB7: ホール・クロップ穀物 (Whole crop cereals)

AB9: 冬鳥のエサ (Winter bird food)

AB11: 耕地植物の栽培地 (Cultivated areas for arable plants)

AB12: 農地鳥のための補助的な冬期給餌 (Supplementary winter feeding for farmland birds)

AB16: 秋播バンプルバード混合 (Autumn sown bumblebird mix)

GS3: 鳥類の冬期のエサになるライグラスの種子セット (Ryegrass seed-set as winter food for birds)

GS17: 緩やかな牧草地の補完 (Lenient grazing supplement)

BE3: 生垣の管理 (Management of hedgerows)

WB3: 大型野生生物用の区画 (Large wildlife box)

WB2: 中型野生生物用の区画 (Medium wildlife box)

WB1: 小型野生生物用の区画 (Small wildlife box)

GS4: マメ科植物とハーブに富む草本 (Legume and herb-rich swards)

GS2: 投入物が非常に少ない永年草地 (Permanent grassland with very low inputs)

GS1: 小区画を管理から外す (Take small areas out of management)

WT1: 改善された草地における圃場内の池と側溝の緩衝化 (Buffering in-field ponds and ditches in improved grassland)

AB2: 基礎的な越冬刈り株 (Basic overwinter stubble)

AB15: 2年播種マメ科牧草 (Two year sown legume fallow)

(出所) Rural Payment Agency and Natural England, "Countryside Stewardship grant finder,"
<https://www.gov.uk/countryside-stewardship-grants?>

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

1. 景観回復の概要

- 景観回復(Landscape Recovery)はELMを構成する3つのスキームのうちの1つである。重要な生息地の回復や英国の環境目標の達成にとって不可欠な土地利用の変化をもたらすことを目的とした長期的な取組を支援する新たなスキームである。景観回復のパイロット事業は少なくとも2回(2022年と2023年でそれぞれ募集)行われる予定である。
- SFIやCSがすでにあるメニューから行動を選択するのに対し、景観回復は応募する農業者等がオーダーメイドで設計する点が特徴である。
- 公的な資金提供も長期が想定されている(例えば、20年以上)。
- 第1回パイロット事業
 - 15個のパイロット事業を採択する予定(実際は質の高い応募が多く22件が採択された。採択プロジェクトは次頁参照)。
 - 第1回目事業では以下の2つのテーマを重視。
 - － イングランドの絶滅危惧種の回復と修復: 優先順位の高い生息地や生息地の質、種の豊富さの回復
 - － イングランドの小川と河川の修復: 水質や生物多様性の向上や気候変動への適応が目指され、水域や河川、氾濫原をより自然な状態に修復し、栄養汚染を減らし、水生生物の種に利益をもたらし、洪水の緩和と気候変動に対する強靱性を向上させる事業を実施
 - 期待される成果
 - － 少なくとも10,000ヘクタール(1ヘクタール=10,000平方メートル)の生息地の修復
 - － 少なくとも年間25~50キロトンの二酸化炭素排出の軽減(12,000~25,000台の車をなくすことに相当)
 - － イングランドで最も重要な種の45~57%の状態の改善(重要種: ダイシャクシギ、ツマグロヒヨウモン、ニワカナヘビなど)
 - 応募資格
 - － 500から5,000ヘクタール規模のプロジェクトを実施できる個人または団体
 - － 土地は農業や林業など他の用途で管理・使用されている否かは問わない
 - － 既存の農業環境スキームに参加している土地であるか否かは問わない(ただし、既存のスキームのうち互換性のないものは除く)
 - － 第1回目募集では、500~5,000ヘクタールの15プロジェクトを上記の2つのテーマでほぼ均等にすることを想定。
 - 選考基準
 - － 長期性、環境上の恩恵(種の回復、河川の修復等)、二酸化炭素排出と気候への強靱性、社会的インパクト(市民のアクセス、コミュニティの関与等)、プロジェクトのリーダーシップと提供、コスト)

(出所) Defra, "Landscape Recovery: round one (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work>; Defra, "Landscape Recovery: round two (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-round-2>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

- 2022年夏に第1回目募集分のプロジェクト22件で採択された(応募数は51件)。
- 採択後2年間、開発助成金として1,200万ポンドの一定割合を採択された農業者等で分け合う。
- 採択プロジェクトの面積を合計すると40,000ヘクタール以上となり、700キロ以上の河川の修復と少なくとも263種の生物の生息地を保護・提供するとされる。
- 採択されたプロジェクトは下記のとおり。

1. Adapting the Levels
2. Adur River Restoration project
3. Boothby Wildland project
4. Breckland Farmers Wildlife Network project
5. Darent Valley
6. East Dartmoor
7. Eelscapes: restoring the Severn Vale's wetland mosaics
8. Greater Frampton Vision
9. Holnicote River Corridors
10. Killerton Three Rivers Landscape Recovery project
11. Lake District Eastern Fells
12. Leven Carrs wetland project
13. North East Cotswolds Farmer Cluster project
14. North Norfolk: Wilder, Wetter, Better for Nature
15. The Axe Landscape Partnership
16. The Enfield Chase Restoration project
17. The South Pennines Park – Nature's Holme Landscape Recovery
18. The Three Dales project
19. Upper Duddon Landscape Recovery
20. WaLOR (Waveney and Little Ouse Headwaters) project
21. Wareham Arc
22. Wigan Greenheart

採択プロジェクトの例

Adapting the Levels

- Adapting the Levelsは、気候に脆弱なサマセットレベル(Somerset's Levels & Moors)に湿地の生息地を創出することを目的としたプロジェクトである。
- このプロジェクトは、自然を回復させることによって、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応、農業者と周辺コミュニティの長期的な良好状態(well-being)の支援といった様々な利益をいかにもたらすかを検証することが目指されている。

(出所) Somerset Wildlife Trust, <https://www.somersetwildlife.org/>; "New funding for farmers to protect and restore hectares of English landscape," Glastonbury Nub News, May 19, 2023, <https://glastonbury.nub.news/news/local-news/new-funding-for-farmers-to-protect-and-restore-hectares-of-english-landscape-184761>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

■ 第2回パイロット事業

- 2023年9月21日までが応募期間。
- 第2回目ではネットゼロや保護サイト(protected sites)、野生生物が豊富な生息地に重点が置かれる。

(出所) Defra, "Landscape Recovery: round two (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-round-2>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

1. 食料安全保障に関する報告

■ 2020年英国農業法第19条は、国務大臣は英国の食料安全保障について、少なくとも3年に1回議会に報告するよう規定している。

■ 報告には統計データの分析を含めることや特に以下の5つの事項について扱うこととされている¹。

- グローバルな食料入手可能性(世界的な需要と供給の問題やトレンド、リスク、及びそれが英国の食料供給に与える影響)
- 食料の供給源(英国内外の主要な食料供給)
- サプライチェーンの強靱性(食料サプライチェーンの基礎となる物理的、経済的、人的インフラとサプライチェーンの脆弱性)
- 食料に対する家計支出(食料の利用可能性やアクセス)
- 食の安全と消費者の食料に対する信頼性(食料に関する犯罪や安全性の問題)

■ 第19条に基づき、2021年12月に「2021年英国食料安全保障報告([UK Food Security Report 2021](#))」が公表された。

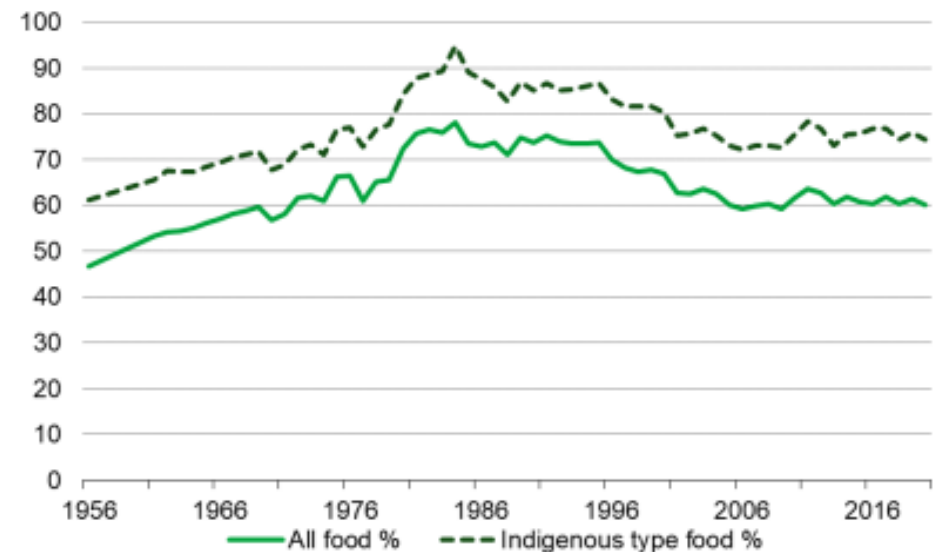
■ 食料安全保障については2009年にも「食料安全保障評価([UK Food Security Assessment](#))」(2010年に更新版)が公表されている。2021年英国食料安全保障報告はそれ以降で初の食料安全保障に関する包括的な報告である。

■ 報告では上記の5つの事項について重要メッセージ(key messages)が整理されており、次頁で紹介する。

1. 各事項の内容については、Defra, “UK Food Security Report 2021,” p.6を参照。

図表: 英国の食料自給率の推移(単位: %)

	2018	2019	2020
食料全体	60%	61%	60%
英国で生産可能な食料 (indigenous type food)	74%	76%	74%



(出所) Defra, “Agriculture in the United Kingdom 2020,” p.145, 148.

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

図表：2021年英国食料安全保障報告における重要メッセージ

項目	重要メッセージの内容
グローバルな食料入手可能性	■ グローバルな食料供給と入手可能性は<u>2010年以降改善</u>しており、英国の<u>食料安全保障全体にとってよい兆候</u>。 ■ 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)のパンデミックは国を越えるサプライチェーンに<u>一部混乱</u>を生じさせたが、<u>モノのグローバルな貿易は回復と長期的な継続</u>が見込まれる。 ■ 農業生産の拡大は農地の拡大や家畜頭数の拡大よりもむしろ、<u>穀物生産の収量増と食肉・乳製品生産の効率性の改善</u>によってもたらされると予測されている。 ■ 気候変動や気候の可変性、農地拡大による生物多様性の喪失、水産資源や水資源を含む<u>自然資本の資源の過剰利用</u>といった要素は<u>グローバルな食料生産の安定性や長期的な持続性を損なう</u>。<u>世界の低栄養と肥満</u>に関するデータは、英国を含むグローバルな食料生産が<u>人口の栄養の必要要件を平等に満たしていないこと</u>を示しているかもしれない。
食料の供給源	■ 英国は、通年における<u>多くの商品について消費者の需要を満たす多角的で長年にわたる貿易のつながりを構築</u>している。貿易相手国はEU加盟国が多くを占めており、EUからの<u>離脱が貿易に与える影響を判断するのは時期尚早</u>。 ■ <u>国内生産は安定</u>し、収量や消費者の需要は輸出入によって変動を伴っている。<u>食品廃棄は依然として多いものの、農業生産と食品製造の効率性は向上</u>しており、<u>消費者の需要を満たす方向</u>に向いている。 ■ 英国の国内生産の<u>中長期的なリスクは、気候変動や他の環境上の圧力(土壌劣化、水質や生物多様性)に起因</u>する。小麦生産は2020年に40%減少したが、これは生育期における大雨や干ばつによるものだった。2021年には回復したが、このことは不確かな天候が将来の生産に影響を与えることを示している。

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

項目	重要メッセージの内容
サプライチェーンの強靱性	■ 英国は食料サプライチェーンへの打撃への強靱性がある。民間事業者の供給システムは問題対応において適応性と柔軟性を備えている。政府はリスクを監視し、新たな課題やサプライチェーンの維持のために産業界と協力している。 ■ サプライチェーンへの顕著なリスクは、エネルギー、輸送、イングランドとスコットランドの国境(borders)、労働、重要な投入物(化学薬品、添加物、原料)、データコミュニケーションへの依存から起因する。英国のビジネスへのサイバー攻撃の脅威も増している。 ■ 飲食分野のエネルギー依存はエネルギー効率性の向上によりわずかに低下しているが、農業分野におけるエネルギー依存は過去20年間でほぼ一定である。 ■ EUと非EUからの食品輸入は複数の港を入口としており、単一の港が大多数のシェアを占める状況にはない。ただし、英国のケントとフランス北部のショートストレイト(Short Strait)への依存度が高い食品がある(青果物輸入の62%、食肉輸入の42%、乳製品輸入の41%が利用)。(英国東岸における高潮等で)複数の港で物流が同時に途絶することが唯一英国の食料供給に重大な影響を与える深刻な事態である。 ■ 適切なスキル水準にある十分な労働力の確保が農業と食料分野での課題である。Covid-19による欠勤といった短期的な課題や農業食料分野の人手不足を埋め合わせるといった長期的課題が存在する。 ■ Covid-19を含む近年の圧迫の多くが英国の食品サプライチェーンに影響を与えてきた。一方で、産業界主導の対応や政府の支援を通じて、食料サプライチェーンの継続性を維持する緩和策を適用するといったサプライチェーンの強靱性も示されている。
食料に対する家計支出	■ 2019年から2020年の会計年度において、92%の世帯が食料が確保されていたと評価している。 ■ 過去10年間、食料と非アルコール飲料は平均して他のモノやサービスと比べて安価になった。しかし、入手可能性は世帯支出全体から認識される必要があり、住宅や移動が平均的な英国の世帯支出の最大の割合を占めており、両方の割合が過去10年間で増加している。 ■ イングランドの食料品店へのアクセスはほとんどにおいて十分であり、全地域の人口の少なくとも84%が公共交通機関または徒歩で15分以内で店に到達することができる。

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

項目	重要メッセージの内容
食の安全と消費者の食料に対する信頼性	■ アニマルウェルフェアや環境問題、栄養、食料製造方法への懸念について、英国の<u>消費者の多数は食品が安全で適切に表示されていると信じている</u>。 ■ <u>食の安全性の規制を食品業界は非常に遵守</u>しており、過去6年間で英国構成国4か国でわずかに向上している。 ■ 食品由来の胃腸疾患を引き起こす病原体や食品媒体疾患の監視データのトレンドに関する試験所の報告は、2015年から2019年で比較的一定である。 ■ 食の安全のインシデント報告は2010年以降増えているが、これはリスクの増大というよりは<u>発見の改善や高水準の報告</u>によるものである。

(出所) Defra, "UK Food Security Report 2021," p.11, 82, 149-150, 207, 245をもとにMURC作成。

2. 英国農業政策に関する調査

⑩ 例外的な市場状況への対応(2020年英国農業法)

1. 2020年英国農業法における例外的な市場状況への対応に関する規定

- 2020年英国農業法では不測の事態により例外的な市場状況(exceptional market conditions)が発生した際には、宣言をして必要な支援を行うことが規定されている。
- 国務大臣は以下の場合に宣言を出すことができる(第20条)。
 - 農業市場が著しい混乱(severe turbulence)にある、またはそのおそれがある。
 - 1つまたは複数の農産物で達成可能な価格の観点から、市場の混乱がイングランドの農業者に重大な悪影響をもたらす、またはそのおそれがある。
- 国務大臣は宣言下で以下の支援措置を行うことができる(第21条)。
 - 例外的な市場状況によって農業者の収入に悪影響が生じている、または生じるおそれがある際に、イングランドの農業者に対する財政的な支援。財政的支援には、助成、融資、信用保証等がある。
 - 市場介入や民間備蓄メカニズムへの援助など、引き続き有効なEU規則のもとでの利用可能な権限の行使。

2. 英国農業政策に関する調査

⑪ サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引(2020年英国農業法)

1. 2020年英国農業法におけるサプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引に関する規定

- 2020年英国農業法第29条では農産物の購入者の公正取引(fair dealing)の義務について規定されている。
- 英国議会の「農業法: 注釈(Agriculture Bill: Explanatory Notes)」によると、英国の**農業者は小規模な個人事業**であり、**生産者間に強いつながりがない**。他方のサプライチェーンの下流に位置する**加工業者や流通業者、小売業者は各市場の多くのシェア**を占めており、この**不均衡な関係によって農業者が不公正な取引慣行に対して脆弱な立場**に置かれていると指摘されている¹。農業者にとって有害な条件を含む契約関係であったとしても、農業者は代替策を持たず法的な保護も受けられない。
なお、英国では食料雑貨品小売業者とそのサプライヤーの間の取引慣行を規制するため、2010年2月に「食料雑貨品供給に関する行動規範(Groceries Supply Code of Practice)」が施行され、規約の運用を監督する機関として「食料雑貨品規約仲裁者(Groceries Code Adjudicator: GCA)」が設立された²。
上記注釈によるとGCAにより大規模な小売業者と直接的な取引関係にあるサプライヤーとの取引慣行は改善したとされるが、**農業者は小売業者と直接取引をすることは少ないため**、GCAによる保護の対象とはならず**不公正な取引慣行にさらされたまま**になっている。
こうした背景を踏まえ、農業法により国務大臣に公正な取引慣行を促進する権限を与えることとなった。
- 同上(6)は、契約に関連して以下の義務を課すことができる。
 - a. 書面契約の締結義務
 - b. 特定の事項に関する契約条件を含める、または含めない義務
 - c. 特定の事項に関する条件が契約に含まれている場合における、その条件によって設けられた条項に関する義務、及びその条件によって設けられた条項に関する特定の原則や慣行を遵守するための義務
- 上記のb 及びc に関する特定の事項には以下のものがある(第29条(7))
 - 購入される商品の量と品質
 - 商品の提供方法(配送のタイミングを含む)
 - 価格メカニズム(調整、割増、控除を含む)
 - 支払い方法(支払いのタイミングや方法を含む)
 - 加工、マーケティング、広告の費用
 - 契約取引の独占性(exclusivity of contractual dealing)
 - 当事者間の情報提供
 - 契約の変更(変更及び遡及的に変更の通知期間を含む)
 - 契約の期間と終了

(出所)

1. Agriculture Bill: Explanatory Notes, pp.29-30.
2. 芦川 直子「イギリス」公正取引委員会『諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析』36頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑪ サプライチェーンにおける農産品の生産者その他の者の公平な取引(2020年英国農業法)

2. 公平な取引に関する具体的なあり方に関する検討状況

- 書面契約の義務化や特定の契約記載事項を含めることの義務について、量や価格メカニズム、契約期間等の事項を記載した書面契約を締結するという規約を策定することができる。規約策定は品目ごとに検討されることになっており、まずは乳製品について公正取引の義務のあり方について具体的な規約策定の検討が行われているとされる。
- 乳製品の規約策定においては、価格メカニズムが大きな課題になっているとされ、価格を決める方式として、①固定価格、②変動価格、③その2つの組み合わせ、④価格を固定するが、何らかの指標に変化があった際に調整する、という4つオプションが示されている。
- 乳製品の次は、豚肉について検討する見込みとされる。

(出所) 安藤光義・杉中淳・新山陽子・小嶋大造「日常における食料安全保障の実現をめざして—フランス、イギリスからの示唆を日本にどう活かすか—」『農業と経済』2023年冬号、27-28頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑫農業政策の支出状況

1. 2022年4月から2023年3月までの支出状況

- 農業移行期間においては、年間で平均して24億ポンドの支出を行うこととされている。2022年4月から2023年の予定支出額は23億3,300万ポンドであったが、実際の支出額は22億3,000万ポンドであった（各事業・プログラムへの支出状況の内訳は下表のとおり）。
- 移行期における支出は2020年英国農業法を根拠にするものとそれ以前のもの（主としてCAPのスキームに基づく支出）の両方を含む。

図表：2022年4月から2023年3月までのスキーム別支出状況（単位：100万ポンド）

スキーム	支出額合計	2020年英国農業法	他の根拠法
直接支払	1,384	0	1,384
環境スチュワードシップとカントリーサイドスチュワードシップ	572	0	572
植物の健康	1	1	0
ELMの試行とテスト	3	3	0
ELMのパイロット事業	12	12	0
景観回復	1	1	0
保護された景観における農業	20	0	20
気候のための自然基金（Nature for Climate Fund）	12	0	12
家畜情報革新プログラム（Livestock Information Transformation Programme）	25	0	25
種の保全基金（Species Survival Fund）	2	0	2
技術的支援	40	0	40
環境、気候及びアニマルウェルフェアの成果への支出合計	688	17	671

2. 英国農業政策に関する調査

⑫ 農業政策の支出状況

スキーム	支出額合計	2020年英国農業法	他の根拠法
農業投資ファンド(Farming Investment Fund)	35	35	0
農業園芸研究所(Institute for Agriculture and Horticulture)	2	0	2
農業イノベーションプログラム	15	0	15
農場の強靱性	8	8	0
新規参入	1	1	0
農村の成長とLEADER	58	0	58
CMO(共通市場機構)	39	0	39
農場の繁栄の改善のための支出合計	158	44	114
全支出合計	2,230	61	2,169

(出所) Defra, "Farming and Countryside Programme annual report: 1 April 2022 to 31 March 2023," September 2023, pp.16-17.

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

1. 25か年環境計画及び2023年環境改善計画

- 英国は2035年までに温室効果ガス(GHG)排出量を1990年比で78%削減し、2050年までにGHG純排出量をゼロ(ネットゼロ)にする目標を掲げている。
- 2021年の英国のGHG排出量は約43万トン(CO₂換算)であり、1990年の約82万トンから半減させている。全てのセクターでGHG排出量は1990年比で削減されており、農業セクターも1990年の約5.1万トンから2021年には4.3万トンまで削減が進んでいる。しかし、他セクターのGHG排出量の削減速度が速く、英国のGHG排出量全体に占める農業セクターの割合はむしろ増えている(1990年:6.2%⇒2021年:10.0%)(下図表参照)。

図表: 英国GHG排出量の推移(単位: CO₂換算トン)

セクター	1990	2000	2010	2021	GHG排出量合計に占める割合	
					1990	2021
合計	817,454.32	730,246.29	617,481.95	430,653.74	-	-
エネルギー	602,894.42	553,790.53	498,931.87	334,967.71	73.8%	77.8%
工業プロセス及び製品の使用	80,028.76	53,403.71	41,001.15	32,326.75	9.8%	7.5%
農業	50,828.98	48,571.47	43,847.03	43,090.47	6.2%	10.0%
LULUCF(土地利用・土地利用変化及び林業)	11,152.48	6,326.71	1,757.36	1,164.27	1.4%	0.3%
廃棄物	72,549.67	68,153.86	31,944.54	19,104.54	8.9%	4.4%
その他	-	-	-	-	-	-

(出所) United Nations Climate Change, "Greenhouse Gas Inventory Data – Detailed data by Party" に基づきMURC作成。

- 前述のとおり、環境土地管理スキーム(ELM)は、英国の25か年環境計画(25 Year Environment Plan)と2050年までに排出量ネットゼロ公約の達成を目指しつつ、農村経済を支援することを意図した政策である。
- 25か年環境計画は、自然界の健全さの回復と維持を助けるための四半世紀にわたる行動ビジョンであり、2018年に英国政府に公表されたものである。25か年環境計画で掲げられている目標は、①きれいな大気、②きれいで十分な水、③植物と野生生物の繁栄、④環境ハザードによる危害のリスクの低減、⑤自然資源のより持続的で効率的な利用、⑥美・遺産・自然環境との関わりを高める、⑦気候変動の緩和と適応、⑧廃棄物の最小化、⑨化学物質への曝露の管理、⑩バイオセキュリティの強化である。

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

1. 25か年環境計画及び2023年環境改善計画(続き)

- 2021年には環境法(Environmental Act)が策定され、同法は上記10個の目標の達成のために必要に応じて5年ごとに計画の見直しや改訂を行うことを義務付けている。これを受けて、25か年環境計画の最初の改訂として「**2023年環境改善計画**(Environmental Improvement Plan 2023)」が策定された。
- 2023年環境改善計画では目標達成のために多くの取組が示されており、農業に関連するものも含まれている。ファーマーズ・ユニオン(NFU)は農業に関連する取組を整理している(次頁参照)。
- Defraは農業者の70%に2020年英国農業法の環境土地管理スキーム(ELM)に参加することを目標に掲げているが、2023年環境改善計画では、「2030年までに土地所有者及び農業者の65%から80%が、彼らの土地の少なくとも10%から15%において自然に優しい農業慣行を採用することを可能にする」という目標が設定されており、引き続きDefraは多くの農業者が環境に優しい農業慣行を採用するために取組む意向を示している。
- 特に野生生物の生息地の維持・回復や保護地域良好状態の改善、水質改善などの目標では農業の貢献がとりわけ期待されており、例えば、500,000ヘクタールの新規の野生生物の生息地を創出及び回復という取組では農業が取組達成のほとんど全て(80%~100%)に貢献できるとDefraは指摘している。
- これらの取組の達成に向けた政府支援の中心はELMの3つのスキームであり、Defraはスキームのアクセスの容易さや魅力を高めるためにその改善や拡大を進める意向を示している。

(出所) Defra, "What the Environmental Improvement Plan means for you," January 31, 2023, <https://defrafarming.blog.gov.uk/2023/01/31/what-the-environmental-improvement-plan-means-for-you/>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

図表：2023年環境改善計画における農業に関連する取組

目標	達成するための取組
植物と野生生物の繁栄	■ 25の新規又は拡大された国立自然保護区と19のさらなる自然回復プロジェクトを含む70の新規野生生物プロジェクトを開始することによって、500,000ヘクタールの新規の野生生物の生息地を創出及び回復する。 ■ 2030年までに土地所有者及び農業者の65%から80%が、彼らの土地の少なくとも10%から15%において自然に優しい農業慣行を採用することを可能にする。 ■ 2037年までに30,000マイルの生垣の低木(hedgerow)を創出及び回復すること、及び2050年までにそれを45,000マイルにするために農業者を支援する。 ■ ハリネズミからアカリスまで、最も希少な種を保護し、2030年の種の個体数目標を支援するために、数百万ポンドの種の保存基金(Species Survival Fund)を設立する。
きれいで十分な水	■ 景観回復プロジェクトの第1ラウンドを通じて400マイルの河川を修復し、イングランドの川沿いに新たに3,000ヘクタールの森林を造成する。 ■ 2027年までに160か所の排水処理施設を改良し、持続可能な農業技術を支援するための助言やインセンティブを強化するなど、栄養汚染に取り組む。 ■ 河川流域管理計画や洪水リスク管理計画を変革し、複数の利益を最大化することにより、水と洪水に関する政策をよりよく統合する。 ■ 最も頻繁に洪水に見舞われる地域への1億ポンドを含む、沿岸及び洪水対策を改善するための投資計画を実施する。 ■ 洪水、干ばつ、山火事によるリスクと影響を軽減するための行動に対して、新しい未来の農業スキームを通じて農業者に報酬を与える。
きれいな大気	■ 新たな農業スキームにおけるインセンティブを活用することでアンモニアの排出を削減する。 ■ 2023年に1,300万ポンドをスラリー貯蔵インフラに投資する。 ■ 酪農及び集約的な肉牛農場に対する環境許可条件(environmental permitting conditions)の拡充を検討する。
自然資源のより持続的で効率的な利用	■ 2028年までにイングランドの農業用の土壌の40%、2030年までに60%まで持続可能な管理にする。 ■ 土壌健康状態指標の構築、土壌の健康状態のベースラインマップの発行、農業者による独自の土壌健康状態ベースラインの確立の支援、土壌の健康状態に関する情報の収集に関する方法論の提供、ガイダンスやベストプラクティスの共有。 ■ 2021年の環境法によって定められたデュー・ディリジェンス要件を実施し、サプライチェーンにおける違法な森林伐採に対処する。
気候変動の緩和と適応	■ 660万ポンドを投じて低地泥炭の研究開発プログラムを開始する。 ■ 低地泥炭と湿潤農法の回復を支援するための新しい農業計画の選択肢を開発する。 ■ ネットゼロを達成するための進捗及び計画の更新。 ■ 2023年に土地利用フレームワークを発表し、気候変動の緩和と適応を含む土地に対する複数の需要のバランスをとる方法を設定する。 ■ 2023年に第3次国家適応プログラム(National Adaptation Programme: NAP 3)を発表し、英国の気候強靱性を構築するための5か年戦略を策定する。

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

図表：2023年環境改善計画における農業に関連する取組（続き）

目標	達成するための取組
化学物質への曝露の管理	■ 投資とアドバイスにより、農業者が統合的病害虫管理に移行し、自然を利用して害虫に対処し、製造された農薬への依存を減らすことを支援する。
廃棄物の最小化	■ プラスチック、ガラス、金属、紙類及び食品を含む異なる廃棄物を削減するため、2028年に向けた中間目標を導入。 ■ 2024年から包装の拡大生産者責任を導入し、包装のリサイクルを可能にするために企業と協力する。
美・遺産・自然環境との関わりを高める	■ 誰もが緑地又は水域から徒歩15分以内に居住すべきという新たなコミットメントを果たす。 ■ 「保護景観における農業(Farming in Protected Landscapes)」プログラムの実施を2025年までに延長する。

(出所) NFU, "What does the Environmental Improvement Plan mean for farming?," February 1, 2023, <https://www.nfuonline.com/updates-and-information/environmental-improvement-plan-2023/>を基にMURC作成。

2. 保護景観における農業プログラム(Farming in Protected Landscapes)

- 「保護景観における農業(Farming in Protected Landscapes)」プログラムは農業移行計画に含まれているプログラムの一つで、国立公園や特別自然美観地域(Area of Outstanding Natural Beauty: AONB)及び湖沼地方(Broads)において特定のプロジェクトを実施する対価として農業者や土地管理者に支払いを行うものである。対象となるプロジェクトは以下に関連するものである。
 - 自然の回復の支援
 - 気候変動の影響の緩和
 - 人々が景観や文化遺産を発見し、楽しみ、理解するための機会の提供
 - 景観や場所の質や特性の保護及び改善
- プロジェクトにより商業的利益を得ていない場合は最大で要したコストの全てがカバーされ、商業的利益を得ている場合はコストの一定割合がカバーされる。
- 本プログラムは2025年3月まで実施予定である。

(出所) Defra, "Get funding for farming in protected landscapes," May 17, 2023 (last updated), <https://www.gov.uk/guidance/funding-for-farmers-in-protected-landscapes>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

1. 政府食料戦略において示されている英国の通商政策

- 2022年に公表された「**政府食料戦略** (Government food strategy)」は、**①食料安全保障と持続可能な生産、②健康的で持続可能な食生活、③グローバル・フード・システムの一部としての英国**という幅広い内容を含む包括的な戦略であるが、③の中にブレグジット後の新たな貿易協定による利益の最大化等の貿易戦略について言及されている。
- 自由貿易に関する戦略及び方向性
 - 政府食料戦略では、貿易が持つ消費者が英国内で生産できない食品を購入したり食料安全保障に貢献したりするといったプラス面が言及される一方で、**英国の国内生産を支えることや英国の各種の高い基準の維持とのバランスを図る**ことの重要性が指摘されている。
 - ブレグジットによって野心的な自由貿易協定(FTA)が締結できるとし、新市場開拓とグローバルな競争力強化を進める意向が示されている。有望市場としてウイスキーやサーモン、チーズの需要が高いインドが例示されている(近年のFTA交渉状況については次頁参照)。
 - 一方で、**英国内の農業や水産食品の保護**も意識されており、具体的には**地理的表示の保護や公正な競争の確保、管理された方法による貿易障壁の撤廃**を通じてこれを実施するとしている。豪州及びニュージーランドとのFTAでは英国農業法が定める農業移行期間(2021年から2028年まで)を超えて農業部門を保護するとし、その期間中を活かして農業者がビジネスモデルを進化させ、国内外で競争できるようにするとしている。
 - 英国農産物の有望市場として、**中国、インド及び日本を含むアジア諸国、(特に乳製品について)カナダ及び米国、(特にヒツジについて)米国と中東諸国**が挙げられている(農業園芸開発理事会(AHDB; 農場経営者や生産者及びその他の人々によって設立された賦課金委員会(levy board)が整理した英国から見て輸出が有望な農産物・食品については後述)。英国飲食品輸出支援として、世界中で10名の農食品アタッシェを任命することや産業界と政府によって構成される「輸出委員会(Export Council)の新設、AHDBとの協力といった施策が示されている。
- 英国の基準維持に関する戦略・方向性
 - 上記のとおり、英国は貿易の自由化を進めるとする一方で、英国の高度な水準の各種基準を維持する姿勢を明らかにしている。具体的には**環境保護、アニマルウェルフェア、食品基準については全ての貿易交渉で妥協しない**としている。政府食料戦略では、英国市場へのアクセスを望む場合に**満たさなければならない動物衛生や生産体制に関する要件**を将来公表するとしており、英国の基準と同レベルの水準にあることを客観的に実証することが求められるとする。
 - この目的を満たすため、英国政府は**関税や割当及びセーフガードなどすべての手段を用いる**とし、FTA締結に際しては**気候変動やアニマルウェルフェア、環境といった要素と相手国との貿易関係による広範な経済的・戦略的利益とを併せて考慮**するとしている。具体的な対応の例として、豪州とニュージーランドとのFTAでは風力タービンの部品や電気自動車など環境に優しい製品の関税は撤廃した一方、豪州の豚肉、鶏肉及び鶏卵は貿易量が少なくアニマルウェルフェアに関する懸念があったことのために関税の優遇から除外されたことを挙げている。今後のFTAでも同様の手法を使うことで世界でもより良き慣行の促進していくとの意向が示されている。

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

図表：FTA交渉をめぐる近年の主な動き

年月	FTA交渉をめぐる主な動き
2020年10月	■ 日英包括的経済連携協定(EPA)署名。
2020年12月	■ 英国とEUの通商・協力協定合意。
2021年1月	■ 日英EPA発効。
2021年12月	■ 英豪FTA署名。
2022年1月	■ インドとのFTA交渉開始を発表。
2022年2月	■ 英ニュージーランドFTA署名。
2022年3月	■ カナダとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した英国・カナダ貿易継続協定がある)。
2022年5月	■ メキシコとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した継続協定がある)。 ■ スイスとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した英国・スイス貿易協定がある)。
2022年6月	■ 湾岸協力会議(GCC)諸国とのFTA締結に向けた交渉開始を発表。
2022年7月	■ イスラエルとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した貿易・連携協定(TPA)がある)。
2023年5月	■ ニュージーランド及び豪州とのFTAがそれぞれ5月31日に発効。
2023年7月	■ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)加入に関する議定書に署名。英国及び締約国内で締結に向けた国内手続きが行われ、全ての国で締結後、60日で発効する(署名15カ月以内に全ての国で締結されない場合は、英国及び6カ国以上の締約国の締結後、60日で発効)。英国政府は2024年後半の発効を見込む。 ■ トルコとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承したFTAがある)。
2023年12月	■ 英国と韓国の既存のFTA強化に向けた交渉開始を発表。

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

図表：英国から見た輸出が有望な農産物・食品

地域	国・地域	品目
EU	—	牛肉、ラム、豚肉、乳製品、穀物
北米	カナダ	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
	米国	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
中南米	メキシコ	豚肉、乳製品
	ドミニカ共和国	豚肉、乳製品
	チリ	牛肉、豚肉、乳製品
アフリカ	モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア	穀物、乳製品
	ガーナ	牛肉、ラム、豚肉
	コートジボワール	牛肉、ラム、豚肉
	南アフリカ	牛肉、豚肉、乳製品

地域	国・地域	品目
東アジア	日本	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
	韓国	牛肉、豚肉、乳製品
	中国	牛肉、ラム、豚肉、乳製品、穀物
	台湾	ラム、豚肉、乳製品
	香港	牛肉、豚肉、乳製品
東南アジア	フィリピン	牛肉、豚肉、乳製品
	シンガポール	牛肉、豚肉、乳製品
	ベトナム	牛肉、豚肉、乳製品
中東	UAE、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、ヨルダン	牛肉、ラム、乳製品

(出所) AHDB, "Prospects for UK agri-food exports,"

https://projectblue.blob.core.windows.net/media/Default/Trade%20and%20policy/Export%20opportunities%202023/Maps/Prospects%20for%20UK%20Agri-food%20Exports5121_MAP.pdf.

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

①調査の背景と目的、調査概要

- EU内外に流通する特定の品目について、当該品目の生産が森林減少等を引き起こしていないことを証明しなければならないとする「森林破壊及び森林劣化に関する特定の物品及び製品をEU市場で入手可能にすることやEUから輸出すること、並びに規則(EU) No995/2010の廃止に関する欧州議会・理事会規則(以下、森林DD規則)」が、2023年6月29日に発効され、2024年12月30日に一部を除き適用開始予定である。
- 対象品目の中には、日本で生産・加工され輸出されている品目も含まれることから、同規則の適用に際し日本の関係事業者が対応すべき事項に関する情報を整理し、事業者に情報提供することを目的として本調査を実施する。
- 本調査は、以下の大枠で実施した。
 - 規則の詳細把握：規則最終版及び関連文献の分析
 - 規則運用方針の把握：各国における方針及び進捗把握のためのヒアリング調査(ドイツ、フランス、オランダ)
 - 既存認証スキームの森林DD規則の下での活用可能性の検討：認証スキーム等における関連動向の文献調査
 - まとめ：日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

森林DD規則に関するスケジュール

スケジュール

2022年12月6日	欧州委員会・議会・理事会の三者で規則案に政治合意
2023年4月19日	欧州議会が規則案を承認
2023年5月16日	欧州理事会が規則案を承認
2023年6月9日	規則を官報に掲載
2023年6月29日	規則施行
2023年7月～2024年12月	細則を制定(品目・対象国ごとのリスク評価／等)、規則を受け各国が運用ルールを検討
2024年12月30日	規則の適用開始(一部を除き、施行から18カ月後) ※中小事業者には2025年6月30日適用開始

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

②基本情報：森林DD規則の対象品目、日本との関わり

- 森林DD規則の対象品目は、牛及び牛肉、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆、木材、ゴムである。
- 各品目の日本からEUへの輸出状況や主なサプライチェーンは以下の通りである。

日本からEU各国への森林DD規則対象品目の輸出状況と主なサプライチェーン

森林DD規則 対象品目	日本からEUへの輸出における特徴
牛	■ 対象品目の中ではゴム、木材について3番目に輸出货量・輸出額が大きい ■ 日本産の牛肉若しくはその加工品の輸出が主と考えられ、畜産業に伴う森林減少・劣化はわが国では現状生じていないことから、影響はほとんどないと考えられる(今後、低リスクと評価される可能性)
カカオ	■ 輸出货量・額とも小さい ■ 原料をアフリカ、南米等から輸入している可能性があり、その場合にはそうした国での森林減少・劣化への影響の確認が必要
コーヒー	■ 日本からEUへの輸出はほとんどない(2022年は貿易統計における輸出実績ゼロ)
パーム油	■ パーム油を精製した加工品の輸出が主 ■ 原料は主にインドネシア、マレーシアから輸入されており、当該国の主要な森林減少要因でもあることから、DDの必要性は高い
大豆	■ 輸出货量・輸出額とも非常に小さい ■ 国産大豆が主、日本における森林減少・劣化への影響はほとんどないと考えられる(低リスクと評価される可能性)
木材	■ 対象品目の中でゴムに次いで輸出货量・輸出額が大きい ■ 一部針葉樹の木材輸出があるが、多くは家具や漆塗りの箸など付加価値の高い製品としての輸出。原木は国産若しくは世界各国からの輸入材であり、森林減少・劣化の影響を広範囲に確認する必要がある (注)木製ケース等の梱包品(HSコード4415)は森林DD規則の対象ではあるものの、但し書きとして「市場に販売される別の製品を保護・運搬するための梱包材としてのみ使用されるものは対象外」とされており、当該製品は対象外。この扱いはEU木材規則(EUTR)と同様
ゴム	■ 対象品目の中で最も輸出货量・輸出額が大きい ■ 各種車両用タイヤなど、製品輸出が主。原料は主にタイ、インドネシアから輸入され、当該国の森林減少・劣化への影響の確認が必要

(出所)貿易統計その他をもとにMURC作成

3.EU による森林デューデリジェンスに関する調査

②基本情報：森林DD規則の対象品目、日本との関わり

- 対象品目の、日本からEUへの輸出の状況は下表の通り。
- 国別には、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー等への輸出量が多い。品目別には、ゴムに次いで木材が多く、その他、パーム油、牛肉も一定量の輸出がある。

日本からEU各国への森林DD規則対象品目の輸出状況(2022年)(左:輸出量、右、輸出額)

重量単位 [KG]

	牛	カカオ	コーヒー	パーム油	大豆	木材	ゴム
アイルランド	0	0	0	5,760	0	7,841	83,944
イタリア	27,403	986	0	24,853	6,000	2,325,320	11,250,884
エストニア	0	0	0	0	0	13,235	191,015
オーストリア	0	0	0	0	0	196,508	286,293
オランダ	164,914	86,627	0	217,318	990	16,375,459	5,195,790
キプロス	0	0	0	0	0	64	429,648
ギリシャ	5,156	0	0	0	0	42,885	1,795,656
クロアチア	13	0	0	0	0	288	289,910
スウェーデン	0	313	0	0	0	80,565	12,060,771
スペイン	6,271	2,790	0	27,830	0	299,010	5,694,269
スロバキア	0	0	0	0	0	338	106,654
スロベニア	0	0	0	0	0	69,453	319,143
チェコ	268	0	0	0	0	138,342	2,953,848
デンマーク	2,420	42	0	0	0	85,859	1,343,795
ドイツ	50,352	22,430	0	327,473	3,000	7,480,618	27,000,642
ハンガリー	0	0	0	28,230	0	580,094	3,083,678
フィンランド	0	0	0	0	0	185,298	4,393,320
フランス	35,796	2,799	0	112,152	1,000	2,177,088	6,571,147
ブルガリア	0	0	0	0	0	26,984	510,431
ベルギー	104,542	51,346	0	117,268	0	501,957	27,538,835
ポーランド	3,851	252	0	92,470	0	1,313,753	7,543,312
ポルトガル	0	82	0	0	0	240,476	4,784,961
マルタ	514	0	0	0	0	95	88,533
ラトビア	0	0	0	0	0	74,366	785,844
リトアニア	0	0	0	0	0	20,038	727,151
ルーマニア	530	0	0	0	0	51,262	814,750
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	2,982	947,880
計	402,030	167,667	0	953,354	10,990	32,290,178	126,792,104

金額単位 [千円]

	牛	カカオ	コーヒー	パーム油	大豆	木材	ゴム	計
アイルランド	0	0	0	15,840	0	35,996	937,153	988,989
イタリア	256,482	2,171	0	54,647	8,870	2,285,157	8,786,406	11,393,733
エストニア	0	0	0	0	0	27,478	104,942	132,420
オーストリア	0	0	0	0	259	206,439	264,822	471,520
オランダ	1,725,066	177,968	0	261,776	2,216	7,283,150	6,812,558	16,262,734
キプロス	0	0	0	0	0	2,414	307,301	309,715
ギリシャ	49,988	0	0	0	0	38,900	1,157,579	1,246,467
クロアチア	639	0	0	0	0	337	154,142	155,118
スウェーデン	0	624	0	0	0	88,748	7,042,448	7,131,820
スペイン	62,624	3,967	0	23,820	0	666,263	3,909,973	4,666,647
スロバキア	0	0	0	0	0	2,183	99,073	101,256
スロベニア	0	0	0	0	0	68,393	208,057	276,450
チェコ	3,175	0	0	0	0	25,295	2,710,041	2,738,511
デンマーク	28,225	217	0	0	0	351,673	841,361	1,221,476
ドイツ	508,772	50,423	0	424,144	5,244	7,644,579	25,174,560	33,807,722
ハンガリー	0	0	0	63,785	0	550,112	2,050,213	2,664,110
フィンランド	0	0	0	0	0	222,073	2,778,899	3,000,972
フランス	365,247	5,216	0	227,941	864	2,717,825	6,110,695	9,427,788
ブルガリア	0	0	0	0	0	19,508	279,995	299,503
ベルギー	1,012,070	9,643	0	90,971	0	748,997	24,981,656	26,843,337
ポーランド	37,000	609	0	63,726	0	1,831,890	4,800,856	6,734,081
ポルトガル	0	282	0	0	0	286,228	2,791,568	3,078,078
マルタ	4,731	0	0	0	0	529	119,995	125,255
ラトビア	0	0	0	0	0	39,216	517,030	556,246
リトアニア	0	0	0	0	0	29,546	354,141	383,687
ルーマニア	4,108	0	0	0	0	24,780	640,321	669,209
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	16,443	571,048	587,491
計	4,058,127	251,120	0	1,226,650	17,453	25,214,152	104,506,833	135,274,335

(出所)貿易統計をもとにMURC作成。色付きの品目・国は色の濃い順に輸出量若しくは輸出額が大きいものを示している。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細

- 森林DD規則のポイントは、以下の通り。次頁以降に規則の詳細を示す。
- 森林減少・劣化が生じた土地で生産された製品や生産国の法令に違反した製品等をEU市場内外に流通させることを防ぐため、事業者（Operator: EU市場に製品を提供する事業者）は、全ての対象製品に対し、「デューデリジェンス（以下、DD）」を実施する。また、各事業者はDDを実施するための自社システム（DDシステム）を構築する。
 - DDの実施は、EUの事業者。日本から輸出される製品については、EU市場でこれを最初に扱う事業者（First Operator）である
- DDは、以下の手順で実施する。
 - **【DD情報の収集】**製品の内容や生産地の情報（地理的位置情報も含む）、製品に関係する事業者の情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報等を収集し、これらを報告する「DDステートメント」を作成する。DDステートメントはEUが整備する「情報システム」に報告するとともに、要請に応じて各国の所管当局に提出する。
 - **【リスク評価】**収集したDD情報に基づき、対象製品が規則に基づいて不適合になるリスクがあるかの評価・判断を行う。
 - **【リスク緩和措置】**リスク評価の結果においてリスクありと判断された場合には、そのリスクを緩和（軽減）する措置を実施する。
- EUにより製品・原産国ごとに行われる分類で「低リスク」に分類されたものについては、上記DDプロセスのうち「リスク評価」「リスク緩和措置」の実施は義務ではない（ベンチマーキングシステム）。
 - リスク分類は2024年12月30日までに実施・公表され、定期的に見直される。
- DDステートメントの様式や、その提出先となる情報システムは、2024年12月30日までにEUが構築する。
- 各国の所管当局（Competent Authority）は、事業者がDDを適切に実施しているかについて、毎年のサンプリング調査により検査する。検査対象は、各事業者が構築しているDDシステムの内容、これに基づき実施・報告されたDDステートメントである。
- 中小規模の事業者は、DDの実施や各国所管当局による確認において、いくつかの緩和措置が講じられる。
- 森林DD規則は、定期的に見直される。

（出所）Official Journal of the European Union「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>) よりMURC作成

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細

- 規則最終版における内容は、以下の通り。

森林DD規則の主な構成要素

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第1章 第2,3条 用語の定義、禁止事項	■ 禁止事項: ● 2020年12月31日以降に森林減少・劣化が生じた土地で生産された製品等をEU市場に供給またはEU市場から輸出する ● 生産国における関連法令に違反している / 等
第2章 第8～12条 DDの要素	■ <u>収集する情報項目、情報の取扱い方法(保管期限)、リスク評価の実施、報告頻度と公開方法</u> / 等
第3章 第16,18～19条 各国のDD実施事項	■ <u>加盟国及び関係国が実施する水際チェック</u> / 等
第3章 第25条 罰則	■ 各国国内法に基づく罰則を適用(罰金、製品没収、取引禁止 / 等)
第2章 第13条、第5章 第29～30条 ベンチマーキングシステム	■ <u>ベンチマーキングシステム(生産国のリスク評価)</u> の導入、低リスク評価の国での一部規制緩和、第3国との協力 / 等
第7章 第33条 情報提供システム	■ DD結果を公表する情報システム / 等
第8章 第34条 制度のレビュー	■ 対象地の範囲拡大について2024年6月30日及び2025年6月30日までに検討、2028年6月30日までとその後少なくとも5年に1回の定期レビュー / 等
Annex 対象品目	■ 牛、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆、木材、ゴム

(出所) Official Journal of the European Union「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R1115>) よりMURC作成

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)	
前文 (ポイントとなる もののみ抜粋)	■ 牛に関する製品をEU市場に提供若しくは輸出する事業者は、DDシステムの一環として、飼料が森林破壊のないものであることを確保すべき。その場合、森林DD規則に基づく地理的位置の要件は、牛が飼育されている各施設の地理的位置に限定されるべきであり、資料自体の地理的位置情報は必要とされない。(para 39) ■ 優良事例を認識するために、リスク評価の手続きにおいて、認証又は他の第三者検証スキームを使用することができる。ただし、DDに関する事業者の責任を代替するものではない。(para 52) ■ EU規則No.2173/2005は、FLEGT免許制度を制定している(森林法の施行・ガバナンス・貿易に係るEU行動計画: Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade: FLEGT)。同制度は、違法伐採を阻止し、森林ガバナンスと関連する貿易を強化することを目的に、木材生産国との自主的なパートナーシップ協定(VPA)を通じて実施される。森林DD規則は、特に利害関係者の参加の強化と森林ガバナンスの改善の観点から、FLEGTの下で達成されたポジティブな成果を基礎とすべきである。特定の場合には、VPAは木材製品の合法性に関して森林DD規則を保管することができる。(para 81)
第2条 用語の定義 禁止事項	■ Deforestation(森林減少): 人為的か否かを問わず、森林を農業利用に転換すること ■ Forest(森林): 0.5ha以上・樹高5m以上・樹冠被覆率10%以上という閾値を満たし、主に農業利用や都市利用されている場所を除く土地 ■ Agricultural use(農業利用): 農業の目的のための土地利用、農業プランテーションや家畜飼養のための土地の利用を含む ■ Operator(事業者): 商業活動の過程において、関連製品(森林DD規則が対象とする製品)をEU市場に提供若しくは輸出する自然人・法人 ■ Trader(取引者): 事業者以外のサプライチェーン上の関係者で、商業活動の過程において、関連製品を市場において利用可能にする者 ■ Relevant legislation of the country of production(生産国の関係法令): 生産国において適用される以下の法律 - 土地利用権、環境保護、森林関連規則(木材伐採に直接関係しうる森林管理、生物多様性保全等の規則)、第三者の権利、労働権、国際法の下で保護される人権、先住民の権利に関するFPIC(自由意思による事前の十分な情報に基づく同意)の原則、租税・腐敗防止・貿易・関税に関する規則
第3条 禁止事項	■ 以下のすべての条件を満たさない限り、対象製品を市場に提供したり輸出してはならない ● (a) 森林減少がない ● (b) 生産国の関連法令に従って生産されたものである ● (c) デューデリジェンス(DD)ステートメントで網羅されている

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第8条 デュー・デリジェンス】

- 事業者は、対象製品を市場に提供若しくは輸出する前に、各供給者が供給する全ての関連製品に関してDDを実施しなければならない。
- DDには以下の事項を含めるものとする。
 - 第9条に示す要件を満たすために必要情報、データ及び文書の収集
 - 第10条に示すリスク評価措置
 - 第11条に示すリスク緩和措置

【第9条 情報要件】

- 事業者は、対象製品が第3条(禁止事項)に適合していることを証明する情報、文書及びデータを収集しなければならない。事業者は対象製品のEU市場への提供若しくは輸出の日から5年間、以下の情報を収集・整理・保管する。
 - 製品表示(商品名や種類等を含む。木材関連製品は樹種の通称・学名を含む)。製品表示には、対象製品を生産するために使用された関連製品の一覧を含む
 - 対象製品の数量(原則キログラム単位)
 - 生産国
 - 対象製品が生産された土地の全ての区画の地理的位置、並びに生産日時。所定の土地区画における森林減少・劣化がある場合、当該区画からの製品をEU市場に提供若しくは輸出することを自動的に不適格とする。牛に関する製品については、**生が飼育されていたすべての施設を地理的位置とする。**
 - 対象製品を供給された企業・個人の名称、住所、電子メールアドレス
 - 森林減少を伴わない製品であることを決定的かつ検証可能な十分量の情報
 - 対象製品が生産国の関係法令に従って生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分量の情報
- 事業者は、上記に基づいて収集した情報・文書及びデータを、要請に応じて権限のある当局に提供する。

【第10条 リスク評価】

- 事業者は、第9条及びその他の関連文書に従って収集された情報を検証し、分析する。当該情報・文書に基づき、事業者は、EU市場に提供若しくは輸出する製品が不適合となるリスクがあるかを判断するためのリスク評価を実施しなければならない。
- リスク評価は、特に以下の基準を考慮しなければならない
 - 第29条に基づく生産国のリスク分類
 - 生産国における森林の存在
 - 生産国における先住民の存在、先住民との誠実な協議及び協力、先住民による正当な理由のある請求権の存在
 - 生産国における森林減少・森林劣化の蔓延
 - 第9条に示す情報の出典、信頼性・妥当性及びほかの利用可能な文書へのリンク

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第10条 リスク評価】

- リスク評価は、特に以下の基準を考慮しなければならない(つづき)
 - 腐敗の程度、文書・データの改ざんの蔓延、法執行の欠如、国際人権の侵害、武力紛争、国連やEU理事会により課された生産の存在等、生産国における懸念
 - サプライチェーンの複雑さ、製品製造段階、特に対象製品が生産された土地区画の把握の困難さ
 - 生産元が分からない製品や森林減少・森林劣化が発生している地域において生産された製品との混合リスク
 - 第31条に基づき実証された懸念事項、事業者による本規則の不遵守の履歴に関する情報
 - 対象製品が不適合であるリスクを指摘するあらゆる情報
 - 補足情報。EUにより承認された自発的な制度を含む。認証や他の第三者検証スキームによって提供された情報を含むことができる
- EU規則No.2173/2005の適用を受ける木材製品であって、有効なFLEGTライセンスの対象とある者は、森林DD規則第3条(b)を満たすものとみなす。
- 事業者は、リスク評価を少なくとも年1回文書化し、レビューし、所管当局の要請に応じてそれらを利用可能にしなければならない。事業者は、収集情報がリスク評価基準に照らしてどのように確認されたか、どのようにリスクの程度を決定したかを説明できないなければならない。

【第11条 リスク緩和】

- 第10条に従って実施されたリスク評価により、当該製品が不適合であるというリスクが全くない若しくはごくわずかであることが明らかになった場合を除き、事業者は、対象製品をEU市場に提供若しくは輸出する前に、リスクが全くない若しくはごくわずかなることを達成するために、以下を含む適切なリスク軽減手続き及び措置を実施しなければならない。
 - 追加情報・データ・文書の要求
 - 第三者による調査・監査の実施
 - 第9条に規定する情報要件に関するその他の措置の実施
- 事業者は、特定された対象製品の不適合のリスクを効果的に緩和しリスク管理するために、以下を含む適切かつバランスの取れた方針・統制及び手続きを整備するものとする。
 - 中小企業以外の事業者において、経営層へのコンプライアンス・オフィサーの設置を含む、リスクマネジメント・報告・記録・内部統制・コンプライアンス管理の仕組み
 - 上記の方針・統制・手続きを確認する独立した監査機能
- リスク緩和の手続き及び措置に関する決定は、文書化され、少なくとも年1回見直され、要請に応じて所管当局に情報提供しなければならない。事業者は、リスク緩和の手続き及び措置に関する決定がどのように行われたかを実証できないなければならない。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第8～12 条 DDの要素

【第12条 DDシステムの構築・維持管理、報告・記録保管】

- 第8条に従ってDDを実施するために、事業者は、対象製品が第3条に適合することを実証するための手続き及び措置の仕組みを確立し、最新の状態に保つものとする。
- 事業者は、DDシステムを少なくとも年1回見直すものとする。事業者はDDシステムに影響を及ぼしうる新たな進捗に気づいた際には、その進捗を考慮してDDシステムを更新する。事業者はDDシステムにおいて当該更新の記録を5年間保管する。
- 中小企業以外の事業者は、第8条に規定する義務を履行するために取った措置を含め、当該事業者のDDシステムについて、インターネットを通じたものを含め、できる限り広く、毎年、公表する。
- 上記の公表には、以下の情報を含める。
 - 第9条に示す情報要件に従った情報の要約
 - 第10条に基づくリスク評価結果、第11条にお基つき実施された措置、その際に得られた情報並びに論拠
 - (該当する場合)先住民、現地住民及びその他の慣習的保有権者との協議プロセスに関する説明
- 事業者は、DDに関するすべての文書を少なくとも5年間保管する。期間中は、権限のある当局の要請に応じて、当該文書を利用可能にしておかなければならない。

第3章 第16,18 ～19条 各国のDD実施 事項

【第16条 確認実行の義務】

- 所管当局 (competent authority) は、所管内かつEU域内の事業者・取引者が森林DD規則を遵守していることを確認するための確認を実行しなければならない。
- 確認は第18条、第19条の規定に基づき行う。
- 所管当局は、実行すべき確認項目の特定のためにリスクベースアプローチを用いる。サプライチェーンの複雑さ及び長さ、対象製品の加工段階、関連する土地区画が森林に隣接しているか否か、第29条に従った各国のリスク分類、高リスクに分類される国の状況、事業者・取引者による森林DD規則違反の履歴等といったリスク基準に基づいて、リスク分析を行い、確認項目を特定する。リスク分析は、第9条・第10条に示す情報に基づいて行わなければならない、加えて第33条に示す情報システムに含まれる情報や、モニタリングデータ、国際機関のリスク分析結果、第41条に基づいて提供された懸念事項に関する情報等を活用してもよい。
- EUは、EUレベルでの指標となるリスク基準を確立し、定期的に見直し、更新し、それらを所管当局に伝達する。
- 所管当局は、確認の実施のため、少なくとも次の事項を含む年次計画を作成する。
 - 上記に示す所管国ごとのリスク基準
 - 確認すべき事業者・取引者の選択。所管当局は、確認すべき事業者・取引者について、特定のDDステートメントを指定できる
- 所管当局は、他国の当局やEUに対し、確認に関する計画及びその進捗を情報共有する。
- EU各国は、自国の所管当局が実施する年次確認が、第29条に従って標準リスクに分類される生産国において生産された対象製品を扱う事業者の少なくとも3%を対象とすることを担保しなければならない。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第3章 第16,18 ~19条 各国のDD実施 事項

【第18条 事業者・非中小の取引者の確認】

- 事業者、非中小取引者の確認には以下を含まなければならない。
 - DDシステム(リスク評価及びリスク緩和手続きを含む)、DDシステムの適切な機能を実証する文書及び記録の検査
 - 事業者・取引者が扱う対象製品が森林DD規則を遵守していることを実証する文書及び記録の検査。関連するDDステートメントの検査も含まれる
- 確認には、以下を含めてもよい。
 - DDの実施に使用された文書との対応を確認するための実地調査
 - 第24条の規定による是正措置の審査
 - 対象製品が生産された種や正確な場所を決定するのに十分な技術的及び科学的な手段(DNA分析等)
 - 対象製品が森林減少のないものであるかどうかを判断するために十分な技術的及び科学的な手段(地球観測データ等)
 - 実地監査を含む抜き打ち検査(第3国における監査を含む)。ただし、第3国の行政当局との協力を通じ第3国が同意することを条件とする

【第19条 中小取引者の確認】

- 中小取引者に対する確認は、第5条2、3、4(下記)の遵守を証明する書類及び記録の検査を含めることとする。
 - (第5条3)中小取引者は市販しようとする対象製品に関する以下の情報を収集し、保管する。
 - － 名称、登録商標、住所、電子メールアドレス
 - － (可能な場合)対象製品に関するDDステートメントの参照番号
 - － 対象製品を供給した事業者の名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、ウェブアドレス
- 必要に応じ、実地監査を含む抜き打ち検査を確認に含めてもよい。

第3章 第25条 罰則

- 加盟国は、事業者・取引者による森林DD規則の違反に適用される罰則に関する規則を定め、それらの実施を担保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。加盟国は、それらの規則及び措置をEUに通知し、その後の修正も遅滞なくEUに通知しなければならない。
- 罰則には、次のものを含める。
 - 環境上の損害及び対象製品の価値に比例した水準の罰金。罰金は違反から生じる経済的利益の責任者から実質的に徴収することを担保し、罰金水準を徐々に引き上げるものとする。法人の場合、罰金の最高金額は罰金の決定に先立つ会計年度における事業者の年間売上高の少なくとも4%とする
 - 事業者・取引者からの対象製品の没収
 - 事業者・取引者が対象製品の取引により得た収入の没収
 - 公共調達プロセス、入札手続き、補助金等を含む公的資金へのアクセスから最長12カ月の一時的な除外

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)	
第3章 第25条 罰則	■ 罰則には、次のものを含める。(つづき) ● 重大な違反若しくは繰り返される違反の場合について、対象製品のEU市場への提供や輸出の暫定的禁止 ● 重大な違反若しくは繰り返される違反の場合について、第13条に定める簡素化されたDDを実施することの禁止 ■ 加盟国は、関連するデータ保護規則を考慮しつつ、違反の最終判断から30日以内に、違反の最終判断並びに違反した法人に課される罰則をEUに通知しなければならない。EUは、以下の要素を含む違反の判断の一覧をウェブサイト上で公表する。 ● 違反した法人の名称 ● 違反の最終判断の年月日 ● 法人が森林DD規則に違反していると認定された活動の概要 ● 課される罰則の内容、罰金の場合にはその金額
第2章 第13条 第5章 第29～ 30条 ベンチマーキングシ テム	【第13条 簡素化されたDD】 ■ 事業者は、対象製品をEU市場に提供若しくは輸出する場合、関連するサプライチェーンの複雑さによるリスク、高リスク国・標準リスク国における道の原産地若しくは原産地の製品との混合のリスクを評価した後に、第29条に従って低リスクに分類された国において対象製品が生産されたことを確認した場合には、第10条・11条の義務を履行することを要求されない。そのような場合には、事業者は、上記リスクが無視できる程度であることを証明する文書を所管当局の要請に応じて提供しなければならない。 【第29条 国の評価】 ■ EU加盟国及び第3国は、次のリスク区分のいずれかに分類される。 ● 高リスク：後述の評価基準(森林減少・劣化の速度等)に照らした評価の結果、特定の対象製品についてハイリスクとなる国 ● 低リスク：評価基準に照らした評価の結果、同国での森林減少・劣化を引き起こす生産が例外的であることの十分な補償があると結論付けられる国 ● 標準リスク：評価の結果、高リスクとも低リスクとも判定されなかった国 ■ 2023年6月29日時点で、全ての国を標準リスクとする。EUは、高リスク・低リスクと判断する国を審査し、その一覧を遅くとも2024年12月30日までに公表する。リストは新たな根拠に照らし、必要な頻度で見直され、必要に応じ更新される。 ■ 低リスク・高リスクの分類は、最新の科学的根拠及び国際的に認められた情報源を活用して、EUによる客観的かつ透明性のある評価に基づくものとする。分類は主として以下の評価基準に基づく ● 森林減少・劣化の速度 ● 対象製品のための農地拡大の速度 ● 対象製品の生産と動向

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第2章 第13条 第5章 第29～30条 ベンチマーキングシステム

【第29条 国の評価】(つづき)

- 評価に際しては以下も考慮することができる。
 - 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出する国が定める貢献(Nationally Determined Contribution: NDC)における農業・林業及びその他の土地利用(Agriculture, Forestry and Other Land Use: AFOLU)分野の排出・吸収量に関して、国・地域事業者・NGOsや第三者から提供された情報
 - 森林減少・劣化に対処し対象製品の第3条への適合及びそれらの効果的な実施を促進する、各国間の協定及びその他の文書
 - 対象国がパリ協定第5条に従い森林減少・劣化に対処し、森林減少・劣化につながる活動を回避するための効果的な措置をとっているか。特に、森林減少・劣化から生じる利益を奪うために十分に厳しい罰則を適用しているか
 - 対象国が関連データを透明性をもって提供するか否か。該当する場合、人権、先住民、地域コミュニティ及びその他の慣習的保有権者の権利を保護する法律の存在、遵守又は効果的な実施
 - 対象製品の輸出入に対し国連安全保障理事会やEU理事会が課す制裁
- EUは、リスクのレベルを下げることを目的として、高リスク国及び高リスクに分類されるリスクのあるすべての国との間で特定の対話を行う。
- EUは、対象国のリスク区分を変更する意図を対象国に正式に通知し、その点で有用考えられる情報を提供するように求めるものとする。EUはそうした意図をEU加盟国内の所管当局にも通知しなければならない。通知には以下の情報を含める。
 - 対象国のリスク分類を変更しようとする理由
 - リスク分類を変更する意図に関して、EUに対して書面により回答を求めること
 - 高リスク又は低リスクへの分類の結果
- EUは、通知に回答するのに十分な時間を関係国に与える。高リスクへの分類に関する通知である場合、対象国は、その回答においてその状況を改善するために講じた措置に関する情報をEUに提供することができる。

【第30条 第3国との協力】

- EUはその権限の範囲内で、EU加盟国を代表して、森林DD規則に関係する生産国、特に高リスクに分類された国と、森林減少・劣化の根本原因に共同に対処するための既存及び将来のパートナーシップや関連協力メカニズムを通じて、協調的なアプローチをとらなければならない。
- 協力には、市民社会、先住民、地域社会、女性、零細企業やその他の中小企業を含む民間部門小規模生産者を含むすべての利害関係者の完全な参加を可能にする。

第7章 第33条 情報提供システム

- 2024年12月30日までに、EUはDDステートメントを含む情報システムを確立し、その後維持するものとする。
- 情報システムは、DDの義務の履行を妨げることなく、少なくとも以下の機能を提供しなければならない。
 - 事業者・取引者及びそれらの正当な権限を有する代表者の登録
 - DDステートメントの登録(情報システムを通じて提出された各DDステートメントの参照番号の事業者・取引者への伝達を含む)

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

③森林DD規則の詳細(規則本文より主要要素を抽出)

森林DD規則の概要(官報掲載版)

第7章 第33条 情報提供システム

- 情報システムは、DDの義務の履行を妨げることなく、少なくとも以下の機能を提供しなければならない。(つづき)
 - 既存のDDステートメントの参照番号を利用可能にすること
 - (可能であれば)地理的位置を特定するための関連システムからのデータの変換
 - DDステートメントの確認結果の登録
 - EU税関システムとの相互接続
 - 第16条(各国による確認)に示す確認計画のためのリスク分析を支援するための関連情報の提供
 - 所管当局間、所管当局とEU間での情報・データのやり取りのための行政上の支援及び協力の促進
 - デジタル供給管理ツールの使用を含め、森林DD規則の実施のために所管当局・事業者・取引者の間のコミュニケーションを支援すること
- EUは、個人情報の保護及び他のITシステムとの間のデータの交換に関する規則を含む、森林DD規則の情報システムの機能に関する規則を制定しなければならない。
- EUは、税関当局、所管当局、事業者、取引者等に対し、情報システムへのアクセス権を提供しなければならない。
- EUは、EUのオープンデータ・ポリシーに従い、情報システムのうち完全に透明化されたデータセットへのより広範な一般によるアクセスを、オープン・フォーマットで提供しなければならない。

第8章 第34条 制度のレビュー

- 2024年6月30日前に、EUは、森林DD規則の適用範囲を森林以外の樹木地に拡大するための法的提案を添えて、影響評価結果を提出しなければならない。
- 2025年6月30日までに、EUは、森林DD規則の適用範囲を他の自然生態系(炭素蓄積量の高く、草地・泥炭地・湿地など生物多様性価値の高い土地を含む)に拡大するための法的提案を添えて、影響評価を提出しなければならない。この評価には、対象製品の一覧表を改正または拡張することが適当かどうかの評価を含める。森林減少・劣化に直接的に又は間接的に寄与する資金の流れを防止する上での金融機関の役割も評価する。
- EUは、2028年6月30日までとその後少なくとも5年ごとに、森林DD規則の一般的見直しを実施し、適当な場合には立法提案を添えて欧州議会及び理事会に報告書を提出する。最初の報告書には、特に以下の評価を含めることとする。
 - 森林DD規則の目的達成を支援するために、追加的な貿易円滑化手段の必要性及び実現可能性(特に後発開発途上国(Low Income Developing Country: LDC)や高リスク国、標準リスク国に関して)
 - 農業者(とくに小規模営農者)、先住民及び地域社会に対する森林DD規則の影響、並びに、持続可能なサプライチェーンへの移行及び小規模営農者が森林DD規則の要件を満たすための追加的支援の潜在的必要性
 - 森林劣化の定義の拡大(国際的な議論の進展を考慮したうえで)
 - 地理的位置を示すポリゴンの閾値
 - 対象製品の取引パターンの変化
 - 各国による確認が対象製品の第3条への適合を確実にするために効果的であったかの評価

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

④EUによる規則運用開始に向けた動き

1. 規則運用のためのインフラ整備

- 規則対象事業者がDDステートメントを提出する「情報システム (Information System)」は、森林DD規則第33条に基づき、EUが2024年12月30日までに構築し、その後運用することとされている。
- 情報システムの構築に向けては、制度対象となる中小・非中小の事業者をはじめとした関係者によるパイロットテストが実施されたところ。今後、関心のある対象事業者すべてに提供されるシステムの運用トレーニング等を経て、規則適用開始とともに本格運用が開始される見込み。
- 現時点では、システムの概要は公開されていない。

森林DD規則の下で運用される情報システムに関するスケジュール	
2023年12月～2024年1月	情報システムのパイロットテストを実施
2024年第2四半期(4月)以降	情報システム利用のためのトレーニングの実施 (EUでは、ユーザーマニュアルやビデオチュートリアル等の教材の開発・提供も予定)
2024年12月30日	情報システム運用開始

2. DDステートメントの様式提示

- 事業者がDDステートメントで報告すべき内容は、規則第9条及びAnnex IIIに示されている。
- これに沿った様式が作成・提示されるべきとの指摘が業界団体等から上がっている。
 - 森林DD規則の前身であるEU木材規則(EU Timber Regulation: EUTR)では、業界団体がDDにあたってのガイダンス文書を提示するといった例があった(ヒアリング調査より)。

3. 森林モニタリングのためのツールの紹介や情報提供

- 森林DD規則の運用に際して、事業者にとってハードルが高いとされている事項の1つに、全ての原産地の地理的位置 (Geo location)を特定しなければならないという点がある。事業者にとってサプライチェーンを最上流まで遡ることの難しさ、また原産地点が小規模分散であるときの労力の大きさが懸念されている。
- 関連する支援策の1つとして、EUでは世界の森林をモニタリングできるツール等の情報を提供している(<https://forest-observatory.ec.europa.eu/>)。原産地は事業者が特定する必要があるが、特定後、その場所過去に森林減少が生じているかどうか等を確認する際に活用可能なツール等が紹介されている。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑤各国による規則運用開始に向けた動き

- 各国における規則運用の方針について、2024年12月30日からの規則適用に向けて、各国は国内体制を整備している状況。
 - 各国に求められる基盤整備の内容は、以下の通り。
 - 森林DD規則の母国語への翻訳
 - 各種の計算
 - － 関連業界の輸出入・国内生産販売量に関するデータの整備
 - － 自国及び輸出入国の森林DD規則に基づくリスク評価に向けた調査
 - － DD報告文書の管理方法、報告データのエラーへの対応等に関する準備
 - 国内規則を踏まえた森林DD規則の解釈
 - 新たな関連国内規則の制定
 - 関連業界への規則の周知
 - DD報告に向けたITシステムの準備
- (出所) Mr. Lars Andersen Skovmoller (デンマーク環境保護局)
「How the Competent Authorities are getting ready for the EUDR」
- 各国における具体的な取組状況等については、ヒアリング調査により情報収集を実施した。ヒアリングに基づく調査結果は次頁以降に示す。

ヒアリング先(実施日)	ヒアリング実施概要
政府機関	
オランダ農業・自然・食品品質省 (2023年12月7日)	■ 2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況や、国内事業者を含む関係者の状況について情報を収集
フランス農業・農業食料・林業省(MAAF) (2023年12月15日)	■ 森林DD規則を受けて各国での実施基盤整備を担う「所管当局(competent authority)」 ■ 2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況について情報を収集
ドイツ連邦食糧・農業省(BMEL) (2024年2月5日)	■ 森林DD規則を受けて各国での実施基盤整備を担う「所管当局(competent authority)」 ■ EUDR制定の背景詳細、2024年12月30日からの規則適用に向けた取組状況について情報を収集
業界団体	
オランダ油脂工業連盟(MVO) (2023年12月8日)	■ 森林DD規則の対象品目であるパーム油・大豆油を扱う事業者を束ねる業界団体 ■ オランダがEU内外との貿易のハブになっていることから、オランダのみならずEU全体での森林DD適用に向けた事業者の検討状況やEU並びに各国での詳細制度設計への意見等について情報を収集

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑥各国における規則運用に向けた取組状況

【各国における基盤整備状況】

■ 国内体制の整備

- 国によって進捗は大きく異なるが、いずれにせよ準備段階。
- 【オランダ】規則の所管当局は食品・消費者・製品安全庁(NVWA)。森林DD規則の国内法制化に取り組んでいるところ。
- 【フランス】環境省の下にSCN(Service à compétence nationale)と呼ばれる新たな部局を作ることとなっている。
 - － 森林DD規則のみならず他の制度も管轄する部局となる予定。2024年9月から部局の運営を開始し、2026年までに110名程度のスタッフ数に順次拡大していく予定。
 - － 森林DD規則については、SCNが輸入作物を、農業省が国産作物(木材、大豆、牛肉)を監督する役割分担が想定される。
- 【ドイツ】事業者の監視(DDシステムやDDステートメントの検査)を行うためのインフラ整備に取り組んでいる状況。

■ 規則運用に向けた課題

- EUTRからの品目拡張による政府にとっての課題として、検査数の増加、政府のキャパシティ不足が考えられる。
 - － 【フランス】国内企業だけでも33,000事業者が対象となる。

【事業者による取組の状況】

■ 規則運用に向けた課題

- 事業者にとっては、森林DDの要件のうち、「地理的位置の特定」が最大の課題。全ての原産地を挙げなければならない。生産地が分散している中でトレーサビリティを担保することが難しい。サプライチェーンを辿るためには、複数の組織で連携しなければならない。パーム油だけでなく、コーヒーもカカオもゴムも同じ状況。
- 生産国の法律、土地政策に従わなければならないという点がもう1つの課題。どのような書類が必要となるか、具体的に示されていないので現時点で対応できない。国によって情報ソースが異なる難しさもある。報告様式や内容もEU各国で異なると対応が難しいので共通化が必要。
- 国別リスク評価を、各企業が自身の取引先の国についてそれぞれ行わなければならないのか、原産国が同じなら企業間で共通化できるのか、その点も明確になっていない。同じ国・地域のリスク評価結果が企業間で異なるのはおかしいので、リスク評価結果を一括して利用できるようにすべきとの意見がある。
- 持続可能性認証スキームの活用について、既存認証では森林DD規則の要件の全ては満たせない(認証取得で全てを担保することはできない)との認識。

■ 各国政府と事業者とのコミュニケーション

- 【ドイツ】森林DD規則の検討が見込まれていた2021年に国内関係者のフォーラムを立ち上げ、対象事業者、市民社会、学術関係等の様々な関係者で規則に関する議論を行ってきた。
- 【オランダ】業界団体が国や品目をまたいで連携し、運用ルールの共通化に向けてEU委員会に具申する等の動きがある。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

【本調査の背景と目的】

- 農産物や木材等の持続可能性を確認する手段として、各種国際団体等が構築する持続可能性認証スキームがある（森林を対象としたFSC (Forest Stewardship Council) やPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)、パーム油を対象としたRSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)、広く農作物を対象としたISCC (International Sustainability and Carbon Certification) 認証など）。こうしたスキームは独自の持続可能性基準を定め、その対象は環境（ライフサイクルGHG排出量、生物多様性への影響、森林減少・劣化への影響、大気・水・土壌の汚染など）、社会・労働（地域住民・先住民の権利、労働者の権利確保、労働環境の整備など）、ガバナンス（国際条約や各国法令の遵守、監査体制の整備、サプライチェーンの透明性確保など）、など様々だが、これを活用することにより、EUが求める森林DDの実施を部分的にでも担保できる可能性がある。
- 森林DD規則の施行後、DDの実施方法等の詳細が各国により定められることになるが、現時点で上記のような持続可能性認証スキームの活用は妨げられていない。とくに事業者が実施するDDのうち、リスク評価の際に活用可能性があるとの言及もされている（森林DD規則前文 para52）。
- 日本からEUへ主に輸出されている対象品目に適用しうる持続可能性認証スキームの概要とその手続きを事前に把握しておくことは、日本の事業者が今後対応を求められる可能性を踏まえても有用と考えられた。このことから、各種認証スキームの、森林DD規則の下での活用可能性について調査を実施した。

【本調査の結果概要】

- ヒアリング調査に基づけば、認証はあくまで補完的なツールであり認証取得をもってDD要件のすべてに対応できるものではないとの見方が多勢であった。
- 一方で、認証スキームを適用する動きはEUTRと同様とみられており、各認証スキームでは森林DD規則対応の分析・検討を開始している状況。次頁以降ではその状況について情報収集・整理を行った。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

- 各種の持続可能性認証スキームは、森林DD規則の施行を受けて、これを支持するとともに、同スキームとの整合性の確認等、運用可能性に向けた検討を開始している。
 - 森林DD規則での要求事項のうち、座標軸(生産地の地理的位置)の特定については多くの関係機関がその難しさを課題と認識している。

森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)	パーム油	全世界	■ WWF(世界自然保護基金)、ユニリーバをはじめとする欧米企業、マレーシアパーム油協会等により設立。2002年から取組開始、2004年に正式設立 ■ 持続可能性認証スキームのデファクトスタンダードとして業界で多くの事業体が活用 ■ 欧州再生可能エネルギー指令(EU RED)で認められたスキーム	■ 規則の検討当初より、EUDRと自認証が定める基準とのギャップ分析を行う等、活用に向けた取組を実施している。 (https://rspo.org/ja/resources/?category=eudr) ■ 2023年6月に関係者間(RSPO、持続可能な農業サプライチェーンのためのイニシアティブ(INA)、持続可能なパーム油フォーラム(FONAP)等)で森林DD規則への対応に向けた議論を実施。森林DD規則を支持するとともに、小規模農家によるEU市場へのアクセスを維持することの重要性が指摘された。トレーサビリティを確保するためのツールは増えているがその互換性がないという現状を踏まえ、ITソリューションのデジタル統合に関する取組事例などが紹介された。 (https://rspo.org/sustainable-palm-oil-players-discuss-implementation-of-eu-deforestation-regulation/)
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)	森林、木材	全世界	■ 各国で地元の関係者によって独立に設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして審査及び相互承認を行う。国際NGOであるPEFCが運営 ■ 1999年設立、2023年8月時点で49の国・地域における森林認証制度が承認されている	■ 企業によるDDの一部としてPEFCを活用可能との立場を示し、活用可能なソリューションを開発中。具体的には、森林減少の有無の確認工程、サプライチェーンの把握工程での支援を想定。 (https://pefc.org/eudr) ■ 定期的にウェビナーを開催し検討状況について公表。

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など(つづき)

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
FSC (Forest Stewardship Council)	森林、木材	全世界	■ 非営利団体Forest Stewardship Council (FSC)が運営する国際的な認証制度で、1994年、国際NGOであるWWFを中心に、環境団体、林業者、林産物取引企業、先住民団体等により設立	■ 企業がDD報告義務を果たす際のリスク評価・リスク回避のためにツールとしてFSC認証を使用可能との立場。 ■ 小規模森林所有者の支援、先住民の権利強化、EUDRの下での適切なFSCの活用に向けたEUDR所管当局へのトレーニング、各国との森林パートナーシップ構築等を実施していく方針を示している。 ■ EUDRに適合するための森林管理に関する認証基準の見直しにも着手。

森林DD規則を踏まえたFSCの活用可能性に関する分析

- FSCでは、同認証における持続可能性基準が森林DD規則が求める事項を満たすことができるか、項目ごとに確認を行っている。ギャップがある項目については、基準の見直しも検討される予定。

(出所) Preferred by Nature「Understanding the requirements of the EU Deforestation Regulation (EU) 2023/1115」(セミナー発表資料、2023年7月12日、地球人間環境フォーラム「EUDRと森林リスクコモディティ調達の未来」)
(<https://www.gef.or.jp/news/event/230712eudrwebinar/>)より転載

Indications of coverage for FSC	FSC FM	Controls on non-certified component 非认证部分是可控的 (FSC COC/CW forest level)	FSC COC (certified supply chain)
Deforestation / degradation			N/A
Legality			N/A
Geolocation / Time of production			N/A
Traceability	N/A	N/A	

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

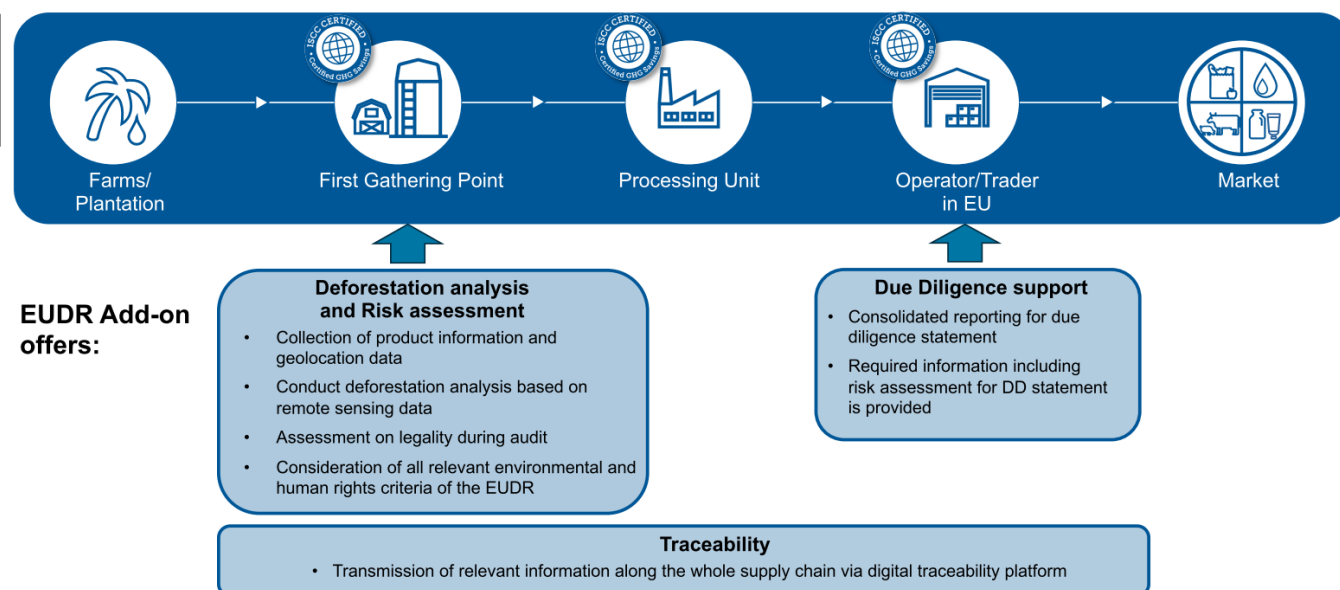
森林DD規則に対する持続可能性認証スキームの直近動向など

スキーム名	認証対象品目	対象地域	スキーム概要	森林DD規則を受けての取組等
ISCC (International Sustainability and Carbon Certification)	食料、家畜、バイオ製品、エネルギー	全世界	■ 100以上の団体がメンバーとなり管理する認証スキーム。本部はドイツ ■ EU REDで認められたスキーム ■ 日本の再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)向けにも、FIT制度のルールを網羅するために従来のISCCから拡張した基準(ISCC Japan FIT)を整備するなど、各種制度への適用に積極的	■ 森林DD規則の実施を部分的に支援する目的で、既存のISCC基準に加え、同規則向けの追加要素「Add-on」を構築予定。(下図) ■ 原産地の森林減少の有無の確認、リスク評価には、ISCCが既に提供している「GRAS」と呼ばれる衛星データを使用した現地モニタリングツールを活用可能としている。 ■ 森林DD規則への準拠に資するソリューション(リスク評価ツール)を開発中。(https://www.iscc-system.org/news/iscc-helping-system-users-navigate-new-eudr/)

森林DD規則の適用に際してのISCC「Add-on」の活用イメージ(パーム油の事例)

- 原産地での森林減少の有無の分析、トレーサビリティの確保、リスク評価等のDDにおける一部工程をISCCの仕組みの活用により支援できている。

(出所)DR. Katharina Heidrich (ISCC)「ISCC certification as a supporting tool for EUDR requirements」(2023年10月23日ウェビナー発表資料)(<https://www.iscc-system.org/wp-content/uploads/2023/10/ISCC-presentation-EUDR-webinar-23.10.pdf>)より転載



3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑦既存認証スキームにおける森林DD規則への対応

Preferred by Natureによる森林DD規則に関する取組

- NPO法人Preferred by Nature (前身はNEPCon)は、森林DD規則が対象とするようなリスク評価を行うとともに、各種持続可能性認証スキームでの審査機関として機能。
 - NEPCon (Nature Economy and People Connected)は、25 年前に設立された国際的な環境 NGO。主要業務は、持続可能な土地利用と責任ある林産品の調達を推進することで、木材、牛肉、大豆、パーム油に関するリスク評価を行うとともに、FSC や PEFC などの森林認証、木材合法性証明、持続可能なバイオマスの認証 (SBP: Sustainable Biomass Program)、持続可能なパーム油の認証 (RSPO)などのサービスを行っている。EUからEUTRの監査機関(MO)に認定されており、EUTRに即したDDシステムをEUTR対象事業者に提供している。活動範囲はEU 全加盟国。
- 森林DD規則の運用に向け、企業が満たすべき原則・基準・指標を定め、公表している(下表)。

原則	基準
原則1： 管理と事業実践において責任を持つ	
	基準1.1： 土地の所有権と管理に関する権利が確保されている。
	基準1.2： 管理計画策定・実施が責任をもって実践されている。
	基準1.3： 税金や各種料金が支払われている。
	基準1.4： 汚職、詐欺、利益相反が回避されている。
	基準1.5： 貿易及び調達が責任をもって行われている。
原則2： 人々の幸福と人権が尊重される	
	基準2.1： 人権が尊重されている。
	基準2.2： 児童労働が行われておらず、若い労働者の雇用に際しては責任をもって管理されている。
	基準2.3： 奴隷労働、強制労働が行われていない。
	基準2.4： 労働者の権利が尊重されている。
	基準2.5： 差別が行われていない。
	基準2.6： 労働者は責任ある規則に従って報酬を受けている。
	基準2.7： 設備利用や作業、活動等は安全に行われている。
	基準2.8： 労働者に提供される住宅は安全かつ衛生的である。
	基準2.9： ジェンダーの平等が維持・保護されている。
	基準2.10： 先住民の権利が認識され尊重されている。
	基準2.11： 地域住民 (コミュニティ) が支援され、彼らの権利が尊重されている。

原則	基準
原則3： 自然と環境が保護される	
	基準3.1： 森林とその他の生態系が転換されない。
	基準3.2： 天然林やその他の生態系が劣化していない。
	基準3.3： 生態系及び生物多様性の価値が特定され、保護されている。
	基準3.4： 化学物質が最小限の負の影響にとどまるかたちで責任をもって使用されている。
	基準3.5： 廃棄物が責任をもって削減・管理されている。
	基準3.7： 水資源が保護され、効率的に使用されている。
	基準3.8： 土壌が適切に保護・管理されている。
原則4： 気候への影響が減少・緩和される	
	基準4.1： 温室効果ガス排出が削減される。

(出所) Preferred by Nature「EUDR Indicators – Sustainability Framework Programme 1次ドラフト」(2023年5月)
(<https://preferredbynature.org/sites/default/files/Sustainability-Framework-EUDR-Indicators%28V1.0%29.pdf>)

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑧まとめ:日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

【森林DD規則により事業者(Operator)に求められる事項の大枠】(再掲)

■ DDは、以下の手順で実施する。

- **【DD情報の収集】**製品の内容や生産地の情報(地理的位置情報も含む)、製品に関する事業者の情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報等を収集し、これらを報告する「DDステートメント」を作成する。DDステートメントはEUが整備する「情報システム」に報告するとともに、要請に応じて各国の所管当局に提出する。
 - **【リスク評価】**収集したDD情報に基づき、対象製品が規則に基づいて不適合になるリスクがあるかの評価・判断を行う。
 - **【リスク緩和措置】**リスク評価の結果においてリスクありと判断された場合には、そのリスクを緩和(軽減)する措置を実施する。
- EUにより製品・原産国ごとに行われる分類で「低リスク」に分類されたものについては、上記DDプロセスのうち「リスク評価」「リスク緩和措置」の実施は義務ではない(ベンチマーキングシステム)。

【森林DD規則への対応の範囲】

- 日本からEUへ輸出される対象品目についてDDの責任を負うのは、EU域内で当該製品を最初に扱う事業者(First Operator)。日本の事業者は、First Operatorに対し、彼らがDDステートメントの作成やリスク評価を実施するのに必要な情報を収集・提供することとなる。収集・保管が必要な情報の項目は以下の通り(森林DD規則 第9条)。
- 製品表示(商品名や種類等を含む。木材関連製品は樹種の通称・学名を含む)。製品表示には、対象製品を生産するために使用された関連製品の一覧を含む
 - 対象製品の数量(原則キログラム単位)
 - 生産国
 - 対象製品が生産された土地の全ての区画の地理的位置、並びに生産日時
 - － 牛に関する製品については、牛が飼育されていたすべての施設を地理的位置とする
 - 対象製品を供給された企業・個人の名称、住所、電子メールアドレス
 - 森林減少を伴わない製品であることを決定的かつ検証可能な十分量の情報
 - 対象製品が生産国の関係法令に従って生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分量の情報

3. EU による森林デューデリジェンスに関する調査

⑧まとめ:日本の事業者が対応すべき事項に関する情報の整理

【森林DD規則への対応の範囲】(つづき)

- 例えばパーム油のように、マレーシアやインドネシアから日本に輸入され日本で加工しEUに輸出するような品目について、日本の事業者がサプライチェーン上の情報収集・提供にどこまで責任を持つ必要があるか(日本国内の範囲でいいのか、自国以上の上流の原産国まで遡ることも求められるのか、それらは今後実施される同規則における国別リスク評価の結果により異なるのか／等)は、**現時点では未定**である。今後の動向を踏まえつつ、各事業者が方針及び要求事項を定めていくことになると考えられる。
 - (参考)森林DD規則対象製品の中でも特にパーム油については、マレーシアやインドネシアがEUへの輸出の障壁になりかねない(両国の主要な生産主体である小規模農家によるDDへの対応が困難)と懸念を示している。EUとマレーシア、インドネシアは対応についての協議を開始している段階。

【森林DD規則の運用に向けた詳細制度設計の進捗と今後の見通し】

- 制度対象事業者(EU域内の事業者)が作成すべきDDステートメントの様式、これを提出する情報システムについては、現在EUが構築を進めており、その詳細は最終決定していない。
 - 2023年12月～2024年1月に情報システムのパイロットテストが実施された。その結果を受けて2024年夏頃には情報システムが整備され、希望事業者に対する活用トレーニング等も実施される見込み。
- 事業者にとって規則準拠のうえでの最大の懸念は、原産地の**地理的位置の特定**である。関連する支援策の1つとして、EUでは世界の森林をモニタリングできるツール等の情報を提供している(<https://forest-observatory.ec.europa.eu/>)。原産地は事業者が特定する必要があるが、特定後、その場所過去に森林減少が生じているかどうか等を確認できる。
- 持続可能性認証スキームの活用については、認証はあくまで補完的なツールであり認証取得をもってDD要件のすべてに対応できるものではないとの見方が多勢。一方で、各認証スキームでは森林DD規則対応の分析・検討を開始している状況。
 - 森林減少の有無を確認する工程への支援(森林管理基準の適用、森林モニタリングツールの提供／等)や、製品のサプライチェーンの把握・トレーサビリティの確保のための支援(CoC(Chain of Custody: 管理の連鎖)認証の仕組みを使ったトレーサビリティの確保／等)、収集情報の検証(認証の下での審査機関による検証を通じた第三者性の担保)といった支援が考えられている。
 - いくつかの認証スキームでは、既存認証基準とEUDRの要求事項のギャップ分析を行い、認証基準の見直しを進めている。

- 日本の事業者を含む関係者への要求事項は、こうした詳細ルールや運用方針が定まった段階でより明確になるものと考えられる。